

平成 2 5 年 第 5 回

芦北町議会 1 2 月定例会会議録

開会 平成 2 5 年 1 2 月 1 7 日

閉会 平成 2 5 年 1 2 月 2 0 日



うたせ船

熊本県芦北町議会

平成 2 5 年第 5 回芦北町議会定例会会期日程

月 日	曜日	日 程
1 2 ・ 1 7	火	本会議（開 会） 諸報告 議長諸般の報告 行政報告 町長の提案理由説明 議案審議 （散 会）
1 8	水	休 会（議事整理）
1 9	木	本会議（開 議） 議案審議 一般質問 （散 会）
2 0	金	本会議（開 議） 議案審議 一般質問 閉会中の継続調査の申出 （閉 会）

目 次

第1号（12月17日）	頁
1 議事日程……………	3
2 出席議員氏名……………	4
3 欠席議員氏名……………	4
4 説明のため出席した者の職氏名……………	4
5 事務局職員出席者……………	5
6 開会 開議……………	12
日程第1 会議録署名議員の指名……………	12
日程第2 会期の決定について……………	12
日程第3 諸報告……………	12
議長諸般の報告	
行政報告	
日程第4 町長の提案理由説明……………	12
日程第5 陳情第1号 湯浦慰霊塔の移設に関する陳情について（平成24 年受付分）……………	13
日程第6 議案第54号 平成25年度芦北町一般会計補正予算（第4号）……	14
日程第7 議案第55号 平成25年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正 予算（第2号）……………	22
日程第8 議案第56号 平成25年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算 （第1号）……………	23
日程第9 議案第57号 芦北町子ども・子育て会議条例の制定について……	24
日程第10 議案第58号 芦北町ひとり親等家庭医療費助成に関する条例の一 部を改正する条例の制定について……………	24
日程第11 議案第59号 芦北町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の 制定について……………	25
日程第12 議案第60号 芦北町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定 について……………	26
（一括議題＝日程第13から日程第14まで）	
日程第13 議案第61号 芦北町社会教育施設条例の一部を改正する条例の制 定について……………	27
日程第14 議案第62号 芦北町体育施設条例の一部を改正する条例の制定に ついて……………	27

日程第15	議案第63号	芦北町立保育所条例を廃止する条例の制定について…	29
日程第16	議案第64号	財産の処分について……………	30
日程第17	議案第65号	財産の処分について……………	32
日程第18	議案第66号	財産の処分について……………	33
日程第19	議案第67号	財産の無償貸付けについて……………	35
(一括議題＝日程第20から日程第21まで)			
日程第20	議案第68号	町道の路線廃止について……………	36
日程第21	議案第69号	町道の路線認定について……………	36
日程第22	議案第70号	工事請負契約の変更について……………	37
日程第23	同意第4号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求 めることについて……………	38
日程第24	同意第5号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求 めることについて……………	39
日程第25	同意第6号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求 めることについて……………	40
日程第26	意見第1号	公有水面埋立について……………	41
日程第27	諮問第4号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについ て……………	42
日程第28	請願第1号	青少年健全育成基本法の制定を求める請願について…	44
7	散 会……………		44

第2号(12月19日)

1	議事日程	47
2	出席議員氏名	47
3	欠席議員氏名	47
4	説明のため出席した者の職氏名	47
5	事務局職員出席者	48
6	開 議	56
(一括議題＝日程第 1 から日程第 2 まで)		
日程第 1	議案第57号 芦北町子ども・子育て会議条例の制定について	56
日程第 2	請願第 1 号 青少年健全育成基本法の制定を求める請願について	56
日程第 3	一般質問	57
(1) 宮内道則議員第 1 回目一般質問		58
○竹崎町長答弁		58

○山元商工観光課長答弁	59
○楠原住民生活課長答弁	59
(2) 宮内道則議員第2回目一般質問	60
○山元商工観光課長答弁	60
(3) 宮内道則議員第3回目一般質問	60
○竹崎町長答弁	60
(4) 宮内道則議員第4回目一般質問	60
○竹崎町長答弁	61
(5) 宮内道則議員第5回目一般質問	61
○楠原住民生活課長答弁	61
(6) 宮内道則議員第6回目一般質問	62
(1) 寺本順一議員第1回目一般質問	62
○竹崎町長答弁	64
○寺川企画財政課長答弁	64
(2) 寺本順一議員第2回目一般質問	65
○竹崎町長答弁	65
(3) 寺本順一議員第3回目一般質問	65
○竹崎町長答弁	66
(4) 寺本順一議員第4回目一般質問	66
○竹崎町長答弁	66
(5) 寺本順一議員第5回目一般質問	66
○竹崎町長答弁	66
(6) 寺本順一議員第6回目一般質問	66
○竹崎町長答弁	67
(7) 寺本順一議員第7回目一般質問	67
○竹崎町長答弁	68
(8) 寺本順一議員第8回目一般質問	68
(1) 坂本 登議員第1回目一般質問	68
○竹崎町長答弁	70
○吉田総務課長答弁	70
○山口建設課長答弁	70
○寺川企画財政課長答弁	71
○竹浦教育長答弁	71
(2) 坂本 登議員第2回目一般質問	71

○竹崎町長答弁	71
(3) 坂本 登議員第3回目一般質問	71
○竹崎町長答弁	71
(4) 坂本 登議員第4回目一般質問	72
○竹崎町長答弁	73
(5) 坂本 登議員第5回目一般質問	73
○竹崎町長答弁	74
(6) 坂本 登議員第6回目一般質問	74
○竹崎町長答弁	74
(7) 坂本 登議員第7回目一般質問	74
○竹崎町長答弁	75
(8) 坂本 登議員第8回目一般質問	75
○竹崎町長答弁	75
(9) 坂本 登議員第9回目一般質問	75
○竹崎町長答弁	75
(10) 坂本 登議員第10回目一般質問	75
○竹崎町長答弁	76
(11) 坂本 登議員第11回目一般質問	76
○寺川企画財政課長答弁	76
(12) 坂本 登議員第12回目一般質問	76
○竹浦教育長答弁	77
(1) 古村逸男議員第1回目一般質問	77
○竹崎町長答弁	78
○山口建設課長答弁	78
○楠原住民生活課長答弁	79
○竹浦教育長答弁	79
○宮下福祉課長答弁	80
(2) 古村逸男議員第2回目一般質問	80
○山口建設課長答弁	80
(3) 古村逸男議員第3回目一般質問	80
○山口建設課長答弁	81
(4) 古村逸男議員第4回目一般質問	81
○山口建設課長答弁	81
(5) 古村逸男議員第5回目一般質問	81

○山口建設課長答弁	81
(6) 古村逸男議員第6回目一般質問	81
○山口建設課長答弁	81
(7) 古村逸男議員第7回目一般質問	82
○山口建設課長答弁	82
(8) 古村逸男議員第8回目一般質問	82
○山口建設課長答弁	83
(9) 古村逸男議員第9回目一般質問	83
○竹崎町長答弁	83
(10) 古村逸男議員第10回目一般質問	83
○楠原住民生活課長答弁	83
(11) 古村逸男議員第11回目一般質問	83
○楠原住民生活課長答弁	84
(12) 古村逸男議員第12回目一般質問	84
○本山教育課長答弁	84
(13) 古村逸男議員第13回目一般質問	84
○竹崎町長答弁	84
(14) 古村逸男議員第14回目一般質問	84
○竹崎町長答弁	85
(15) 古村逸男議員第15回目一般質問	85
7 散 会	85

第3号（12月20日）

1 議事日程	89
2 出席議員氏名	89
3 欠席議員氏名	89
4 説明のため出席した者の職氏名	89
5 事務局職員出席者	90
6 開 議	91
日程第1 発議第4号 青少年健全育成基本法の制定を求める意見書案につ いて	91
日程第2 一般質問	92
(1) 平松洋一議員第1回目一般質問	92
○竹崎町長答弁	93

○寺川企画財政課長答弁	93
(2) 平松洋一議員第2回目一般質問	94
○竹崎町長答弁	96
(3) 平松洋一議員第3回目一般質問	96
○竹崎町長答弁	96
(4) 平松洋一議員第4回目一般質問	96
○竹崎町長答弁	97
(5) 平松洋一議員第5回目一般質問	97
○竹崎町長答弁	98
(6) 平松洋一議員第6回目一般質問	98
○寺川企画財政課長答弁	99
(7) 平松洋一議員第7回目一般質問	99
○竹崎町長答弁	100
(8) 平松洋一議員第8回目一般質問	100
(1) 川尻成美議員第1回目一般質問	100
○竹崎町長答弁	101
○澁谷教育委員長答弁	102
○竹浦教育長答弁	102
○藤崎副町長答弁	102
(2) 川尻成美議員第2回目一般質問	103
○澁谷教育委員長答弁	104
(3) 川尻成美議員第3回目一般質問	104
○竹崎町長答弁	105
(4) 川尻成美議員第4回目一般質問	106
○竹崎町長答弁	107
(5) 川尻成美議員第5回目一般質問	108
(1) 林田耀宏議員第1回目一般質問	109
○竹崎町長答弁	109
○山元商工観光課長答弁	110
○竹浦教育長答弁	110
(2) 林田耀宏議員第2回目一般質問	110
○竹浦教育長答弁	110
(3) 林田耀宏議員第3回目一般質問	111
○竹浦教育長答弁	111

(4) 林田燿宏議員第4回目一般質問……………	111
○竹浦教育長答弁……………	111
(5) 林田燿宏議員第5回目一般質問……………	111
○竹浦教育長答弁……………	112
(6) 林田燿宏議員第6回目一般質問……………	112
○山元商工観光課長答弁……………	112
(7) 林田燿宏議員第7回目一般質問……………	113
○山元商工観光課長答弁……………	113
(8) 林田燿宏議員第8回目一般質問……………	114
○山元商工観光課長答弁……………	114
(9) 林田燿宏議員第9回目一般質問……………	114
(1) 寺本修一議員第1回目一般質問……………	115
○竹崎町長答弁……………	115
○山口建設課長答弁……………	116
(2) 寺本修一議員第2回目一般質問……………	116
○山口建設課長答弁……………	116
(3) 寺本修一議員第3回目一般質問……………	117
○山口建設課長答弁……………	117
(4) 寺本修一議員第4回目一般質問……………	117
○山口建設課長答弁……………	117
(5) 寺本修一議員第5回目一般質問……………	118
○竹崎町長答弁……………	118
(6) 寺本修一議員第6回目一般質問……………	119
○竹崎町長答弁……………	119
(7) 寺本修一議員第7回目一般質問……………	120
(一括議題＝日程第3から日程第6まで)	
日程第3 総務常任委員会の閉会中の継続調査(所管事務)の申出……………	120
日程第4 建設経済常任委員会の閉会中の継続調査(所管事務)の申出……………	120
日程第5 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査(所管事務)の申出……………	120
日程第6 議会運営委員会の閉会中の継続調査(所掌事務)の申出……………	120
7 閉 会……………	120

平成 2 5 年第 5 回芦北町議会定例会議事日程（第 1 号）

平成 2 5 年 1 2 月 1 7 日

午前 1 0 時 開 会
於 議 場

1 議事日程

開会宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸報告
 - 議長諸般の報告
 - 行政報告
- 日程第 4 町長の提案理由説明
- 日程第 5 陳情第 1 号 湯浦慰霊塔の移設に関する陳情について（平成 2 4 年受付分）
- 日程第 6 議案第 5 4 号 平成 2 5 年度芦北町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 7 議案第 5 5 号 平成 2 5 年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 8 議案第 5 6 号 平成 2 5 年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 9 議案第 5 7 号 芦北町子ども・子育て会議条例の制定について
- 日程第 1 0 議案第 5 8 号 芦北町ひとり親等家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 1 議案第 5 9 号 芦北町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 2 議案第 6 0 号 芦北町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- （一括議題＝日程第 1 3 から日程第 1 4 まで）
- 日程第 1 3 議案第 6 1 号 芦北町社会教育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 4 議案第 6 2 号 芦北町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 5 議案第 6 3 号 芦北町立保育所条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 1 6 議案第 6 4 号 財産の処分について

- 日程第 17 議案第 65 号 財産の処分について
 日程第 18 議案第 66 号 財産の処分について
 日程第 19 議案第 67 号 財産の無償貸付けについて
 (一括議題=日程第 20 から日程第 21 まで)
 日程第 20 議案第 68 号 町道の路線廃止について
 日程第 21 議案第 69 号 町道の路線認定について
 日程第 22 議案第 70 号 工事請負契約の変更について
 日程第 23 同意第 4 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求
 めることについて
 日程第 24 同意第 5 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求
 めることについて
 日程第 25 同意第 6 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求
 めることについて
 日程第 26 意見第 1 号 公有水面埋立について
 日程第 27 諮問第 4 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについ
 て
 日程第 28 請願第 1 号 青少年健全育成基本法の制定を求める請願について
 (散 会)

2 出席議員 (16 人)

1 番 坂 本 登 君	2 番 林 田 燿 宏 君
3 番 宮 内 道 則 君	4 番 寺 本 順 一 君
5 番 古 村 逸 男 君	6 番 白 坂 康 浩 君
7 番 草 野 安 道 君	8 番 前 田 徹 一 君
9 番 元 山 秀 志 君	10 番 宮 尾 秀 行 君
11 番 平 松 洋 一 君	12 番 川 尻 成 美 君
13 番 水 口 宣 之 君	14 番 岡 部 恵 美 子 君
15 番 寺 本 修 一 君	16 番 藤 井 公 明 君

3 欠席議員 (0 名)

4 説明のため出席した者の職氏名 (18 人)

町 長 竹 崎 一 成 君	副 町 長 藤 崎 正 司 君
教育委員長 澁 谷 百 鍊 君	教 育 長 竹 浦 裕 道 君

総務課長	吉田茂君	企画財政課長	寺川健一君
税務課長	早川純一君	住民生活課長	楠原清照君
福祉課長	宮下祐一君	農林水産課長	柳田豊彦君
商工観光課長	山元信作君	建設課長	山口純志君
上下水道課長	江上繁君	会計管理者兼 会計室長	園川民夫君
田浦基幹支所長	野口博司君	教育課長	本山昭君
生涯学習課長	藤井哲郎君	農業委員会 事務局長	鶴山秀生君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長	下田研君	次長（主幹）	福田貴司君
--------	------	--------	-------

議長諸般の報告

- 1 例月現金出納検査結果報告書（別紙のとおり）
- 2 水俣芦北広域行政事務組合議会定例会
期 日 平成25年9月25日（水）
場 所 水俣芦北広域行政事務組合講堂
議 題 議案第11号 水俣芦北広域行政事務組合督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例の制定について（原案可決）
議案第12号 監査委員の選任につき同意を求めることについて（原案可決）
- 3 議員研修
期 日 平成25年10月21日（月）～23日（水）
場 所 新潟県長岡市、新潟市
内 容 長岡市 中越大地震の経験を生かした防災体制の強化について
新潟市 新潟ニューフードバレー構想について
- 4 熊本県町村議会議員研修会
期 日 平成25年10月31日（木）
場 所 熊本県立劇場
内 容 講演「2014年の日本の政治と経済を展望する」
講師 白鷗大学教授・東北福祉大学特任教授 福岡政行 氏
- 5 南九州西回り自動車道熊本県建設促進期成会要望活動
期 日 平成25年11月5日（火）
場 所 国土交通省 九州地方整備局（福岡市）
- 6 町村議会議長全国大会
期 日 平成25年11月13日（水）
場 所 NHKホール（東京都）
内 容 要望事項24件、9地区の要望9件の提案理由説明ほか
特別講演「想定を超える災害にどう備えるか」
講師 群馬大学広域首都圏防災研究センター長 片田敏孝 氏

7 南九州西回り自動車道熊本県建設促進期成会要望活動

期 日 平成25年11月14日（木）

場 所 国土交通省、財務省、地元選出国會議員（東京都）

上記のとおり報告する。

平成25年12月17日

芦北町議会議長 藤 井 公 明

芦町監第35号
平成25年12月6日

芦北町議会議長 藤井公明様

芦北町監査委員 山下生吾
芦北町監査委員 古村逸男

例月現金出納検査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり提出します。

記

1. 検査の対象

会計管理者の権限に属する現金（歳計現金、一時借入金及び基金並びに歳入歳出外現金）の出納及び保管

2. 検査現在期日

平成25年11月30日

3. 検査実施日

平成25年12月6日

4. 検査の結果及び意見

検査現在期日における歳計現金及び基金並びに歳入歳出外現金（一時借入金なし）の保管状況は、預金通帳、保管現金及び現金保管状況一覧表と照合した結果すべて符合し相違ないこと及び適正に処理されていることを確認した。

また、出納事務については、現金出納にかかる証拠書類及び関係帳表と照合、検査の結果、計数に誤りはなく何ら不正非違の点も見受けられず、すべて適正に処理されていることを認めた。

なお、参考まで検査現在期日における現金の現在高は、次のとおりである。

一般会計・特別会計	歳計現金	2,527,139,753 円
	一時借入金	0 円
	基金に関する現金	4,590,669,281 円
	歳入歳出外現金	51,384,044 円
	計	7,169,193,078 円
水道事業会計		280,237,685 円

議員派遣の結果報告

1. 議員派遣

目 的	議会の活性化に資するため
派遣場所	新潟県長岡市、新潟市
期 日	平成25年10月21日（月）～23日（水）
派遣議員	議員12名参加
内 容	長岡市 中越大地震の経験を生かした防災体制の強化について 新潟市 新潟ニューフードバレー構想について

2. 熊本県町村議会議長会議員研修会

目 的	議会の活性化に資するため
派遣場所	熊本県立劇場
期 日	平成25年10月31日（木）
派遣議員	議員14名参加
内 容	講演「2014年の日本の政治と経済を展望する」 講師 白鷗大学教授・東北福祉大学特任教授 福岡政行 氏

3. 広報特別委員会視察研修

目 的	議会広報の活性化に資するため
派遣場所	鹿児島県肝付町議会
期 日	平成25年11月20日（水）
派遣議員	議会広報特別委員4名参加
内 容	議会広報活動等について

4. 熊本県町村議会議長会広報研修会

目 的	議会広報の活性化に資するため
派遣場所	自治会館 講堂
期 日	平成25年11月21日（木）
派遣議員	議会広報特別委員3名参加
内 容	（1部）講話とワークショップ 「『伝わる』作法～議員プレゼン力を磨こう」

(2部) 議会広報クリニック

「1紙1長1短～ワンポイント講評」

講師 熊本日日新聞社N I E 専門委員・熊本大学客員教授

越地真一郎 氏

上記のとおり報告する。

平成25年12月17日

芦北町議会議長 藤 井 公 明

平成 2 5 年第 5 回芦北町議会定例会請願文書表

受理年月日 番 号	住 所	氏 名	要 旨	所管委員会
H25. 11. 28 請願第 1 号	芦北町大字湯 浦974—11	稲富安信 (紹介議員： 林田耀宏)	青少年健全育成基本 法の制定を求める請 願	文教厚生 常任委員会

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（藤井公明君） おはようございます。

ただいまから平成25年第5回芦北町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

お手元に配付の議事日程にしたがって会議を進めてまいります。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤井公明君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、4番 寺本順一君及び5番 古村君の2人を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定について

○議長（藤井公明君） 日程第2「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、先に開催されました議会運営委員会において、12月20日までとの答申がっております。本日から12月20日までの4日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月20日までの4日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸報告

○議長（藤井公明君） 日程第3「諸報告」を行います。

例月現金出納検査結果、閉会中に出席した議長諸般の報告、議員派遣の結果報告及び町長の行政報告の内容は、議席に配付のとおりです。

以上で、諸報告を終わります。

-----○-----

日程第4 町長の提案理由説明

○議長（藤井公明君） 日程第4、町長の提案理由の説明を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） おはようございます。

本日ここに、芦北町議会12月定例会の招集を申し上げましたところ、議員各位におかれましては、師走のお忙しい中に御出席いただき、ありがとうございます。

また、本定例会に付議しました議案の提案理由について、その概要を申し上げ

ます。

まず、平成25年度芦北町一般会計補正予算ほか特別会計に係る補正予算2件、芦北町子ども・子育て会議条例の新規制定1件、ほか条例改正5件、廃止条例1件、保育所民営化に係る財産の処分3件、企業誘致に伴う財産の無償貸付1件、町道の路線廃止及び認定について各1件、牛の水漁港改修工事に係る工事請負契約の変更について1件、また意見第1号といたしまして、県道水俣田浦線の道路改良工事に係る公有水面埋立1件、合計18件を提案しております。併せまして、固定資産評価審査委員会委員の選任及び人権擁護委員の推薦に係る人事案件4件を提案しております。

御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（藤井公明君） 町長の説明が終わりました。

-----○-----

日程第5 陳情第1号 湯浦慰霊塔の移設に関する陳情について（平成24年受付分）

○議長（藤井公明君） 日程第5、陳情第1号「湯浦慰霊塔の移設に関する陳情について」を議題とします。

それでは、文教厚生常任委員会に付託され、閉会中の継続審査としておりました事件について、委員長報告を求めます。

白坂文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（白坂康浩君） 皆さん、おはようございます。

文教厚生常任委員長報告を申し上げます。

当委員会に付託され、継続審査としておりました陳情第1号、湯浦慰霊塔の移設に関する陳情につきましては、11月12日と12月6日に審査を行いましたので、その結果を御報告いたします。

本件につきましては、他の遺族会も同じように、遺族会の方々の高齢化や施設の老朽化等により、管理及び修理等に問題が生じており、今後、5地区遺族会において合同で取り組んでいくことになりました。

審査の結果、陳情第1号、湯浦慰霊塔の移設に関する陳情につきましては、陳情の内容の見直しが行われ、方向性が変わったことから、全会一致で不採択とすることに決しました。

以上で、文教厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長（藤井公明君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから陳情第1号「湯浦慰霊塔の移設に関する陳情について」採決します。

お諮りします。

委員長報告は不採択であります。委員長報告のとおり、不採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第1号は、委員長報告のとおり、不採択とすることに決定しました。

-----○-----

日程第6 議案第54号 平成25年度芦北町一般会計補正予算（第4号）

○議長（藤井公明君） 日程第6、議案第54号「平成25年度芦北町一般会計補正予算（第4号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） おはようございます。

議案第54号、平成25年度芦北町一般会計補正予算について御説明を申し上げます。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ3,114万2,000円を追加し、予算の総額を101億4,013万9,000円とするものでございます。また、第2条で繰越明許費を、第3条で債務負担行為の補正を計上いたしております。

主な補正の内容につきましては、予算書とお手元に配付をいたしております資料を基に、歳出から御説明をいたします。

予算書は12ページからになります。

まず、各款の職員の人件費、職員給、手当等、共済費の補正につきましては、配付をいたしております資料で御説明をいたします。節2給料、節3職員手当等、節4共済費につきましては、勧奨退職者及び育児休業者の増、市町村共済組合への追加費用負担率の変更並びに国の給与1%削減要請による減額及び人事異動等に伴う補正でございます。総額で4,755万4,000円の減額となっております。内訳につきましては、予算書の30ページから32ページの給与費明細書のとおりでございます。

以降、各款の補正につきましては、人件費補正を省略して説明を申し上げます。

続きまして、予算書は14ページになります。

まず、款2総務費、項2徴税費でございます。目2賦課徴収費の委託料375万1,000円は、平成27年度標準宅地評価替えに伴う標準宅地の鑑定委託料でございます。

続きまして、予算書は16ページになります。

款3民生費、項1社会福祉費でございます。目2障害者福祉費の扶助費577万9,000円は、給付要望の増加に伴う日常生活用具給付費等扶助費239万3,000円と、利用日数の増加に伴う障害児通所給付費扶助費338万6,000円の増額でございます。

目4高齢者福祉費の負担金補助及び交付金17万2,000円は、要望増加に伴う高齢者住宅改造事業補助金4万2,000円と、後期高齢者はり、きゅう、あん摩施術補助金13万円でございます。

次に、項2児童福祉費でございます。目1児童福祉総務費の報酬6万2,000円は、子ども・子育て支援法制定に伴い設置されます子ども・子育て会議の委員報酬でございます。

次に、旅費の3万3,000円は、子ども・子育て会議委員の費用弁償でございます。

次に、委託料459万3,000円は、子ども・子育て支援法制定に伴いますシステム委託料359万5,000円と、ニーズ調査集計委託料99万8,000円でございます。

続きまして、予算書は17ページになります。

目2児童措置費の負担金補助及び交付金61万5,000円は、国の保育士等処遇改善特例事業に係ります補助金の積算内容変更に伴う私立保育園への補助金額の増額でございます。

次に、目3母子福祉費の扶助費61万8,000円は、ひとり親等家庭医療費扶助費の増加分でございます。

次に、目5保育所の賃金295万3,000円は、入所児童の増加に伴う臨時保育補助員の増員による賃金の増加分でございます。

続きまして、予算書は18ページになります。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費の報酬45万6,000円は、健康づくり推進事業実施に向けて設置されます健康づくり推進プロジェクト部会の委員報酬でございます。同じく、報償費4万2,000円は、部会員となる高校生への謝礼金でございます。旅費の11万5,000円は、部会員の費用弁償でございます。

次に、目3環境衛生費の負担金補助及び交付金328万円は、要望の増加に伴います家庭用生ごみ処理機購入補助金20万円と、住宅用太陽光発電システム設置費補助金308万円でございます。

次に、目6生活排水対策事業費の繰越金34万6,000円は、農業集落排水事業特別会計への繰出金でございます。

続きまして、予算書は19ページになります。

款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費の賃金7,000円は、最低賃金の改定に伴います臨時職員の賃金の増加分でございます。

次に、目5農道施設事業費の負担金補助及び交付金の12万円は、鶴木山地内で県が実施いたします広域農道配水路補修工事に係る負担金でございます。

続きまして、予算書は20ページになります。

目6かんがい排水改良事業費の工事請負費の200万6,000円は、単県農業農村整備推進交付金特認事業を活用して実施されます湯治山水路改修工事費でございます。

目8中山間地域等直接支払事業費の負担金補助及び交付金の381万4,000円は、参加集落の増加に伴う増加分の補正でございます。同じく、償還金利子及び割引料の8,000円は、対象農地の減少に伴う国庫負担金の償還金でございます。

続きまして、予算書は21ページになります。

款5農林水産業費、項2林業費、目2林業振興費の負担金補助及び交付金の1,496万6,000円は、要望増加に伴います芦北町木造住宅建築支援事業補助金の増加分1,462万1,000円と、同じく要望が増加しております有害鳥獣被害防止等対策事業補助金の増加分34万5,000円でございます。

次に、項3水産業費でございます。目2水産振興費の負担金補助及び交付金の1,104万9,000円は、田浦漁協、芦北漁協の合併に伴う漁業協同組合合併支援事業補助金1,100万円と、養殖業等セーフティネット支援事業補助金の交付を受けて実施いたします漁獲共済支援事業補助金4万9,000円でございます。

次に、目3漁港建設費の委託料230万円は、国の補助を受けて進めておりました漁港機能保全計画策定におきまして、作成方法の変更がなされたことに伴う増額分でございます。

続きまして、予算書は22ページになります。

款6商工費、項1商工費です。目2商工業振興費の委託料22万9,000円は、企業誘致に伴う旧白木小学校土地鑑定業務委託料でございます。

次に、目3観光費の繰出金571万6,000円は、町有温泉事業特別会計への繰出金でございます。

次に、目6 芦北海浜総合公園管理運営費の役務費19万2,000円は、ゾーブ購入に伴う通関・税関検査等手数料でございます。同じく、備品購入費の325万1,000円は、ゾーブ2台分の購入費でございます。

続きまして、予算書は23ページになります。

款7 土木費、項2 道路橋りょう費でございます。目5 橋りょう新設改良費の工事請負費382万7,000円は、おれんじ鉄道との協議の結果、工法の変更が生じたことに伴う増額分でございます。

続きまして、予算書は24ページになります。

項5 都市計画費、目2 都市下水道事業費の負担金補助及び交付金の354万6,000円は、新たに2地区から要望がありました家庭排水路整備事業補助金でございます。

続きまして、予算書は25ページになります。

款8 消防費、項1 消防費です。目2 非常備消防費の需用費10万円は、新たに2地区で自主防災組織が設立されたことに伴い、県補助を活用して防災資機材を支給するための消耗品費でございます。

続きまして、予算書は29ページになります。

款10 災害復旧費、項2 公共土木施設災害復旧費でございます。目1 公共土木施設災害復旧費の工事請負費475万円は、本年9月3日、台風17号により被災した町道3路線の災害復旧工事費でございます。

続きまして、歳入について御説明を申し上げます、予算書は10ページをお開きください。

款11 分担金及び負担金でございます。農林水産業費分担金10万円は、湯治山樹園地で実施されます排水路改良に係る受益者分担金でございます。

続きまして、款13 国庫支出金、項1 国庫負担金です。目1 民生費国庫負担金の障害者福祉費負担金169万2,000円は、障害児通所給付費扶助費の実績見込みの増加に伴う障害児施設措置費国庫負担金でございます。

目3 災害復旧費国庫負担金の公共土木施設災害復旧負担金316万8,000円は、台風17号で被災した町道3路線の災害復旧国庫負担金でございます。

次に、項2 国庫補助金、目2 民生費国庫補助金の障害者福祉費補助金119万6,000円は、日常生活用具給付費等扶助費の実績見込みの増加に伴う地域生活支援事業国庫補助金でございます。

続きまして、款14 県支出金、項1 県負担金です。目1 民生費県負担金は、障害者福祉費負担金の84万6,000円は、障害児通所給付費扶助費の実績見込みの増加に伴う障害児施設措置費県負担金でございます。

次に、項2県補助金、目2民生費県補助金の障害者福祉費補助金の59万8,000円は、日常生活用具給付費等扶助費の実績見込みの増加に伴う地域生活支援事業県補助金でございます。

次に、児童福祉費補助金の411万5,000円は、保育士等処遇改善臨時特例事業に係る県補助金61万5,000円と、子ども・子育て支援新制度システム導入補助金350万円でございます。

次に、母子福祉費補助金30万9,000円は、ひとり親家庭等医療費扶助費増加に係る県補助金の増加分でございます。

次に、予算書は10ページから11ページになります。

目4農林水産業費県補助金の農業費補助金386万2,000円は、協定参加地区の増加に伴う中山間地域等直接支払事業費補助金286万円と、湯治山地区で実施される単県農道農村整備推進交付金特例事業補助金100万2,000円でございます。

次に、水産業費補助金117万4,000円は、漁獲共済に係る養殖業等セーフティネット支援事業補助金2万4,000円と、漁港機能保全計画作成に係る水産物供給基盤保全事業補助金115万円でございます。

次に、目7消防費県補助金の消防費補助金10万円は、新たに設立いたしました自主防災組織に係る自主防災組織設立促進活動活性化事業補助金でございます。

続きまして、款18繰越金です。繰越金1,047万5,000円は、前年度繰越金でございます。

続きまして、款19諸収入です。目2雑入の350万7,000円は、後期高齢者医療市町村療養給付費の精算に係る返還金349万8,000円と、対象面積減少に係る中山間地域直接支払交付金返還金9,000円でございます。

続きまして、繰越明許費について御説明をいたします。予算書は5ページになります。

款3民生費、子ども・子育て支援事業ほか2事業、総額1億9,755万9,000円について、国のシステム運用スケジュールや関係機関との協議に時間を要したことから、適正工期が確保できないため、繰越しをお願いするものでございます。

まず、民生費の子ども・子育て支援事業359万5,000円につきましては、子ども・子育て支援システムの運用について、平成26年10月に支給認定確認業務、平成27年4月から審査支払関係業務の運用開始が予定されておりますので、年度内のシステム構築が困難なため繰り越すものでございます。

次に、土木費の橋りょう新設改良事業1,209万4,000円につきましては、干崎橋改良工事に係ります、おれんじ鉄道の安全確保のための協議に時間を要した

こと、また一部工法を変更したことにより、年度内完了が困難なため繰越しをいたすものでございます。

次に、土木費の南九州西回り自動車道建設補償事業1億8,187万円につきましては、平成25年度に労務費と建設単価が上がったため、当初の補償額では工事完了が困難となり、補償額の増額につきまして、国交省との協議に時間を要したことから、適正工期が確保できないため繰越しをいたすものでございます。

次に、債務負担行為の補正について御説明をいたします。予算書は6ページでございます。

第3表債務負担行為補正です。今回の補正は、平成26年4月から消費税率が5%から8%へ変更されますことから、債務負担行為の限度額に影響のある学校給食配送車運転業務委託料、御立岬温泉センター委託料、御立岬公園委託料、古石地区生涯学習センター委託料につきまして、増税による不足分を追加設定するものでございます。期間及び限度額については記載のとおりでございます。

なお、予算書の33ページに調書を添付いたしております。

以上が、今回の一般会計補正予算の内容でございます。説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。川尻君。

○12番（川尻成美君） まず、款3の児童福祉費の報酬のほうでございますけれども、6万2,000円、子ども・子育て会議委員の報酬ということで上がっておりますけれども、後で新たな条例案が提案されます。子ども・子育て支援の新制度が国から27年度より新たにスタートするということで、25年度に会議を開くという市町村への通達の中であります。条例を見てみますと、15人が委員となるようでございますけれども、25年度で何回の会議がなされる予定なのか、また条例が可決しますと、すぐ委員の選定になろうかというふうに思いますが、その点の経過、今後のですね、経過等をにらんで、こういう予算を補正を付けられたというふうに思いますので、お願いしたいと思います。

あと、款4の環境衛生費で、太陽光の設置の補助金が出ております。当初予算も出ておりましたけれども、手厚い補助金のようにありますので、件数等もにらんで補助金を出されたと思いますので、具体的にお願いしたいと思います。

あと1点が款5の林業振興費で、これは毎年補正がありまして、たいへん喜ばれるシステムではありますけれども、当初1,800万円の木造住宅建設に伴う支援がありましたけれども、1,400万円という大幅な補正でありますので、これも具体的にお願いしたいというふうに思います。以上です。3点です。

○議長（藤井公明君） 宮下福祉課長。

○福祉課長（宮下祐一君） 子ども・子育て会議の質問でございましたけれども、この会議の委員につきましては、当初、当初予算ではですね、次世代の育成支援対策地域協議会で検討をするということですね、予定をしておりました。国の子ども・子育て支援会議のメンバーの構成を参考にですね、バランスよく、幅広い関係者を集めることを、子育て支援法の最終改正が行われた後ですね、これが国のほうから求められまして、その中で構成メンバーを見直したということで、その構成メンバーが当初10人を予定していたんですけれども、これ15人に増やしたと、15人以内に増やしたと。これは子育て次世代の育成支援対策協議会の中で検討を踏まえて、このように増やしたということでありまして、その日数を云々ということではありません。会議のほうは年、3月までに2回を予定をしております。以上です。

○議長（藤井公明君） 楠原住民生活課長。

○住民生活課長（楠原清照君） お答えいたします。

太陽光発電につきましてはですね、これは平成13年度から開始しておる、継続して実施しておる補助事業でございます。途中、1、2年、ちょっと中止した時期もございましたけれども、本年度におきましてはですね、当初予算額は560万円、40件、それにですね、22件を追加しまして、補正後は62件の財源措置ということで対応したいと思っております。今年度はですね、来年度から消費税とか上がりますものですから、そういう駆け込み需要もですね、あるのではないかなというようにこと想定いたしまして、あと今の実績等も踏まえてですね、補正をさせていただきました。ちなみにですね、太陽光発電は御案内のとおりですね、太陽光発電の導入促進あるいは温室効果ガスのですね、排出削減、また新エネルギーの普及、そしてエネルギーの地産地消、これが目的でございます。1kW当たり3万5,000円、上限14万円の助成と、1戸当たりですね。そのような制度でございまして、平成24年度までに合計1,064.31kW、つまりメガソーラー、1MW以上はメガソーラーでございますので、この住宅用太陽光発電もメガソーラーということで、今、鋭意、整備促進を図っているところでございます。以上です。

○議長（藤井公明君） 柳田農林水産課長。

○農林水産課長（柳田豊彦君） 住宅支援事業の件について申し上げますが、御質問にお答えするには、これまでの経緯を説明するのが一番早いと思いますので申し上げます。平成21年度が新築12件、改築1件、増築6件の19件、補助金額で1,427万5,000円でございます。平成22年度が新築18件、改築3件、増築1件の22件、2,284万8,000円、このときには補正予算をお願いしております。23年度は新築16件、増築4件の20件で1,682万7,000円、昨年24年度は新築17件、改築1件、増築2件の20件で1,673万2,000

円という数字でございますが、本年度は11月までに20件の申し込みがございまして、1,764万1,000円の交付決定をしたところでありますが、その後、予約と申しますか、申し込みが11件あっております。それで、現在まで判明しているのが、交付決定20件と、今後交付決定をするものを合わせて31件、それに今後の、これ以外にまた出てくるものを予備として3件分を含めて1,462万1,000円の増額になったということでございまして、これにつきましては申請される方々でありますとか、業者さんのことも聞いてみますと、すべてがですね、消費税が上がる前ということでありますので、まさしく駆け込み需要だというふうに思っております。以上でございます。

○議長（藤井公明君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） これで質疑を終わります。

発言の訂正があるそうです。寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） 先ほど、私が一般会計の説明をした中で誤りがございましたので、訂正をお願いしたいと思います。

予算書の25ページでございます。この中で真ん中でございますが、款8消防費、項1消防費のところで、「目2非常備消防費の需用費10万円」と申しましたが、これが間違いでございまして、「目4災害対策費の需用費10万円」ということで訂正をお願いしたいと思います。

それから、予算書の22ページでございます。22ページの中で、款6商工費、項1商工費の中の目4の芦北海浜総合公園の管理運営費のところを、「目4」のところを「目6」というふうに申し上げましたので、「目6」ではなくて「目4」ということで訂正をお願いしたいと思います。

以上でございます。申し訳ありませんでした。

○議長（藤井公明君） そのように訂正します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第54号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 5 5 号 平成 2 5 年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 2 号)

○議長（藤井公明君） 日程第 7、議案第 5 5 号「平成 2 5 年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。江上上下水道課長。

○上下水道課長（江上 繁君） おはようございます。

議案第 5 5 号、平成 2 5 年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について御説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1 6 3 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2 億 2, 3 1 3 万円とするものであります。

今回の補正の理由は、担当職員の人件費の調整と、農山漁村地域整備交付金を活用した伏木氏地区の農業集落排水施設において、機能診断業務委託による施設の計画的な補修や、維持管理費の節減、効率化を図ることを目的とし、いち早く対応するため補正をお願いするものでございます。

それでは、予算書の 7 ページをお開きください。歳出から御説明いたします。

款 1 項 1 目 1 の農業集落排水事業総務費の補正額 3 4 万 6, 0 0 0 円は、職員の給料、職員手当、共済費の調整に伴うものでございます。

款 1 項 2 目 1 伏木氏地区農業集落排水施設管理費の補正額 1 2 8 万 4, 0 0 0 円は、施設機能診断業務委託料で国の 1 0 0 % の補助事業でございます。

次に、6 ページの歳入を御説明いたします。

歳入の款 3 項 1 目 1 一般会計繰入金からの補正額 3 4 万 6, 0 0 0 円と、款 8 項 1 目 1 衛生費国庫補助金の 1 2 8 万 4, 0 0 0 円は、農山漁村地域整備交付金による歳入となっております。

以上で御説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第 5 5 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第56号 平成25年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（藤井公明君） 日程第8、議案第56号「平成25年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。山元商工観光課長。

○商工観光課長（山元信作君） おはようございます。

議案第56号、平成25年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ628万3,000円を追加し、予算総額を1億2,758万3,000円とするものでございます。また、第2条で債務負担行為をお願いしております。

それでは、歳出から御説明いたします。予算書9ページを御覧ください。

款1温泉運営費、目2温泉観光センター運営費の補正額68万6,000円は、冷水浴排水弁交換、浴槽ろ過機グラントパッキン交換及び浄化槽ブロワーの修繕料でございます。

次に、目4大野温泉センター運営費の補正額559万7,000円は、井水ポンプ交換、道の駅休憩所の屋根修繕料の162万8,000円と、町職員の派遣終了に係る人件費の増加や、営業日数及び営業時間の拡大などの経費増加に伴う委託料の補正396万9,000円でございます。

次に、予算書8ページの歳入を御説明いたします。

款3一般会計繰入金の補正額571万6,000円は、歳出不足額を一般会計から繰り入れるものです。

款4雑入、補正額56万7,000円は、道の駅休憩所の修繕費用に係る建物災害共済金を受け入れるものです。

次に、債務負担行為について御説明いたします。予算書4ページになります。

第2表債務負担行為でございます。大野温泉センター委託料について、債務負担行為を設定しております。事項、期間、限度額は、記載のとおりでございますが、今回の指定管理委託料の算定方法の見直しによる委託料の増額と、消費税率引き上げによる委託料の増額に伴い、債務負担行為を設定するものでございます。なお、予算書の10ページに調書を添付しております。

以上で説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第５６号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第５６号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第９ 議案第５７号 芦北町子ども・子育て会議条例の制定について

○議長（藤井公明君） 日程第９、議案第５７号「芦北町子ども・子育て会議条例の制定について」は、先の議会運営委員会で委員会付託する旨の答申がっておりますので、会議規則第３８条第１項の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思います。

なお、会議規則第３８条第２項の規定により、説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第５７号は、議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託することに決定しました。

所管の常任委員会におきましては、慎重な審査をされ、その結果を本会議において、常任委員長から報告願います。

-----○-----

日程第１０ 議案第５８号 芦北町ひとり親等家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤井公明君） 日程第１０、議案第５８号「芦北町ひとり親等家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。宮下福祉課長。

○福祉課長（宮下祐一君） 議案第５８号、芦北町ひとり親等家庭医療費助成に関する

条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の改正は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の適用対象が交際相手まで拡大され、同法の題名中「保護」が「保護等」に改められることから、条例で引用する法律名を改めるものでございます。

附則としまして、この条例は改正される法律の施行日に合わせて、平成26年1月3日から施行することとしております。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第58号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第11 議案第59号 芦北町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定 について

○議長（藤井公明君） 日程第11、議案第59号「芦北町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。山口建設課長。

○建設課長（山口純志君） おはようございます。

議案第59号、芦北町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

道路法施行令が改正されたことに伴い、本条例別表に規定する法令の条項にずれが生じたため改正するもので、別表中、施行令の号番号を2号ずつ繰り下げる改正を行っております。

なお、道路法施行令の主な改正としましては、道路法施行令第7条に規定する道

路の構造または交通に支障を及ぼす恐れのある工作物等に、第２号として太陽光発電設備及び風力発電設備、第３号として津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設が追加されたものです。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第５９号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第５９号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第１２ 議案第６０号 芦北町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤井公明君） 日程第１２、議案第６０号「芦北町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。山口建設課長。

○建設課長（山口純志君） 議案第６０号、芦北町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、法律の名称及び町営住宅の入居者資格の一部を改正するものであります。

内容としましては、これまで配偶者または事実婚の相手方からの暴力及びその被害者を対象としていたものを、生活の根拠を共にする交際相手から暴力を受けた者についても従前のＤＶ被害者に準ずるものとして取り扱うことを可能とするものです。

併せて、公営住宅の供給対象とされてきた家族世帯の入居機会を引き続き確保

するために必要な事項を追加するものであります。

附則として、この条例は法律の施行日に合わせて、平成26年1月3日から施行するものです。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第60号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第61号 芦北町社会教育施設条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 議案第62号 芦北町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤井公明君） 日程第13、議案第61号「芦北町社会教育施設条例の一部を改正する条例の制定について」から日程第14、議案第62号「芦北町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について」までは、先の議会運営委員会の答申を踏まえ、会議規則第36条の規定により一括議題とします。質疑は、説明が終了した後、一括して行います。

本案について説明を求めます。藤井生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤井哲郎君） おはようございます。

議案第61号、芦北町社会教育施設条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

この条例は、社会教育施設に民間企業を誘致することに伴い、当該施設が社会教育施設としての機能を喪失するため、対象施設について条例の一部改正を行うも

のです。

改正内容として、社会教育施設の名称及び位置を記載している別表第1から「白木地区生涯学習センター、芦北町大字白木1520番地」を削るものです。

なお、附則として、この条例は平成26年2月1日から施行することとしております。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、議案第62号、芦北町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本条例は、体育施設に民間企業を誘致することに伴い、当該施設が体育施設としての機能を喪失するため、対象施設について条例の一部を改正するものでございます。

改正内容として、体育施設の名称及び位置を記載している別表第1から「芦北町立白木体育館及び芦北町営白木運動場」、共に「芦北町大字白木1520番地」を削るものです。

なお、附則として、この条例は平成26年2月1日から施行することとしております。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから日程第13、議案第61号から、日程第14、議案第62号までを順次討論を行い、採決します。

日程第13、議案第61号「芦北町社会教育施設条例の一部を改正する条例の制定」について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第61号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は、原案のと

おり可決されました。

日程第14、議案第62号「芦北町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について」討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第62号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第15 議案第63号 芦北町立保育所条例を廃止する条例の制定について

○議長（藤井公明君） 日程第15、議案第63号「芦北町立保育所条例を廃止する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。宮下福祉課長。

○福祉課長（宮下祐一君） 議案第63号、芦北町立保育所条例を廃止する条例の制定について御説明申し上げます。

町立保育所の民営化につきましては、行政改革の中で平成22年度より民営化研究協議会並びに民営化等検討委員会での協議を経て、保護者説明会の開催など、関係者の理解を得ながら検討を重ね、平成25年3月に芦北町立保育所民営化方針を決定いたしました。この方針に基づき、平成25年6月に芦北町立保育所移管先法人選定委員会を設置して、募集要領、選定基準を策定し、移管先法人の選定事務を進めてまいりました。

今般、移管先法人を選定し、平成27年4月1日に町立の3保育所すべてを民間へ移管するため、本条例を廃止するものでございます。

附則としまして、第1項で施行期日を平成27年4月1日からとしています。2項につきましては、芦北町特別職の職員で、非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正で、芦北町立保育所条例の廃止に伴い、保育所嘱託医の項を削るものでございます。3項につきましては、芦北町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正で、同じく保育所に関連する字句を削るものでございます。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第63号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第16 議案第64号 財産の処分について

○議長（藤井公明君） 日程第16、議案第64号「財産の処分について」を議題とします。

本案について説明を求めます。宮下福祉課長。

○福祉課長（宮下祐一君） 議案第64号、財産の処分について御説明申し上げます。

本案は、芦北町立田浦保育所を民間へ移管するにあたり、保育所の建物を移管先に無償で譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

処分する建物、芦北町大字田浦町字八幡ノ元698番地、保育所、木造セメント瓦葺平屋建779.55㎡、処分の目的、芦北町立田浦保育所民営化、処分価格、無償、処分の相手方、住所、熊本県葦北郡芦北町大字吉尾197番地、氏名、社会福祉法人千隆福社会、理事長、本村憲裕。

今回の財産の処分は、平成27年3月31日をもって町立保育所を廃止し、保育所建物を普通財産とした上で、移管先の社会福祉法人に無償で譲渡するものでございます。

移管先につきましては、芦北町立保育所移管先法人選定委員会での審査・選定を踏まえて決定しています。

移管先とは、今後の移管事務を円滑に進めていくため、平成25年12月6日付けで、譲渡に関する仮契約を締結しています。

なお、譲渡の条件として、用途は保育所の用途に制限されること、譲渡物件の譲渡、貸し付け、担保の禁止、義務を履行しない場合は町に返還することなどを仮

契約の中に定めています。

お手元の資料を御覧ください。

田浦保育所の園舎は平成14年2月に竣工し、平成16年に一部増設を行っています。建物の評価額につきましては、本年4月に不動産鑑定業務の委託を行っています。評価の手法につきましては、公共・公益的施設としての市場性を考慮することが難しいことなどから、再調達原価に原価率などを考慮して算出してあります。鑑定評価時の評価額は5,770万円、移管時の評価額は4,836万円で試算しています。なお、この評価額に建設時の国・県・町の負担割合を反映させ、4分の1相当額で算出する方法も考えられると、鑑定評価についての意見書には記載されています。

なお、この評価額に関わらず、無償で譲渡する理由につきましては、移管先法人の初期投資の軽減を図り、安定した保育所運営を継続していただく、このことが入所児童へのより良い保育サービスの提供につながるということでございます。

このほかにも有償譲渡の場合、補助金返還が発生し、移管先が支払う譲渡額の財源に、町からの運営委託料が充てられてしまうということがございます。無償の場合は返納はございません。

また、今回の民営化により、町の保育所運営費に係る一般財源が削減されるということ、児童福祉法では町は保育の実施者となっていること、譲渡する建物が保育所の用途に限定され、運営が行われなくなったときは町に返還すること、敷地である土地は有償での貸し付けとしていることなどを総合的に判断し、無償譲渡としています。

なお、土地につきましては、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条の規定に基づき手続きを行っています。

現在、私立保育園へ町有地の貸付実例があること、また将来の保育動向、社会福祉事業用途を考慮して、有償での減額貸付としています。

現時点での貸付料の算定額は記載のとおりです。

遊具、その他備品の物品につきましては、同条例第6条の規定に基づき、町が入所承諾した児童を保育するという公益上の必要があることから、無償での譲渡としています。

備品数残存価格は記載のとおりです。

なお、移管実施日は、建物、土地、物品ともに、平成27年4月1日です。

提案理由は記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第64号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第17 議案第65号 財産の処分について

○議長（藤井公明君） 日程第17、議案第65号「財産の処分について」を議題とします。

ここで、議案第65号及び議案第66号は、前田君に関係がありますので、地方自治法第117条の規定により、退場を求めます。

〔前田君 退場〕

○議長（藤井公明君） 本案について説明を求めます。宮下福祉課長。

○福祉課長（宮下祐一君） 議案第65号、財産の処分について御説明申し上げます。

本案は、芦北町立湯浦保育所を民間へ移管するにあたり、保育所の建物を移管先に無償で譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

処分する建物、芦北町大字湯浦字湯町201番地、保育所、鉄筋コンクリート造陸屋根2階建外913.65㎡、処分の目的、芦北町立湯浦保育所民営化、処分価格、無償、処分の相手方、住所、熊本県葦北郡芦北町大字芦北2039番地、氏名、社会福祉法人将友会、理事長、前田將。

今回の財産の処分は、平成27年3月31日をもって町立保育所を廃止し、保育所建物を普通財産とした上で、移管先の社会福祉法人に無償で譲渡するものでございます。

なお、譲渡の条件として、用途は保育所の用途に制限されること、譲渡物件の譲渡、貸し付け、担保の禁止、義務を履行しない場合は町に返還することなどを仮契約の中に定めております。

建物の鑑定評価時の評価額は3,200万円、移管時の評価額は2,560万円で試算しています。

本財産処分につきましても、議案第64号で御説明申し上げました理由により、無償での譲渡といたしております。

土地、物品につきましては、資料に記載のとおりでございます。

なお、移管実施日は、建物、土地、物品ともに、平成27年4月1日です。

提案理由は記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第65号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第18 議案第66号 財産の処分について

○議長（藤井公明君） 日程第18、議案第66号「財産の処分について」を議題とします。

本案について説明を求めます。宮下福祉課長。

○福祉課長（宮下祐一君） 議案第66号、財産の処分について御説明申し上げます。

本案は、芦北町立大野保育所を民間へ移管するにあたり、保育所の建物を移管先に無償で譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

処分する建物、芦北町大字天月字中道1215番地3、保育所、鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建外384.80㎡、処分の目的、芦北町立大野保育所民営化、処分価格、無償、処分の相手方、住所、熊本県葦北郡芦北町大字芦北2039番地、氏名、社会福祉法人将友会、理事長、前田将。

今回の財産の処分は、平成２７年３月３１日をもって町立保育所を廃止し、保育所建物を普通財産とした上で、移管先の社会福祉法人に無償で譲渡するものでございます。

なお、譲渡の条件として、用途は保育所の用途に制限されること、譲渡物件の譲渡、貸し付け、担保の禁止、義務を履行しない場合は町に返還することなどを仮契約の中に定めております。

建物の鑑定評価時の評価額は３８０万円、移管時は２７０万円で試算しております。

本財産処分につきましても、議案第６４号で御説明申し上げました理由により、無償での譲渡といたしております。

土地、物品については、資料に記載のとおりでございます。

なお、移管実施日は、建物、土地、物品ともに、平成２７年４月１日でございます。

提案理由は記載のとおりです。

以上で説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第６６号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第６６号は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩します。

この間、前田君の入場を求めます。

〔前田君 入場〕

—————○—————

休憩 午前１１時０４分

再開 午前１１時２１分

-----○-----
○議長（藤井公明君） 休憩前に続き会議を開きます。

-----○-----
日程第 19 議案第 67 号 財産の無償貸付けについて

○議長（藤井公明君） 日程第 19、議案第 67 号「財産の無償貸付けについて」を議題とします。

本案について説明を求めます。吉田総務課長。

○総務課長（吉田 茂君） おはようございます。

議案第 67 号、財産の無償貸付けについて御説明申し上げます。

本案は、白木地区生涯学習センターへの企業誘致にあたり、企業の初期投資軽減、投資額の確保及び進出意欲を高めるため、町有財産を無償貸付けするものでございます。

無償貸付けを行う建物は、芦北町大字白木字赤尼田 1520 番地、白木地区生涯学習センター、鉄筋コンクリート 3 階建 1,500㎡及び芦北町大字白木字赤尼田 1520 番地、芦北町立白木体育館、鉄骨造平屋建 477㎡の二棟となります。

貸付の相手方は、住所、大阪府柏原市大字青谷 80 番地、氏名、株式会社アクアピア、代表取締役、田中綜治、貸付期間、平成 26 年 2 月 1 日から平成 31 年 1 月 31 日まで、貸付期間満了後は協議により貸付期間を更新できるものとしております。

提案理由につきましては、記載のとおりです。

以上で説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第 67 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 67 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 20 議案第 68 号 町道の路線廃止について

日程第 21 議案第 69 号 町道の路線認定について

○議長（藤井公明君） 日程第 20、議案第 68 号「町道の路線廃止について」から日程第 21、議案第 69 号「町道の路線認定について」までは、先の議会運営委員会の答申を踏まえ、会議規則第 36 条の規定により一括議題とします。質疑は説明が終了した後、一括して行います。

本案について説明を求めます。山口建設課長。

○建設課長（山口純志君） 議案第 68 号、町道の路線廃止について及び議案第 69 号、町道の路線認定について御説明申し上げます。

まず、宮崎村下線の廃止についてであります。本路線については熊本県が実施する中山間総合整備事業で道路改良が計画されております。事業実施にあたり、事業計画上、農道として位置づける必要があるため、事業が完了するまでの間、一旦町道を廃止するものです。

廃止区間は、起点、大字宮崎字宮崎から、終点、大字宮崎字下居屋敷までの区間 414m であります。

次に、段塔 2 号線の廃止及び認定についてであります。本路線は現在、大字田浦字鶴田 3327 番 2 から、3330 番までの区間 87m の路線認定がなされております。

宮崎村下線と同じく、中山間総合整備事業で町道に連結する農道部分の道路改良がされたことに伴い、町道として管理するほうが適当と考えられる道路延長が延びたため、現町道を一旦廃止し、新たに認定するものであります。

新たに認定する路線は、大字田浦字鶴田から、同じく字鶴田までの区間 660m であります。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから日程第 20、議案第 68 号から、日程第 21、議案第 69 号までを順次討論を行い、採決します。

日程第 20、議案第 68 号「町道の路線廃止について」討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第68号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第69号「町道の路線認定について」討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第69号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第22 議案第70号 工事請負契約の変更について

○議長（藤井公明君） 日程第22、議案第70号「工事請負契約の変更について」を議題とします。

本案について説明を求めます。柳田農林水産課長。

○農林水産課長（柳田豊彦君） それでは、議案第70号、工事請負契約の変更について御説明を申し上げます。

平成25年6月14日に議決をいただきました牛の水漁港改修工事請負契約のうち、契約金額1億80万円を、1億2,714万4,890円に変更をするものがあります。

主な変更内容につきましては、去る9月の補正で増額をいただいた折に説明したとおりでございますが、落石を防止するための柵及びネットの設置工事を行うこと、また埋立につきましては、昨年、地盤改良のため浚渫をした土砂を改めて埋め戻すということにしておりましたが、完成後の地盤沈下等を考慮いたしまして、一部、外部から土を購入をして埋め立てるということに変更をするものであります。

併せて、埋立完了後の道路舗装につきましても、全線舗装を実施いたしまして、

年度内に供用開始できるよう、工事を完了させる計画であります。

以上のようなことから、契約の金額の変更を行うものであります。

なお、この変更契約に伴います工期、平成26年2月28日までにつきましては変更はございません。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第70号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（藤井公明君） ここで、議案配付のため、しばらくお待ちください。

〔議案配付〕

○議長（藤井公明君） 配付漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 配付漏れなしと認めます。

-----○-----

日程第23 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（藤井公明君） 日程第23、同意第4号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

本案について説明を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 芦北町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求めます。

住所、熊本県葦北郡芦北町大字高岡144番地、氏名、福山功敏。

この件につきましては、平成26年2月10日に任期満了となるものでございまして、固定資産評価審査委員会委員の選任は、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を得る必要があるもので、本案を提出するものであります。

氏は、旧芦北町の平成16年4月から固定資産評価審査委員会委員として御尽力をいただいております、地域社会においても幅広い信頼を得られておりますことから、委員として適任であると認め、ここに議会の同意を求めるものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから同意第4号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、同意第4号は、原案のとおり同意することに決定しました。

-----○-----

○議長（藤井公明君） ここで、議案配付のため、しばらくお待ちください。

〔議案配付〕

○議長（藤井公明君） 配付漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 配付漏れなしと認めます。

-----○-----

日程第24 同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（藤井公明君） 日程第24、同意第5号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

本案について説明を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 芦北町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求めます。

住所、熊本県葦北郡芦北町大字花岡１８２２番地、氏名、石井忠也。

提案理由は、同意第４号と同じであります。

氏は、旧芦北町の平成９年４月から本委員会委員として御尽力をいただいております、委員として適任であると認め、ここに議会の同意を求めるものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから同意第５号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、同意第５号は、原案のとおり同意することに決定しました。

————○————

○議長（藤井公明君） ここで、議案配付のため、しばらくお待ちください。

〔議案配付〕

○議長（藤井公明君） 配付漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 配付漏れなしと認めます。

————○————

日程第２５ 同意第６号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（藤井公明君） 日程第２５、同意第６号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

本案について説明を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 芦北町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求めます。

住所、熊本県葦北郡芦北町大字田浦町１０４８番地１、氏名、濱崎猛。

提案理由は、同意第４号と同じであります。

氏は、平成２３年２月から本委員として御尽力をいただいております、現在１期目でございます。委員として適任であると認め、ここに議会の同意を求めるものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから同意第６号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、同意第６号は、原案のとおり同意することに決定しました。

-----○-----

日程第２６ 意見第１号 公有水面埋立について

○議長（藤井公明君） 日程第２６、意見第１号「公有水面埋立について」を議題とします。

本案について説明を求めます。山口建設課長。

○建設課長（山口純志君） 意見第１号、公有水面埋立について御説明申し上げます。

本事業は、熊本県が施工します県道水俣田浦線、福浦工区の道路改良工事に係る公有水面の埋立であります。

事業の概要について御説明いたします。埋立の区域は、別添図面のとおり、芦北町大字女島字大丸地先から津奈木町大字福浜字浜口地先までで、総埋立面積は約 7,806㎡、そのうち１工区は津奈木町区域であります。芦北町区域の埋立面積は、図面２工区から５工区までの約 7,358㎡となります。

県によりますと、今後の事業計画としまして、埋立許可の取得後、今年度末頃から工事に着手し、３年から４年の工期で完了したいとのことであります。

なお、道路延長は、芦北町区間約 800m、幅員 10mでございます。

提案理由につきましては、記載のとおりです。

以上で説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。川尻君。

○12番（川尻成美君） 地域住民の懸案事項でもあったわけですがけれども、説明会等はまだ県のほうは、これについてはまだ何もないんですかね。住民への周知等は。

○議長（藤井公明君） 山口建設課長。

○建設課長（山口純志君） この工事につきましての、地元の説明会というのはまだ集まってもらっていません。ただし、地権者の方々の用地関係はもう昨年度、その前からずっとやられていまして、だいたい目途がついたということで、今、埋立申請の許可待ちということでございます。これ次第であれば、また区長さんあたりと相談しながら、県のほうと一応打ち合わせをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。以上です。

○議長（藤井公明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから意見第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、意見第1号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（藤井公明君） ここで、議案配付のため、しばらくお待ちください。

〔議案配付〕

○議長（藤井公明君） 配付漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 配付漏れなしと認めます。

—————○—————

日程第27 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（藤井公明君） 日程第27、諮問第4号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

本案について説明を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めます。

住所、熊本県葦北郡芦北町大字湯浦349番地3、氏名、鎌木義光。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

この件につきましては、平成26年3月31日に任期満了となるものでございまして、法務大臣に候補者として推薦するために、当議会に提案させていただくものであります。

氏でございますが、平成20年4月から人権擁護員として委嘱され、現在2期目でございます。温厚にして篤実な人柄は、町民からの信望も厚く、また豊富な行政経験は人権擁護委員に適任と認め、ここに議会の意見を求めるものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから諮問第4号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第4号は、原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、建設課長から発言の申し出がっております。許可します。山口建設課長。

○建設課長（山口純志君） 先ほど、川尻議員のほうから、地元説明会の話がありましたが、私が25年度と勘違いしておりまして、今、県の資料を見てみますと、24年度にですね、関連の漁協関係からの同意書をもらうためのものと、24年の11月8日に一応地元の改良計画を行っているということでございます。これは24年度でございますけれども、1回はやっておるということでございますので、先ほどの訂正をお願いします。

○議長（藤井公明君） そのように訂正します。

-----○-----

日程第 28 請願第 1 号 青少年健全育成基本法の制定を求める請願について

- 議長（藤井公明君） 日程第 28、請願第 1 号「青少年健全育成基本法の制定を求める請願について」は、先の議会運営委員会で委員会付託する旨の答申がっておりますので、会議規則第 90 条第 1 項の規定により、お手元に配付しております請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

所管の常任委員会におきましては、慎重な審査をされ、その結果を本会議において常任委員長から報告を願います。

-----○-----

- 議長（藤井公明君） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

-----○-----

散会 午前 11 時 43 分

平成25年第5回芦北町議会定例会議事日程（第2号）

平成25年12月19日

午前10時 開 会

於 議 場

1 議事日程

（一括議題＝日程第1から日程第2まで）

日程第1 議案第57号 芦北町子ども・子育て会議条例の制定について

日程第2 請願第1号 青少年健全育成基本法の制定を求める請願について

日程第3 一般質問

（散 会）

2 出席議員（16人）

1番 坂 本 登 君

3番 宮 内 道 則 君

5番 古 村 逸 男 君

7番 草 野 安 道 君

9番 元 山 秀 志 君

11番 平 松 洋 一 君

13番 水 口 宣 之 君

15番 寺 本 修 一 君

2番 林 田 燿 宏 君

4番 寺 本 順 一 君

6番 白 坂 康 浩 君

8番 前 田 徹 一 君

10番 宮 尾 秀 行 君

12番 川 尻 成 美 君

14番 岡 部 恵美子 君

16番 藤 井 公 明 君

3 欠席議員（0名）

4 説明のため出席した者の職氏名（18人）

町 長 竹 崎 一 成 君

教育委員長 澁 谷 百 鍊 君

総務課長 吉 田 茂 君

税 務 課 長 早 川 純 一 君

福 祉 課 長 宮 下 祐 一 君

商工観光課長 山 元 信 作 君

上下水道課長 江 上 繁 君

田浦基幹支所長 野 口 博 司 君

副 町 長 藤 崎 正 司 君

教 育 長 竹 浦 裕 道 君

企画財政課長 寺 川 健 一 君

住民生活課長 楠 原 清 照 君

農林水産課長 柳 田 豊 彦 君

建 設 課 長 山 口 純 志 君

会計管理者兼
会 計 室 長 園 川 民 夫 君

教 育 課 長 本 山 昭 君

生涯学習課長 藤 井 哲 郎 君 農 業 委 員 会
事 務 局 長 鶴 山 秀 生 君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長 下 田 研 君 次 長（主幹） 福 田 貴 司 君

平成 2 5 年第 5 回定例会一般質問通告表

質問 順番	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	宮内道則	1 計石小学校跡の利用計画について	平成 2 4 年 3 月 3 1 日付をもって閉校となった計石小学校跡の活用について、検討が行なわれて来ていると思うが、現在までの検討結果はどのようなになっているのか。	町 長
		2 計石温泉センターの改修計画について	当温泉センターは、町の温泉施設の中では、利用者も多く町外からの利用者もあり、地元で親しまれ人気のある施設である。しかし、築後 2 0 年が経過し老朽化が見られる中で、利用客数が減少傾向にある。減少要因の一つとして、施設の老朽化が考えられると思うが、改修などの計画はないのか。	町 長
		3 認知症対策について	認知症について、インターネットの情報であるが、患者数が全国で 1 5 0 万人を超え、今後増加傾向にある。また、認知症の人を狙った悪徳商法の被害も出て来ている。などが記載されている。 認知症は、介護をする家族にも負担が大変かかっている。 このような中、本町では、町づくりの指針である総合計画の施策の大綱の一つに「人にやさしい快適な町づくり」を掲げられ、その中で全町民の健康づくりを推進されている。 本年 4 月には「芦北町健康づくり推進条例」が施行され、今後の事業展開が期待されるところである。	町 長

			① 町内の認知症患者数について把握をされているか。 ② 認知症に係る取り組みとして、どのような事業を実施されて来たのか。	
2	寺本順一	1 ふるさと納税（寄附金制度）について	① 寄附者との関係づくりのためにどのような取り組みを行っているのか。 ② 県内約70%の市町村が寄附者に対して、特産品を贈っているが特産品を贈る考えはないか。 ③ 制度の導入から5年が経過したが制度が十分活用されていると考えるか。また、どのようなことが課題になっていると考えるか。	町 長
		2 県道二見田浦線改修工事について	未改良区間、芦北町300m、八代市1,300mである。これまでの国の予算配分からすると、八代市側は長期の事業になると考えられる。 今年9月に新八代市長が誕生したが、新市長への陳情と八代地域振興局への陳情の考えはないか。	町 長
3	坂本 登	1 瀬戸石ダム水利権更新について	① 12月3日に電源開発株式会社が20年の水利権更新を国交省に申請しました。町長は「地元は賛否両論ある。代替エネルギーや環境への影響も含め慎重に判断してほしい」と新聞報道にありましたが、実際に流域住人の声をどのような形で聞いたのか具体例をお聞かせ下さい。 ② 国交省の定期検査（2013年5月27日）によって、	町長及び 担当課長

			瀬戸石ダムが「総合判定A」 (ダム及び当該河川の安全管理上重要な問題があり、早急な対応を必要とする) という事実を知っていますか。	
		2 町の若者に対する定住、受入対策について	① 町として若者が定住・転入し、人口増と町が活性化するような施策についてどう考えていますか。 ② 子育て世代や若者が魅力を感じるような、町の情報を全国に向けて積極的に発信する考えはないか。 ③ 若者の定住促進や少子化対策を進めるために、町営住宅の建設に力を入れる考えはないか。	町長及び 担当課長
		3 水俣病の被害者救済について	① 昭和44年12月以降に生まれた人たちは、特措法では救済対象から外されています。このことについて町長の認識についてお聞かせ下さい。 ② 救済対象から外された人の中に臍帯水銀値が高い人がいることを承知していますか。	町 長
		4 住民の公共交通機関の確保について	① 田浦地区は全域にわたって集落内への公共交通機関が少なく、抜本的な対策を講じる考えはないか。 ② 熊ヶ倉地区から古道地区まで走っている「スクールバス」に、熊ヶ倉地区住民が乗車できるようにする考えはないか。	担当課長 及び教育長
4	古村逸男	1 町道射場芦北線整備事業について	芦北町総合計画の実施計画書(平成25年度～平成27年度)に掲載されている町道射場	町 長

		芦北線改良工事は、地域住民にとって災害の避難場所であるしろやまスカイドームへのアクセスや佐敷駅前周辺の交通渋滞解消などが見込まれるため、早期完了の期待が大きい。 ① 実施計画では平成25年度から平成27年度までの事業内容を事業費が掲載されているが、現在までの進捗状態はどうか。 ② 今後、地元関係者や地権者への説明会を開催する予定はないか。 ③ 現在、的場踏切付近は車や歩行者にとって離合の際など不便かつ危険であるため、今回の改良工事によって利便性と安全性を確保する事は出来ないか。 ④ 実施計画では平成27年度までしか掲載されていないが、最終的にはいつ工事が完了する予定なのか。	
	2 微小粒子物質（PM2.5）による大気汚染対策について	近年PM2.5の飛来による大気汚染が深刻化するとともに健康への被害も心配されており、テレビ、新聞等のマスコミ関係も高い関心を持って報道し、各自治体は注意を喚起するなどその対応に苦慮している。 本町でPM2.5の注意喚起基準を超えた場合、 ① 町民に対しては、どのような方法で情報を伝えるのか。 ② 保育所、幼稚園、小・中学校での屋外活動はどうするか。	町 長 町 長 教育長

5	平松洋一	ふるさと納税について	地域間格差や過疎などによる税収の減少に悩む自治体に対し、格差是正を推進するため導入され、芦北町には住んでいないが芦北町をふるさとに持っている人や芦北町の取り組みを応援したいと思った人に、芦北町の活性化の為に寄附（納税）をしてもらう制度である。 ① 開始から早や5年、この制度に対して町長はどのような認識をもっているか。また、対応してきたか。 ② 現在、ふるさと納税について、どのようなPRをしているか。 ③ 開始からこれまでの実績は、どうなっているか。 ④ 全国自治体ではさまざまな対応（特典など）がなされている。芦北町でも、地元産等の活性化にもつながる為、一定金額以上の寄附者に対し地場特産物のお返しなど特典を設ける考えはないか。 ⑤ 芦北町をふるさとに持った町外在住者へのアピールも含め、各種団体が参画した検討委員会などを計画する考えはないか。	町 長
6	川尻成美	1 政府の教育行政改革案に対する受け止めについて	文部科学省が進める教育行政改革案が、具体的に報道されている。 ① 自治体の首長を地方教育行政の最終的な執行決定権者とする案が示されている。本町教育委員会として、また、町長としてどう受け止めている	教育委員長 町 長

			か。 ② より具体的に、教育再生実行会議の提言として、教育長を各自治体の教育行政の責任者として位置付けて教育委員会はその諮問機関とする案があり、更に首長に教育長の任免権を与える案が報道されている。本町教育委員会としてこのことに対してどう受け止めているのか、また、町長はどうか。	教育委員長 町 長
		2 瀬戸石ダムの存続について	国、県球磨川流域12市町村による『ダムによらない治水を検討する場』の第5回幹事会が11/21開催されたとのことである。 ① この幹事会での協議内容を具体的に明らかにされたい。 ② 本町としての、基本的考え方、方針はどうか。	副町長 町 長
		1 学校図書選定について	最近、通信機器などの発達により本離れが進むのではないかと危惧しているが、今年度、学校図書費の当初予算では小・中学校合わせて50万1千円の増額となり、大変喜ばしいことだと思う。 図書選定はどのような基準で、どのように行っているのか。	教育長
7	林田耀宏	2 湯浦温泉センター改築工事及びヘルシーパーク温泉井戸掘削工事の進捗状況について	現在、湯浦温泉センターの改築工事が行われ、外観も随分出来上がり歴史を思い出させる趣のある施設で、地域住民楽しみにしているところです。同時にヘルシーパークの温泉井戸掘削工事も始められ、来春には両方	町 長

			とも完成と期待しているところです。 ① 湯浦温泉センター改築工事の進捗状況はどうか。 ② ヘルシーパークの温泉井戸掘削工事の進捗状況はどうか。	
8	寺本修一	町内の県道改良工事について	① 熊本県の財政の厳しい状況下で、芦北地方への予算配分が激減している中ではあるが、町内の県道芦北坂本線、二見田浦線、球磨田浦線の改良工事の現在までの進捗状況と今後の見通しについて伺いたい。 ② 特に二見田浦線並びに球磨田浦線について、未改良区の大部分が八代市管轄である。八代市は新たに中村市長が誕生し、改良工事の進捗の気運が高まったと思う。今後の対応策をどう考えているのか伺いたい。	町 長 担当課長

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（藤井公明君） おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

お手元に配布の議事日程にしたがって、会議を進めてまいります。

元山君から遅刻の届けが出ております。

-----○-----

日程第1 議案第57号 芦北町子ども・子育て会議条例の制定について

日程第2 請願第1号 青少年健全育成基本法の制定を求める請願について

○議長（藤井公明君） 日程第1、議案第57号から日程第2、請願第1号までは会議規則第36条の規定により一括議題とします。

それでは、本定例会初日に常任委員会に付託しておりましたので、委員長に審査の結果の報告を求めます。

質疑は委員長報告が終了した後、一括して行います。白坂文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（白坂康浩君） 皆さん、おはようございます。文教厚生常任委員長報告を申し上げます。

本定例会初日に当委員会に付託されました議案第57号、芦北町子ども・子育て会議条例の制定について及び請願第1号、青少年健全育成基本法の制定を求める請願については、12月17日に審査を行いましたので、その結果を御報告いたします。

芦北町子ども・子育て会議条例は、子ども・子育て支援法第77条の規定に基づき、子ども・子育て支援に関する施策の推進を図るため制定するものであり、子育て当事者や関係者のニーズや意見をしっかり反映させ、地域の実情に応じた5年を1期とする子ども・子育て支援事業計画を策定し、支援事業を計画的に実施していきたいとの説明がありました。委員からは、法77条の内容確認を求めました。また、会議の委員を選定するときは専門的な人たちとか、幅広い人たちを集める必要があると思うがどのように考えているのかという質疑に対し、第3条の規定により15名以内でお願いする予定でいるとの答弁がありました。

質疑終了後は討論もなく、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、青少年健全育成基本法の制定を求める請願については、青少年の健全育成は国民すべての願いであり、願意が妥当であることから、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上で、文教厚生常任委員長報告を終わります。

○議長（藤井公明君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから日程第1、議案第57号から日程第2、請願第1号までを順次討論を行い、採決します。

日程第1、議案第57号、「芦北町子ども・子育て会議条例の制定について」討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから、議案第57号を採決します。

お諮りします。委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は、委員長報告のとおり決定しました。

日程第2、請願第1号、「青少年健全育成基本法の制定を求める請願について」討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから、請願第1号を採決します。

お諮りします。委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、請願第1号は、委員長報告のとおり決定しました。

-----○-----

日程第3 一般質問

○議長（藤井公明君） 日程第3、一般質問を行います。

質問通告者は8人です。通告書はお手元に配付しております。本日は、質問順1番から4番までを行います。質問時間は従来どおり補助質問を含めて30分以内に制限します。

それから、一般質問は通告制でありますので、通告者の質問に関連して求める関連質問は許可されません。質問に当たっては、通告内容に基づいた質問をされるよう求めます。なお、執行部の答弁も明解かつ簡潔に願います。

それでは、順番に発言を許します。

はじめに、宮内君。

○3番（宮内道則君） おはようございます。

それでは、議長から一般質問のお許しをいただきましたので、一般質問を始めさせていただきます。

さて、私は、今回一般質問の通告書により3つの質問をいたします。

まず、第1点は、計石小学校の利用計画についてであります。平成24年3月31日をもって閉校となった計石小学校は、明治7年4月に佐敷小学校の支校として創立され、138年の長い歴史に幕が閉じられ、その間4,764名の卒業生を排出いたしました。この歴史ある計石小学校の跡地活用について、現在までの検討結果はどのようなになっているのかをお尋ねいたします。

次の第2点は、計石温泉センターの改修計画についてであります。当温泉センターは町の温泉施設の中では利用者がもっとも多く、町内外からの利用者もあり、地元で親しまれ、たいへん人気のある施設でございます。しかし、築後19年が経過し、老朽化が見られる中で利用客数が減少傾向にあります。この減少の要因の一つとして、施設の老朽化が考えられると思うが、改修計画などはないのかお尋ねするものであります。

次の第3点は、認知症対策についてであります。この認知症はインターネットの情報ではありますが、患者が全国で150万人を超え、今後も増加の傾向にあります。また、認知症の人を狙った悪徳商法の被害も出てきているなど記載されております。認知症は介護をする家族にもたいへん大きな負担がかかっている。このような中、本町ではまちづくりの指針である総合計画の施策の大綱の一つに、「人にやさしい快適なまちづくり」を掲げられ、その中で全町民の健康づくりを推進されています。本年4月には芦北町健康づくり推進条例が施行され、今後の事業展開が期待されるところであります。

そこで、竹崎町長にお尋ねいたします。①町内の認知症患者について把握をされているのか、②認知症に関わる取組としてどのような事業を実施されてきたのかお尋ねいたします。

以上で、私の質問を終了いたしますが、答弁による再質問は自席から申し上げます。以上です。

○議長（藤井公明君） これより答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 宮内議員の御質問にお答えをいたします。

まず、計石小学校跡の利用計画についてであります。計石小学校跡の活用につきましては、計石港に隣接する立地条件から、町の観光の柱であります観光うたせ船

と連携した活用が図られないかという観点から検討が行われております。おおよそその方向性は出されておりますので、詳細は担当課長より答弁させます。

続きまして、計石温泉センターの改修計画についてであります。当センターは海底から噴出している温泉を直接くみ上げた珍しい温泉として御利用いただいております。建物本体は屈強な造りでありまして、現在のところ、老朽化による抜本的な改修の必要性は感じておりません。

続きまして、認知症対策でございますが、内容が事務的になりますので、担当課長より答弁させます。以上であります。

○議長（藤井公明君） 山元商工観光課長。

○商工観光課長（山元信作君） おはようございます。

計石小学校跡の活用の検討内容につきましては、平成24年度にうたせ船の問題と併せて、計石港一帯の活性化を検討する組織といたしまして、うたせ漁師村整備検討委員会が発足しています。検討委員会では、うたせ船の振興、海環境改善や漁民の経営環境向上などに対する検討がなされております。その中で計石小学校跡の活用についても方向性が議論されており、校舎の一部を改修し、魚さばき体験、調理体験、塩作り体験などを行う交流室整備、休憩所兼うたせ船学習のためのスペース整備、うたせ船の新たな担い手を確保するために必要なIターン者用の住居施設整備などの活用が検討されているところでございます。今後、提言書が提出される予定ですので、農林水産課とも連携を図り、学校跡地の活用を含めて、計石港一帯の活性化が実現できるよう取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（藤井公明君） 楠原住民生活課長。

○住民生活課長（楠原清照君） まず、認知症患者数でございますけれども、個別の介護認定申請時における主治医意見書を根拠として追求いたしますと、本年3月31日現在で590人でございます。平成24年度の要介護・要支援認定者総数は1,702人でございますから、認定者数の34.7%が認知症患者であると推定されます。この認知症患者590人のうち、認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護サービス施設、すなわちグループホームを御利用の方が90人の15.3%、在宅で居宅介護支援事業所を御利用の方が346人、58.6%、特別養護老人ホーム、老人保健施設、医療機関等を御利用の方及びその他が154人、26.1%となっております。

また、介護認定ランク別認知症患者数では、要支援1で1人、要支援2で1人、要介護1で113人、要介護2で39人、要介護3は80人、要介護4は128人、要介護5は228人となっております。例えば要介護5はですね、総数266人ですから、そのうち228人、86%が認知症であるということでございます。

次に、認知症に係る取組についてでございます。施設整備におきましては、介護保険事業計画に則り、今年度においてグループホーム3ユニットを増床し、27人分の入所枠を拡大しております。既設分と合わせまして10ユニット、90人の入所が可能な体制を確立しておるところでございます。

○議長（藤井公明君） 宮内君。

○3番（宮内道則君） 次に、計石小学校の利用計画について、2回目の質問をいたします。検討はうたせ漁師村整備に限定して行われているのかお尋ねします。また、多方面からの活用計画の検討はなされていないのかお尋ねをいたします。

○議長（藤井公明君） 山元商工観光課長。

○商工観光課長（山元信作君） 当検討委員会では、うたせ船の振興を主として計石港一帯の活性化につながる方策の検討を行う場でありまして、検討委員会の中では企業を誘致するなどの検討はなされておりましたが、今後選択肢の一つとして検討していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（藤井公明君） 宮内君。

○3番（宮内道則君） いずれにいたしましても、地域、そして町の活性化につながるようなものをですね、スピード感をもって検討いただきたいと思います。

最後に、町長に答弁をお願いしまして終わりたいと思います。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） この件につきましては、実は年2回の国会議員の先生方、あるいは霞ヶ関にも陳情いたすわけでございますが、水俣芦北振興計画の中にも、うたせ船振興、特に天候が悪いときの荒天対策等につきましてですね、陳情要望をいたしておるところでございますが、これまでの私の答弁、課長の答弁も含めまして、そしてまた宮内議員の思いというもの、また地域住民の方々のいろんな御期待もあろうかと思しますので、それらに沿うように尚一層努力してまいりたいと思っております。

○議長（藤井公明君） 宮内君。

○3番（宮内道則君） ありがとうございました。町長より力強い答弁をいただきました。以上で、私の質問を終わります。

次に、計石温泉センター改修計画についての2回目の質問を申し上げます。老朽化による改修の必要性は感じていないというお言葉をいただきましたが、施設そのものがですね、19年経過をしているわけございまして、施設の管理、施設を長持ちさせるためにもですね、改修を検討する時期に来ていると思うが、町長、いかがでしょう。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 御存じと思いますが、たいへん大きい木材を使ってありましてですね、頑丈に出来ております。ですから、先ほど申しましたように、骨組みはしっかりしておりますので、ここに改修の手を加える必要は現在まったくありませんし、当分の間はもてると考えております。ただ、細かいところにつきましては、やはり修繕なりですね、あるいは部材の交換とか必要があるかと思いますが、それらはこれまでも必要に応じて対応してきております。また、いろいろと指摘するところございましたらですね、担当課も対応していくと考えております。

○議長（藤井公明君） 宮内君。

○3番（宮内道則君） ありがとうございます。是非、御検討いただきまして、利用しやすい施設になるよう要望して、私の質問を終わります。

次に、認知症対策について2回目の質問をいたします。現在、芦北町の認知症患者は、先ほど590名ということでお伺いしましたが、認知症患者を入所するグループにつきましても、先ほど3ユニット、10ユニットの合計の90人の可能になりましたとお話でございました。現在の医学では症状の進行をですね、遅らせるとか、また重症化を防ぐとかで、医療は確かに進んでいると思います。治すことはなかなか困難ではあるのが現状ではないだろうかと思っております。よって、患者の周りの家族、地域、そして町が積極的にサポートして行うことが必要と思われますので、そういう体制づくりにつきまして、町長の考え方を是非もう一度お願いして終わりたいと思います。

○議長（藤井公明君） 楠原住民生活課長。

○住民生活課長（楠原清照君） お答えいたします。

地域全体で認知症の皆さまを支援する体制を構築するため、認知症サポーターの養成を推進しておりまして、現在その数は1,674人に達しております。その他認知症についての学習会、認知症予防教室も開催しておりますし、転倒骨折予防事業のたっしやか会の活動では、これも認知症、閉じこもりの早期発見も活動の一環として取り組んでおりますので、広い意味では認知症対策ということができるだろうと考えております。

今後につきましては、生活習慣病であります糖尿病の患者様が一番認知症になりやすいといわれておりますので、まずは健康づくり推進条例、健康づくり推進計画に基づき、健康づくり推進運動の全町的展開の中で、健康づくり対策、生活習慣病対策等をしっかり実施して、認知症等の疾病予防に努めるとともに、認知症になった場合等につきましてもですね、介護保険事業で在宅、施設など、適切なサービスを提供する体制を整備し、重症化防止に努めることはもちろんのこと、介護、医療、福祉、地域社会等の強い連携による認知症や高齢者のサポート体制、いわゆる地域

包括ケアシステムを構築することが非常に大事なことだと認識しております。今後、地域づくりは、この在宅の高齢者や認知症支援も含めた取組が求められておるわけでございまして、このような取組を総合的に推進することで、介護が必要となった認知症高齢者の皆さまも、生涯を人間らしく、安心して暮らせるよう、介護基盤の整ったまちづくりに鋭意取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（藤井公明君） 宮内君。

○3番（宮内道則君） ただいま担当課の職員の方に詳しく説明いただきました。また、職員の皆さんもですね、ユニフォームを揃えてですね、「受けよう、健診」を合い言葉に、啓発活動も頑張っておられます。町が目指す「人にやさしい快適なまちづくり」の実現に向け、町長の英断と実行力をもって取り組んでもらいたい旨、要望するものでございます。

以上をもちまして、私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤井公明君） 宮内君の質問が終わりました。

次に、寺本順一君。

○4番（寺本順一君） 皆さん、おはようございます。

本年最後の定例会となりました。今回の質問は、ふるさと納税、いわゆるふるさと寄附金制度と、県道二見田浦線改良工事について質問いたします。

ふるさと納税につきましては、2008年、国は地方間格差や過疎などによる税収の減少に悩む自治体に対しての格差是正を推進するために創設された制度であります。創設されてから早いもので今年で5年が経過しております。5年が経過しました節目の年にあたり、この制度に対する本町の取組について質問いたします。

2ヶ月前、10月、神奈川県在住の中学校時代の同級生から電話がございました。11月に中学校時代の関東地区の同級会を実施するが、芦北町のふるさと納税について、どのような内容になっているか、できれば同級会の席でふるさと納税について話をしようと思っておるので、教えてほしいとの電話でありました。ふるさと納税については、これまで話題にもなっておらず、いい機会でしたので、本町の実態と県内の状況について調査をいたしました。

調査については、創設されてから5年間の寄附者数と寄附金額、また寄附者との関係づくりについて調査をいたしました。県内の自治体については、8か町村を電話で聞いてみました。どの自治体も親切丁寧に教えていただきまして感謝しております。調査しました県内8か町村の中で、1か所だけを類似町村を聞いてみました。町名は控えさせていただきますが、5か年の合計金額が2,100万円でございました。ほかの町村は数字だけ申し上げますと、5か年で438万7,000円、432万5,000円、703万7,000円、1,052万1,000円、224万

4,000円、164万円、1,109万8,000円となっております。これは5年間の合計金額でございます。

寄附者との関係づくりについては、各自治体多種多様な取組が行われております。中でも多かったのが、それぞれの自治体の特産品をお礼として贈っておることでございます。一部内容を紹介しますと、特産品のスイカ、そばセット、あるいは和牛、メロン、焼酎等と、それぞれの自治体の特産品を贈り、寄附された方々にお礼の気持ちを表して、また寄附者との関係づくりに努力されておるようでございます。

本町の5年間の寄附者数と金額について、参考のために申し上げますと、平成20年度、7名の82万円、21年度、4人の57万円、22年度、8人の228万円、23年度、7人の156万円、24年度、10人の194万5,000円で、5年間の合計額、延べ人数にして36名で717万5,000円となっております。

そのような中、ふるさと納税につきまして、3点ほど質問いたします。1点は、寄附者との関係づくりのためにどのような取組を行っているのか。第2点は、県内では約70%の自治体が寄附者に対してお礼の気持ちと関係づくりのため、特産品を贈っているが、本町には多くの特産品があるが、寄附された方々へのお礼の気持ちと今後の関係づくりのため、特産品を贈る考えはないか。第3点は、この制度が導入されてから5年が経過しているが、制度が十分活用されていると考えるか。また、どのようなことが課題になっているのか。以上、ふるさと納税について、3点質問いたします。

次に、県道二見田浦線改良工事については、これまで本町をはじめ、事業主体であります熊本県の御努力によりまして、順調に改良工事が進められております。言うまでもなく、本道路に特に関係が深い井牟田1地区、2地区、波多島の3地区は、過疎化が進行し、65歳以上の高齢化率は平均で56.7%と高く、限界集落となっております。

本道路の改良が完成することによりまして、通院、通勤、買物、防災等々においても、大幅な時間短縮が図られ、住民の期待も大きいものがございます。また、集落へのアクセスの向上によりまして、海岸に近い集落として周辺地域からの人口流入も期待できるのではないかと考えられます。これまで芦北区間は2,300mのうち2,000mが改良され、残り300mが未改良区間となっております。順調にいきますと、芦北区間はあと3年で完成する予定のようであります。

一方、二見区間につきましては、総延長が1,300mで、現在、埋立許可の申請中であると聞いております。予想ではありますが、順調にいきますと、2、3年後の工事着工になるのではないかと考えられます。これまで国・県の予算配分からしますと、約13年ぐらひはかかるのではないかと予想されます。

そのような中で、八代市は今年 9 月に新市長が誕生いたしました。この節目にあたり、新市長と八代振興局へ陳情あるいは要請、要望でも結構でございますけれども、される考えはないか質問いたします。

以上、ふるさと納税について 3 点、県道二見田浦線の改良工事について 1 点質問します。町長の明解な答弁を求め、1 回目の質問を終わります。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 寺本順一議員の御質問にお答えをいたします。

ふるさと納税についてであります。要旨の 1 と 2 は関連がありますので、まとめてお答えをいたします。

他の市町村では、寄附金額の多寡によりまして、特産品を送っているところもありますが、寄附者はふるさとの町、応援したい町へ自らの意志で寄附されております。これはたいへん有り難いことであります。これらの善意を尊重し、大切にする意味からも、現在のところ、寄附者に対しまして、見返りとしての特産品の送付をしておりません。なお、ふるさと寄附金の方々を含め、本町に縁のある県内外の方々に、折に触れ季節の便りとして本町の特産品をお届けしております。寄附された方々にも届けておるということであります。

また、③につきましては、担当課長から答弁をさせます。

続きまして、県道二見田浦線改良工事についてであります。本線につきましては、これまで議会におきまして幾度か御説明しましたとおり、早期の完成がなされるよう関係各所に対し、さまざまな要望活動を行っております。その結果、平成 24 年度にはこれまで通行が極めて困難でありました鉄道沿線部分の道路が新設され、大型車両も通行できる道路が出来上がりまして、地元の方々も交通環境が向上したことをたいへん喜んでおられます。残りの路線につきましては、現在、八代地域振興局において、埋立許可申請中ではありますが、早期改良がなされるよう、熊本県及び八代市のみならず、多方面に対し強く働きかけを続けていきたいと考えております。

なお、新市長につきましては、御要望は既にいたしております。以上であります。

○議長（藤井公明君） 寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） 御質問の要旨の③につきましては、私のほうから御答弁を申し上げます。

本町では、制度導入以来、平成 20 年度から本年 11 月までに延べ 43 件、88 万 5,000 円の善意の寄附が寄せられております。これは 25 年度も含まれております。直近の平成 24 年度におきましては、10 件、194 万 5,000 円の寄附をいただき、県内でも上位にあり、制度活用は十分になされているものと考えています。

また、寄附金は一般財源として、芦北町総合計画に掲げる6つの分野で有効に活用させていただいております。このふるさと納税制度をさらに活用していただくために、今後の取組といたしましては、成人式でございますとか、あるいは商工会等々がふるさとパックの発送をされております。そういった際にこの啓発用のパンフレットをですね、一緒に同封させていただいて啓発を図りたいと。また、納税者の方に寄附金をいただきました寄附者の方に紹介者カードというようなものをですね、御礼状を発送する際に同封させていただいて、紹介をさせていただくというような方法を取りたいと。もう1点が、今現在、町のふるさと住民登録制度というのがございます。これを活用したらですね、新たな取組を考えたらどうかということで、こういったものをですね、今後このPRをしていきながらですね、検討していけばなということで考えております。以上でございます。

○議長（藤井公明君） 寺本順一君。

○4番（寺本順一君） 確認をさせていただきたいと思います。先般、担当課のほうに行きまして、お礼はどのような形でやっとなるかというようなことで問いましたところが、特産品を贈っているというようなことは一切話がございました。ただ、御礼状と、町の広報紙を送っているというような話でございましたので、今の町長の答弁と違うようでございますので、そこらの確認方をお願いしたいと思います。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 総務課のほうで対応しております。これは先ほど申しましたように、経済界とか、政界とか、あるいは文化、スポーツ、その他国際交流関係の方々ですね、芦北町には多くの方々が関わっておられます。そういう方々とのやはり心の絆というものをずっと保っていききたいと、そしてまた思いを町に寄せていただきたいという思いで、これはもうずっと長く総務課のほうからですね、お届けをさせていただいておりますが、ふるさと納税者の方々にも、さっき言いましたように、お礼ということではなくて、ふるさとではこういう農作物、特産品が出来る季節になりましたよとかですね、ふるさとの味を味わってくださいということで、本町に関わりのある、縁のある方々の中にふるさと納税者の方々も含めて送らせていただいております。総務課で担当しております。

○議長（藤井公明君） 寺本順一君。

○4番（寺本順一君） 再度、確認をさせていただきます。一応納税寄附された方の名簿は分かっております。町長は、今の話では非常に内容に精通しておられるようでございますけれども、それじゃあ今後、後の話と関連してまいりますので、ふるさと納税を寄附された方の中で、誰に贈られたのか、もしお分かりでしたら。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

- 町長（竹崎一成君） これは議会終了後でもお見せいたしますけれども、よろしいですか。
- 議長（藤井公明君） 寺本順一君。
- 4番（寺本順一君） 一応そういうことで、確認をさせていただきましたが、再質問については、特に特産品を贈る考えに関連した問題を重点的に質問させていただきたいと思います。職員からは、そういう形で送ってないというようなことで、話が若干しますけれども、今後、今人数にして5年間で12名の方が寄附をされております。今後こういう方に対して特産品を毎年、あるいは新しく寄附された方を含めて贈る考えはあるのかなのか、そこらをお聞きしたいと思います。
- 議長（藤井公明君） 竹崎町長。
- 町長（竹崎一成君） くどくなりますけれども、お礼としては送りません。ただ、ふるさとの便りとして送らせていただくということであります。
- 議長（藤井公明君） 寺本順一君。
- 4番（寺本順一君） 方法、考え方は、いろいろありますので、町長が答弁されたようなことで結構ですけれども、じゃあ送るということですね。
- 議長（藤井公明君） 竹崎町長。
- 町長（竹崎一成君） はい。送るということであります。
- 議長（藤井公明君） 寺本順一君。
- 4番（寺本順一君） 送るというようなことでございますが、特産品を贈っておる自治体は、県内で70%、全国的に直して52%となっております。この特産品を贈るのが一応主流になっておるようなことのようにございます。特に寄附をされた相手に対して、寄附相応の対応をすること、また尊敬の気持ちを表し、お礼をすることはたいへん大事なことはなかろうかと考えております。このことについては、先ほど町長は一応御礼じゃなくて、別の気持ちの中で送るというようなことでございましたので、これ以上は質問をしませんけれども、4日前のですね、12月16日付けの西日本新聞に、ふるさと納税に関する記事が掲載されておりました。見出しに「ふるさと納税格差拡大」という見出しで、九州地区内の情報が掲載されており、特に関心を持ったのが佐賀県の玄海町の記事でございまして、玄海町は人口が6,100人余りの町で、ふるさと寄附金額が今年度の4月から10月末日までの7か月で4,362万円に達したとの記事でございました。人口は芦北町の約3分の1の町でございます。早速、インターネットで資料を取り寄せまして調べてみました。今年4月1日から10万円以上寄附された方には、玄海町の旬の特産を月に1回、1年、1年間ですね、ということは12回というようなことでございます。送り届け、また広報紙やカレンダー等を送り、玄海町をもっと身近に感じていただ

きたい。さらには100万円以上寄附していただいた方には、プレミアムコースを設けて、1年間3万円相当の特産品を毎月届けるプランになっております。その発想が国民の恐らく心を掴んだんだろうと思います。今年度は先ほど申し上げましたように、平成24年度の10倍を超す、先ほど申し上げました4,362万円に達したというようなことでございます。

さらに驚いたのは、昨日、直接、玄海町に直接電話をしていろいろと聞いてみました。どういう説明があったかという、12月18日、昨日ですかね、昨日現在の寄付額は1億2,300万円ですよというようなことを担当の方がお話しされました。そのことを聞いて、私はびっくりしたわけでございます。

町長にここで質問いたします。玄海町の今私が話をした話を聞かれて、どのような感想をもたれたかお聞きいたします。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） まあこのことにつきましては、もうそれぞれの自治体ですね、考え、取組でありまして、違いがあるのは当然であります。贈物合戦に、私は巻き込まれたくないと思います。それと、過熱気味であるという批判も一方ではあるわけであります。例えばですね、群馬県のある町では5,000円以上寄附しますと、50%以上の見返り、御礼をするということです。寄附された方は5,000円をいかしてくださいという寄附をされるわけですね。それに2,500円返してしまえば、その方の寄附された意志は2,500円しかいかされないということなんです。あるいはですね、これはもう別の岐阜県の町であります、これは1万円以上やりますとですね、60%をお返しすると。40%しかいかされないということなんです。ですから、それは果たしてふるさと納税された方の思いとですね、整合は取れるのかということがございます。私どもはPRは、先ほど課長が答弁しましたように、いろんなですね、方法でこれをしてまいりたいと思いますけれども、やはりふるさとで育ち生まれ育ち、そういった方々がふるさとに思いを寄せる自然な形、思いでやってこられると思いますので、私どもも自然な形で対応してまいりたいというふうに今考えておるところであります。

○議長（藤井公明君） 寺本順一君。

○4番（寺本順一君） 本町には多くの特産品がございます。不知火海でとれたアカアシエビ、新鮮なエビですね、新鮮な太刀魚、ワタリガニ、その他多くの魚が捕れます。また、水産加工品もたくさんございます。畜産では、有名なあしきた牛もございます。農産物ではデコポン、甘夏、あるいは太秋柿、サラダたまねぎ、焼酎や味噌、醤油等々、一級品の品々がたくさんございます。このような品をお礼として届けば、きっと寄附された方々に喜んでもらい、寄附者との関係づくりの構築もで

きるものと考えております。きっと寄附者も増えるものと考えます。また、芦北町の特産品の宣伝にもなるのではなかろうかと思ひます。町の財源の確保にもなります。玄海町は恐らく今年度中には1億5,000万円には達するのではないかと思ひております。知恵を出して、一生懸命頑張る町と、そうでない町とでは、格差が拡大するばかりで、この制度を生かしきれないまま終わってしまうのではないかと懸念してあります。今からでも遅くはありません。現状に甘んずることなく、何らかの対策を講じることをお願いし、町長の答弁を求め、ふるさと納税についての質問を終わらせていただきます。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 玄海町は玄海町でそれに主眼をおいとるんでしょう。私どもはほかの分野で知恵を出してですね、いろんな工夫をしながらやっておりますので、まあ自治体間の比較は総合的比較をしていただきましてね、それぞれの持ち味を出していくわけでございますので、寺本議員のお気持ちというのは十分理解できましたので、精一杯ですね、先ほど課長が答弁したとおり、そしてまた総務省からもですね、そういう事務の連絡も来ておりますので、そういう趣旨に則って取り組んでいきたいと思ひますが、ちなみに熊本県45市町村の中で、芦北町はですね、寄附額にしまして15位です。ですから、2つに分けるとしますと上位のほうに入るということでございますが、尚一層、頑張つてまいりたいと思ひてあります。

○議長（藤井公明君） 寺本順一君。

○4番（寺本順一君） 県道二見田浦線に入りたいと思ひます。町長、積極的に、一応そういう活動もされておられるようでございますので、ひとつ今後もそういう考え方に立って努力していただくことをお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。以上です。

○議長（藤井公明君） それでは、寺本君の質問が終わりました。

ここで暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時55分

再会 午前11時06分

-----○-----

○議長（藤井公明君） 休憩前に続き会議を開きます。

次に、坂本君。

○1番（坂本 登君） 皆さん、御苦勞様です。日本共産党の坂本登です。

12月定例会での質問の許可を議長よりいただきましたので、4項目について質問いたします。

はじめに、瀬戸石ダム水利権更新についてお聞きします。

① 12月3日に電源開発株式会社が20年の水利権更新を国交省に申請しました。新聞報道によると、水利権更新について、知事から聞かれたら、町長は地元は賛否両論ある。代替エネルギーや環境への影響も含め、慎重に判断してほしいと述べられましたが、流域住民の声をどのような形で聞かれたのか具体的にお聞かせください。

② 私は、国土交通省九州整備局が電源開発株式会社に平成25年度利水ダム定期検査の結果について、安全上問題がありという通知を出していたことを知り驚きました。12月13日、私は住民団体の方々と一緒に、国土交通省九州整備局に行き、水利権更新に関する要望書を提出してきました。翌日、14日の新聞にも大きく取り上げられました。町長は国交省の定期検査（2013年5月27日）によって瀬戸石ダムが総合判定A、ダム及び当該河川の安全管理上、重要な問題があり、早急な対応を必要とするという事実を御存じでしたか。お答えください。

2番目の質問に入ります。少子高齢化が進む中で、若い世代の人々が町に残って安心して住めるようなまちづくりは、いろんな課題が山積する中でも一番大事な問題と思っています。

次に、町の若者に対する定住、受入対策についてお聞きします。

① 町として、若者が定住し、また転入して住み続けるために、どのような対策を講じておられますか。また、人口増と町の活性化の対策については、どう考えていますか。お答えください。

② 子育て世代や若者が魅力を感じるような町の情報を全国に向けて積極的に発信する考えはありませんか。

③ 若者の定住促進や少子化対策を進めるために、町営住宅の建設に力を入れる考えはありませんか。

3番目の質問に入ります。水俣病被害者救済について、国は水俣病特措法で一気に全面解決を図ろうとしましたが、連日の新聞報道等で複数の症状の組み合わせがない場合でも、総合的検討で認定する余地を認めた最高裁判決を踏まえ、基準運用はどうあるべきかという本来の問いかけを置き去りにしているとあるように、結果はますます混迷を広げています。

そこで、水俣病被害者救済についてお聞きします。

① 昭和44年12月以降に生まれた人たちは、特措法では救済対象から外されています。このことについて町長の認識をお聞かせください。

② 救済対象から外された人の中に、へその緒のメチル水銀濃度の水銀値が高い人がいることを承知していますか。

最後の質問に入ります。住民の公共交通機関の確保についてお聞きします。

①田浦地区は、全域にわたって集落内への公共交通機関が少なく、抜本的な対策を講じる考えはありませんか。

②熊ヶ倉地区から古道地区まで走っているスクールバスに、熊ヶ倉地区住民が乗車できるようにする考えはありませんか。

以上、4項目について明確な答弁を求め、本段からの質問を終わります。再質問は質問席から行います。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 坂本議員の御質問にお答えをいたします。

まず、瀬戸石ダム水利権更新につきまして地元賛否両論ある。どのような形で聞いたのかということではありますが、流域の知己の方々からお話を聞いております。

続きまして、国交省の定期検査についてでございますが、これにつきましては公表されておりませんで、新聞紙上で知ったところであります。

続きまして、町の若者に対する定住、受入対策でありますけれども、町の活性化につきまして最も効果的なものは、雇用の確保であるというふうに思っております。産業分野を問わず、地場産業の強化や企業誘致などによって雇用が拡大することで、若者の定住にもつながると考えております。

以下、お尋ねの残余の答弁につきましては、担当課長より申し述べます。

続きまして、水俣病の被害者救済についてでございますが、①昭和44年12月以降に生まれた人につきましても、水銀値の科学的データなど、いくつかの条件が揃えば、救済申請は可能であったと聞き及んでおります。

②につきましては、町には情報が入ってまいりませんで、承知をしておりません。

続きまして、住民の公共交通機関の確保についてであります。本件につきましては教育長及び担当課長の所管でありますので、答弁はそのようなことでさせていただきます。以上であります。

○議長（藤井公明君） 吉田総務課長。

○総務課長（吉田 茂君） 2の町の若者に対する定住、受入対策についての町の情報につきましては、現在、ホームページをはじめ、芦北親善大使によるPR、マスコミを活用した各種イベント、うたせ船等観光情報の配信を行っています。また、デコボン、サラたま、温泉塩などの特産品による情報発信も行っています。今後も一つの手法にこだわらず発信していきたいと思っております。

○議長（藤井公明君） 山口建設課長。

○建設課長（山口純志君） 町の若者に対する定住受入対策についての③番であります。若者の定住促進や少子化対策を進めるために、町営住宅の建設に力を入れる考えは

ないかという質問でございますけれども、町営住宅の建設につきましては、芦北町公営住宅等長寿命化計画を基に、建て替え、維持管理、用途廃止等を計画しておりますので、現在のところ、新しい町営住宅の建設は考えておりません。以上です。

○議長（藤井公明君） 寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） 御質問の住民の公共交通機関の確保についてという御質問の①でございます。これにつきましては、新たな公共交通機関を設置する構想は現在のところ持っておりません。

○議長（藤井公明君） 竹浦教育長。

○教育長（竹浦裕道君） お答えいたします。

スクールバスはあくまでも遠距離通学をする児童・生徒の足の確保のため運行しております。地区住民の乗車は考えておりません。以上でございます。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1 番（坂本 登君） 瀬戸石ダムについて、2 回目の質問を行います。

①の地域住民の方から声を聞いて、新聞報道の答えをしたという答弁でした。その中で、地域住民及び流域住民の方が電源開発に説明を求めに行ったところ、門前払いをするという会社の態度に、たいへんな怒りを覚えておられます。そこで、会社側が住民の声は聞かない、芦北町町長と球磨村村長に説明をすればいいんだという冷たい対応だったと。そして、会社に掲げてあるのが「人間尊重」ということを大きく掲げられていて、住民の方たちは「私たちは人間じゃないのか」というものすごい憤りを感じたと言っておられました。そこで、町長にお聞きします。電源開発から申請前あるいは申請後に、町長に水利権の申請について説明がありましたか。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 申請後にあったような気がするんですが、申請いたしましたというような記憶がありますけれども、年末で忙しいときだものですから、わずしかお会いすることができませんでしたが、そのような記憶があります。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1 番（坂本 登君） 型どおりの会社からの説明があったということぐらいだと思いますので、町として電源開発に地元住民、球磨川流域住民への住民説明会の開催を求めていると思いますが、どうでしょうか。町長への詳しい説明も含めて、どうでしょうか。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） その件につきましては、突然の御提案でございますので、ちょっと担当課と協議をさせていただきたいと思います。後刻ですね。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1番（坂本 登君） 瀬戸石ダムの②について、2回目の質問を行います。

12月17日にお渡しした資料、③瀬戸石ダムの定期検査についてという文書は、松岡徹県議が仁比聡平参議院議員を通じて、国交省がダム検査規定第4条に基づいて、今年5月27日の定期検査で、瀬戸石ダムを総合判定Aとしている文書です。総合判定Aは、ダム及び当該河川の安全管理上、重要な問題があり、早急な対応を必要とするというものです。

私は12月13日に住民団体の方々と一緒に、九州地方整備局に出かけ、瀬戸石ダムの水利権更新に関する要望書を提出しました。その場で担当者は総合判定Aの文書の存在を国交省の正式文書と認めました。

12月11日から14日にかけて、私は瀬戸石ダム湖に出かけました。現在の瀬戸石ダムは、ゲートが開放され、ダム湖の湖底がむき出しになっています。ダム湖の様子がよく分かる写真を撮ってきました。資料としてお渡ししている写真がそうです。見てのとおり、堆積土砂や護岸のコンクリート瓦礫も放置されたままです。

現場を見て驚いたのは、和田口の吉尾川にかかるJR肥薩線の鉄橋の土台部分がえぐられたようになっています。この鉄橋を毎日列車が走り、ななつ星豪華列車や観光列車SLも多くの乗客を乗せて通過しています。こんな状態を放置していて、安全管理上、問題ないのでしょうか。危険すぎだと思います。

そしてまた、11月30日に簗瀬地区の区長さんに協力をしていただき、地区の公民館で住民の意見を聞かせていただきました。簗瀬地区と球磨川合流地点の吉尾川周辺の住民は毎年水害に遭い、線路を歩いて仕事に行くことを余儀なくされ、水が引いた後の道路に堆積した砂の除去も行われずに、大雨のときはたいへん心配し苦しんでいます。電源開発に話しに行っても、伝えときますと門前払いされ、怒りと悔しさが積み上げてきたなどと訴えられました。実際に、ダムの湖底を見て、地域住民の声を聞くことで、瀬戸石ダムは安全管理上、重要な問題があり、早急な対応を必要とするというダムであることがよく分かりました。

電源開発は9月18日に定期検査の結果、総合判定Aという通知を受けています。ところが、指摘されている堆積土砂は撤去されておりません。この状態で12月3日、電源開発はやるべきことをやらないで、水利権更新を申請したことになります。

実は、昨日の夕方、仁比聡平参議院議員を通じて、瀬戸石ダムの定期検査の結果を詳しく示す国交省の内部文書とダム定期検査の手引き及び電源開発は、10月31日付けで九州地方整備局長宛に提出した平成25年度瀬戸石ダム定期検査結果に対する対応措置についてという報告文書が手に入りました。この国交省の文書には、総合判定Aとなった理由について、ダム湖の堆積土砂により洪水被害が発生する恐れがあると指摘しています。私が驚いたのは、ダムの定期検査は平成14年から2

年ごとに行われ、この定期検査ごとに、毎回、総合判定Aと判定されていることです。つまり国交省は電源開発に対して、10年間にわたり、ダム湖の堆積土砂により洪水被害が発生する恐れがあるダムと指摘したことになります。ところが、電源開発がその対策を取ってきたかという、お渡しした写真でもお分かりのとおり、抜本的対策をしたようには思えません。

ここで議長にお願いがあります。議長と町長に、この国交省の報告文書を提供したいのですが、許可していただけないでしょうか。

○議長（藤井公明君） 分かりました、認めます。局長。

[文書配付]

○1番（坂本 登君） ここで、町長にお聞きします。住民からの強い要望の堆積土砂やコンクリート瓦礫の撤去、護岸補修、水害被害対策などをしないまま、水利権の更新を認めるべきではないと知事に言っていただきたい。総合判定を通知した国土交通省に対しては、電源開発がやるべきことをやらないのに、水利権の更新を安易に認めるべきではないと言っていただきたい。町長の考えをお聞かせください。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 坂本議員から事前にですね、関係資料、写真もいただきまして、見たところであります。これは瀬戸石ダムの撤去とは関係なくですね、住民の方々の安全、生命を守るためには早急にですね、堆積土砂の除去とか、あるいは崩壊箇所ですね、改修はしなければいけないと思っておりますので、これは強くお願いを国交省にいたしたいと思いますが、撤去問題とはちょっとこれは切り離して考えていきたいと思っております。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1番（坂本 登君） 電源開発がやるべきことをやらないのに、水利権の更新を安易に認めるべきではないと、私は強く思います。今、撤去工事が始まっている荒瀬ダムについても国交省は瀬戸石ダムと同じ総合判定Aを熊本県に通知しました。お渡ししている資料②を見ると、今後対応すべき課題として、①堆砂対策、②水質対策、③洪水時被害対策、④護岸補修の4点を上げ、補修を行うことを求めています。この通知を受け、巨額の費用がかかることを試算し、水利権の更新は困難と判断し、当時の潮谷知事はダム撤去を決断しました。国土交通省は同じ総合判定Aの瀬戸石ダムについては、堆積土砂による洪水被害だけを指摘しています。しかし、護岸についての検査方法は目視のみで、問題なしとしています。検査日の5月27日は、ダム湖の水はいっぱい貯まっており、目視だけでは護岸の様子が確認できるはずはありません。お渡しした写真のJR肥薩線の鉄橋の土台部分がえぐられたようになっていることでも一目瞭然です。

ここで、町長にお聞きします。国土交通省に現在、撤去工事中の荒瀬ダムと同じ4項目の指摘について、電源開発に対応を求めるべきであり、荒瀬ダムのときとは違った対応をすべきでないことを強く求めているいただきたい。20年後のダム湖周辺地区住民の存続に関わります。未来の子どもたちに自然の原風景と清流球磨川を取り戻していただきたい。町長のお考えをお聞きします。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） そういう御要望があつたということを伝えます。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1番（坂本 登君） 今お渡しした国交省の文書の中に、瀬戸石ダム定期検査結果に対する対応措置についてという、一番後ろから2枚目のページに、数字の14、小さい字で見にくいと思いますが、数字の14、実施状況と実施計画の14番に、本線への流入土砂を提言すべく、支流吉尾川の堆積土砂の除去を行うというふうに実施状況でも今後の計画でも書いてあります。なぜこの中に平谷川が入っていないんでしょうか。町の予算で平谷川の土砂撤去をするのではなく、電源開発に求めるべきではないでしょうか。これを町長にお聞きし、次の質問に入ります。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） ただいまの件はちょっと勉強させてください。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1番（坂本 登君） 若者定住対策について、2回目の質問を行います。

①と②につきましては、町も情報発信をしていますし、そのとおり今後も引き続きやっていただきたいと思います。

③について、考えていないという、新しく造ることは考えていないという答弁がありました。そこで、私は11月27日、村営住宅に力を入れている山江村役場を訪問し、担当課長から話を聞き、村営住宅を実際に見てきました。山江村は定住、少子化対策として、村営住宅の建設を重視し、その結果、人吉・球磨郡の旧市町村で前年より人口が減少したにも関わらず、唯一、山江村が微増しています。村の人口3,748人、1,246戸のうち、公営団地9団地、181戸が整備されています。村営住宅の入居者数、大人355人、子ども235人、計590人となっています。つまり、子育て世代の人が多く住んでいることがよく分かりました。山江村では、村営住宅の建設とともに、中学3年生までの医療費無料化、学校給食費の補助、小学校入学祝い金など、子育て施策の充実を図っているのが特徴です。若者の定住促進のためには、素晴らしい自然環境とともに、若者から見て魅力ある子育て対策の充実が必要です。

芦北町には素晴らしい自然環境もあるし、18歳までの医療費無料化も実現され

ています。高速道路インターチェンジもあり、八代市への通勤圏でもあります。転入も含め、若者の定住促進のための町営団地の建設に取り組むつもりはありませんか。町長の考えをお聞かせください。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） さっき建設課長が申し上げたとおりであります。公営住宅につきましてはですね、需給バランス、将来の見通しを考えていかなければいけませんけれども、特に民間のアパート経営者の方々がおられますので、そここのですね、バランスをどう取っていくかというのも、非常に難しい問題でありますので、今後の検討課題にさせていただきます。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1 番（坂本 登君） 私が聞いたところ、民間の、入れる人はいいんですが、やはり金額的に入れないという声も聞いております。そして、町営住宅の建設は、業者の仕事を増やし、地域経済の活性化に大いに貢献することが、やはり山江村に行って、よく分かりました。平成24年に建てられた新城内団地は、10戸の木造平屋でした。1戸につき、元請業者1社、及び電気、水道など、関係業者13社で、10戸の村営住宅建設で元請業者10社関係業者はダブリも含め130社に新たに仕事が増えたことになります。町営住宅の建設は、地元経済を活性化させると思います。町長のお考えをお聞かせください。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 先ほど申し上げたとおりです。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1 番（坂本 登君） 最後に、芦北町の住民からは、町営住宅として大尼田小学校、吉尾中学校跡地など、学校跡地の活用と花西地区にある使用されていないJR集合住宅を買取り、活用ができないかという声が私のところに寄せられました。初めての声でした。町長のお考えをお聞きして、次の質問に入ります。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） それも含めましてですね、勉強させていただきます。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1 番（坂本 登君） 公共交通について、①、②とも考えてないということでした。田浦地区におきましては、横居木地区、永谷地区、また井牟田地区などから、年金の収入が低くて、タクシーで病院に行ったり、買物に行くと、5,000円以上かかって、買物に行けない、病院に行きたくてもぎりぎりまで我慢する、こういう声を聞いております。是非とも、どういう対策ができるのか、乗り合いタクシーがいいのか、芦北町のようにスクールバスを併用するのがいいのか、たくさんの住民の

声と、知恵を振り絞って、交通弱者に対して何ができるのか、何が足りないのか、検討していただきたいと思いますが、そこのへんのところはどうでしょうか。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 本町では、2,000人アンケートをですね、取っておるわけですが、それを基に政策に反映していくということでございますので、交通関係についても、若干出ておりますので、今後の検討課題にさせていただきます。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1番（坂本 登君） ②の熊ヶ倉地区の住民からの声です。スクールバスには乗せられないという教育長の答弁でしたが、ここも先ほど言いましたように、住民は走っているバスになぜ乗れないのかという素朴な疑問なんです。だから、高齢者がやっぱり街に出るのにたいへん不便をされています。そういう意味で、実際に集落に入って声を聞くなり、説明をするなり、住民が納得するような説明、声を聞くなど、教育長、してほしいんですが、どうでしょうか。

○議長（藤井公明君） 寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） ツクールバスですね、運行について関係する御質問でございましたので、私のほうから御答弁をさせていただきます。

まず、ツクールバスにつきましては、坂本議員も御存じのとおり、九州産交バスの赤字補てん補助金の削減のための代行手段として、このツクールバスを活用いたしております。そういった関係で、ツクールバスにつきましては、廃止した既定の路線バスの代行手段として運行いたしておりますので、熊ヶ倉～古道間につきましてはですね、既定の路線バス区間ではございませんので、運行いたしていないというようなことでございます。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1番（坂本 登君） 最後に、企画課長に、このツクールバスの運行について、これまでの住民の声、効果など、どのように出ているのか、委員会でも説明を受けましたが、乗客といいますか、乗車率は伸びているというふうに報告を受けていますが、ここでおおですね、ちょっとそれを各委員会の方は御存じないと思いますので、ちょっと報告がてら、この成果のほどを聞いて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（藤井公明君） 坂本君。質問にそのように通告をしておりませんので、執行部が果たして答弁を準備しておるか分かりません。答弁を準備してますか。ないでしょう。じゃあ答弁はもう求めません。坂本君。

○1番（坂本 登君） 先ほどの質問、教育長に答えられませんでしたので、教育長の考えを答えていただき、質問を終わりたいと思います。

○議長（藤井公明君） 竹浦教育長。

○教育長（竹浦裕道君） 先ほどの答弁で申し上げましたとおり、スクールバスはあくまでも遠距離通学の児童・生徒の足の確保ということでございますので、重ねて御理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（藤井公明君） これで坂本君の質問を終わります。

ここで昼食のため暫時休憩し、午後１時から開会します。

-----○-----

休憩 午前 11時40分

再会 午後 1時00分

-----○-----

○議長（藤井公明君） 休憩前に続き会議を開きます。

最後に、古村君。

○5番（古村逸男君） 一般質問を始めます。午後の一番眠たい時間になりました。寒い季節になり、皆さまもお体御自愛下さいますようお願いいたします。

議長の許可を得まして、私は本定例会におきまして、通告しております町道射場芦北線整備事業についてと、微小粒子物質（PM2.5）による大気汚染対策についてであります。

第1点目は、芦北町総合計画に計画されている町道射場芦北線改良工事は、平成25年度に補償と用地買収で2,411万3,000円、平成26年度に道路改良工事と用地買収で1億5,000万円、平成27年度に道路改良工事、用地買収として1億5,000万円計画されているが、現在までの進捗状況はどうなっているか質問いたします。

第2点目は、地元及び地権者への説明会を開催する予定はないか。工事を進める中で、地元への説明をしっかりと行うこと、そして地権者の方への対応が大事であると考えます。開催するのか質問いたします。

第3点目は、的場踏切を通行する人、自動車等は芦北学園、芦北支援学校、老人ホーム友隣の職員をはじめ、地元の方の通行が非常に多い踏切であり、的場踏切付近は幅員が狭く、車の離合や歩行者及び自転車などの通行に危険であります。今回の改良工事で利便性と安全性を確保することができないか質問いたします。

第4点目は、実施計画では平成25年度から平成27年度まで計画が掲載されているが、すべて一般財源で計画されている。一般財源で果たしていいのか、そして最終年度はいつになるか、予算総額はいくらになるかお伺いいたします。

次に第2点の質問で、微小粒子物質（PM2.5）による大気汚染対策についてであります。大気汚染については中国からの飛来が多くなっていることは、テレビ、新聞等の報道で御承知と思います。私も熊本日新聞の切り抜きを平成2

5年9月14日から12月12日まで掲載されたことを読んでみました。「大気汚染日本への飛来拡大」、北京のアメリカ大使館のサイトでは「北京のPM2.5、極めて有害」、中国北東部ではPM2.5の上昇によっては、学校の休校や高速道路閉鎖あるいは外国人ら北京脱出、大気汚染改善へ5年から10年かかるなど掲載されています。本町ではPM2.5が注意喚起基準を超えた場合、第1点目は町民に対してはどのような方法で情報を伝えるのか。特に屋外で仕事の人に対しては、どのような方法をとるのか質問いたします。

第2点目は、保育所、幼稚園、小学校、中学校での屋外活動についてはどのような対応をとるのかお伺いします。町長がいつも言っておられます。次代を担う子どもたちのために、そして町民皆さまの健康を守ることが大事であると思います。報道では、肺炎や気管支炎等にかかる確率が高いといわれています。健康被害をなくすため、測定局の器具設置は考えていないか質問いたします。

登壇からの質問を終わり、再質問は質問席よりさせていただきます。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 古村議員の質問にお答えをいたします。

町道射場芦北線整備事業についてでございます。本線の改良につきましては、御質問にありますしろやмасカイドームへのアクセスの向上や、芦北インターチェンジ利用車両によります佐敷駅周辺道路の渋滞緩和並びに安全性の確保の観点からも、早期に完成を図りたいと考えております。しかしながら、大変大きな事業となりますので、平成24年度に行いました実施設計を基に、道路の規格、路線等について慎重に検討を行ってきたところですので、本年度におきまして、新規路線の案ができましたので、来年度から改めて事業を実施したいと考えております。現在の計画では1期工事を平成30年完成の目途としております。なお、地元関係者や地権者の方々につきましては、事業実施段階なれば当然ながら十分な説明をさせていただきます。

また、的場踏切につきましては、本事業と同時進行の形で、おれんじ鉄道等関係機関と協議していきたいと考えております。具体的内容につきましては、担当課長より答弁させます。

次に、微小粒子物質（PM2.5）による大気汚染対策についてでございます。PM2.5による大気汚染対策につきましては、担当課長及び教育長から答弁させていただくことといたします。以上であります。

○議長（藤井公明君） 山口建設課長。

○建設課長（山口純志君） 古村議員の質問に対してお答えします。

質問の2番と3番の件につきましては、今ほど町長のほうから申されましたので、

1番と4番についてお答えいたします。

町道射場芦北線は、平成13年に路線認定され、全延長は芦北石油前交差点から平生橋前国道3号線までの全長2,127mであります。なお、改良済区間は382m、今回は第1期工事として、しろやまスカイドーム下から芦北学園前までの未改良区間、延長740mを、車道幅員6.5m、歩行者用道路2mで改良し、佐敷駅周辺道路の渋滞緩和並びに安全性の向上を目的とした道路改良を実施したいと考えております。平成26年度から用地の交渉に入らせていただき、翌27年度から工事着工を予定しております。また、2期工事の芦北学園前から平生橋前国道3号線までの区間、延長1,005mにつきましては、本事業の進捗状況に合わせて計画していきたいと考えております。

先ほど、また事業費の話もありましたが、1期工事の総事業費は約13億円を見込み、財源としましては65%補助の社会資本整備総合交付金事業での実施を計画しております。2期工事の事業費は約4億円程度の見込みであります。ただ、これは今、県のほうと協議中でございますので、なるべくこの事業でやっていきたいと考えております。総事業費は約17億円となります。現時点の積算でございます。以上です。

○議長（藤井公明君） 楠原住民生活課長。

○住民生活課長（楠原清照君） 微小粒子物質（PM2.5）につきましてお答えいたします。熊本県は県内を4地域に分け、26か所の観測所においてPM2.5を観測しておるところでございます。本町はその4地域のうち、八代市以南が対象の県南地域に属しておりまして、町内の観測所は小田浦に1か所設置してございます。この県南地域に注意喚起情報が出された場合は、本町は速やかに防災行政無線を通じ、町民の皆さまへお知らせする体制を整えており、注意喚起情報の提供には万全を期しておるところでございます。なお、御承知とは思いますが、県の注意喚起情報は本年3月に運用が開始され、これまでに計5回発表されておりまして、本町におきましては速やかに防災行政無線にて周知を図っております。また、まちだより3月号、10月号で、全町民の皆さまに対し注意喚起情報の伝え方等につきましてもお知らせを行うとともに、10月の区長会におきましても詳しく御説明をさせていただきまして、御理解と御協力を賜っておるところでございます。

○議長（藤井公明君） 竹浦教育長。

○教育長（竹浦裕道君） お答えいたします。

PM2.5については、防災無線による注意喚起はもちろんのこと、注意喚起が予測される場合は、幼稚園、各小・中学校において、熊本県の微小粒子状物質（PM2.5）情報をこまめに確認し、状況に把握に努めております。基準値を超えた

場合は、園長、各学校長の判断により、原則として屋外活動の取りやめ、窓を開けないなどの措置を行います。また、やむを得ず屋外活動を行う場合は、マスク着用などの対応を行っております。

また、観測機器の設置について御質問でございました。このことにつきましては町内では県の観測所が小田浦公民館跡地に設置されておりまして、これで十分ではないかと考えております。また、近隣には水俣市の水俣保健所、八代市役所に設置をされておる状況でございます。以上でございます。

○議長（藤井公明君） 宮下福祉課長。

○福祉課長（宮下祐一君） お答えをいたします。

町内各保育所も同様に対応しておりまして、基準を超えた場合は屋外活動を取りやめて屋内活動に切り替えるということにしております。また、必要に応じまして、マスクの着用等も行っているところでございます。以上でございます。

○議長（藤井公明君） 古村君。

○5番（古村逸男君） それでは、2回目の質問を行います。

先ほど建設課長からありましたが、射場芦北線、申し上げました。平成25年度から計画をしてあります。2,411万3,000円、この執行はなされたんでしょうか。お伺いいたします。

○議長（藤井公明君） 山口建設課長。

○建設課長（山口純志君） ただいまの質問でございますが、確かに25年度、本来ならば今年度から用地交渉に入るということで予算をいただいておりますけれども、県との協議の中で、先ほど申しました社会資本整備交付金事業、こちらのほうでもいけるということで県のほうからも指導いただいておりますので、新年度、26年度からその事業費をいただきまして、町の持ち出しを極力少なくするというので、今年度は実施設計が済んだ後の計画ということで、先ほど町長が申しましたけれども、4路線、いろいろありましたけれども、その中から一番ベストのやつということで、今回だいたい路線を決めております。それをもって地元あたりのほうにも計画をお話したいと思っておりますけれども、そういうことで今年度の予算は一応使わないということで、新年度より交付金事業のほうで対応していくということでございます。

○議長（藤井公明君） 古村君。

○5番（古村逸男君） それから、第1期工事が740mと、総事業費13億円という答弁をいただきました。740mで13億円ですか、再度確認をいたしたいと思えます。

○議長（藤井公明君） 山口建設課長。

○建設課長（山口純志君） そのとおりでございます。

○議長（藤井公明君） 古村君。

○5番（古村逸男君） それから、この計画では幅員が6.5mという計画がなされているとのことですが、通行する車両制限を考えているか、例えば大型車の通行禁止とか、そういうのを考えていらっしゃいますか。お尋ねをいたします。

そして、花西芦北区の人たちの避難道にもなりますので、併せてその幅員の6.5mに歩道を設置して考えているのか、再度質問をいたします。

○議長（藤井公明君） 山口建設課長。

○建設課長（山口純志君） ただいまの件でございますけれども、車道幅員6.5m、これは片側2.75mでございます。これは当然2車線になります。ということで、大型車両も通行は可能となっております。それプラスの歩行者が歩ける道路、サイドに2mの歩道を設置するということになりますので、道路敷としまして約10m近くの広い道路になる計画でございます。以上です。

○議長（藤井公明君） 古村君。

○5番（古村逸男君） それから、先ほども答弁いただきましたが、事業費を社会資本整備総合交付金事業で実施計画するということですが、今後の工事その社会資本整備事業を利用して工事されるのか確認をいたします。

○議長（藤井公明君） 山口建設課長。

○建設課長（山口純志君） 今、県のほうと協議中でございますので、一応約5年間ということで、この社会資本整備交付金事業ということでございますが、これが国及び状況により次第、名称が変わる可能性もありますけれども、一応来年からは社会資本整備総合交付金事業ということで5年間の対応をしていきたいと思っております。以上です。

○議長（藤井公明君） 古村君。

○5番（古村逸男君） 地元関係者への説明会、これは非常に大事なことでありますので、地元関係者への説明会をいつ開催されるのか、どういう形で行われるのか、特に地権者の方ですね、御理解がないと工事が進みませんので、そういうのを地道にひとつ対応していただきたいと思います。前回、13年度に整備事業が、路線が決定されたわけですが、その中で地元の地権者の方の対応が少しまずかったというような話を聞いておりますので、そういう対応を町の執行部として確実に行っていただきたいと思いますのを要望いたします。来年から早速始めるのか確認をいたします。お願いいたします。

○議長（藤井公明君） 山口建設課長。

○建設課長（山口純志君） 先ほども申しましたとおり、一応来年度から一応入りたい

ということでございます。ただし、これは用地交渉のほうに入りたいということでございまして、そのためにはまず用地測量が必要でございますので、用地測量が済んだ段階で初めて、地権者の方にはお宅のかかる面積は何㎡ということで説明できますので、今の段階では路線の計画の話し合いはできますけれども、ただし個人さんにつきましては、当然、地権者の方は自分の土地がどのくらい潰れるのか、それが一番のあれでありますので、それができ次第、皆さん方には図面とともに用地の測量した結果をお示ししたいと思っておりますので、来年度からになると思います。基本的なものにつきましては、区長さんあたりといろいろ話して、その路線でいいかどうかを検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（藤井公明君） 古村君。

○5番（古村逸男君） それから、町長からもありましたが、的場踏切の問題でございますが、幅員が非常に狭いわけで、車も離合はできない状態であります。先ほども申し上げました3施設の職員さん、恐らく250名から300名近くの人が車で通勤をされている状況であります。そして、地元の方の自転車あるいは歩行者、非常に多い踏切でありまして、先ほども申し上げましたが、これを必ず肥薩おれんじ鉄道と協議の上、改良が進むように私は思いますので、その件について再度お願いをいたします。

○議長（藤井公明君） 山口建設課長。

○建設課長（山口純志君） 的場踏切についてでございますけれども、この件につきましては、当初の計画の段階から、この踏切を手前のほうに移動しまして、スムーズに入れるようにしたいということで、国、おれんじ鉄道と協議してまいりましたけれども、どうしても3号線とおれんじ鉄道の路線が近すぎるということで、国交省あたりの規定を基にすると、3号線の取付、そこに右折ライン、左折ライン等の300m程度の改良が出てくると。それと、おれんじ鉄道がもし通ったときに、踏切を遮断したときに、滞留する期間が短いということで、山をほとんど切ってしまうなければ踏切の移動ができないということでございましたので、今回は今の道路改良した後、今現在の踏切を広げたほうが安くできるんじゃないかなろうかということで、今計画はしております。ただし、これも現道路が出来た後のことでございますけれども、先ほど町長が申しましたとおり、随時計画を、あれをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。以上です。

○議長（藤井公明君） 古村君。

○5番（古村逸男君） その中でですね、的場踏切の改良に合わせて、新しく改良する射場芦北線から、幸島屋の役場の前の信号ですけれども、そこに踏切を、新道から3号線へ抜ける道路も計画されているのかお尋ねをいたします。

○議長（藤井公明君） 山口建設課長。

○建設課長（山口純志君） その件につきましては、先ほど申しましたとおり、国交省とおれんじ鉄道あたり協議しておりますけれども、これをするには3号線を300mほど改良、それとおれんじ鉄道から最低50m程度離さないと滞留地がとれませんので、そのほうが一応移動することは無理ということで、今判断しております。そういうことで、今造った道路から今の現在の踏切を拡幅するということになってきますと、現在の踏切を拡幅することだけになりますので、事業費的にも安く済むんじゃないだろうかということで計画は一応しております。以上です。

○議長（藤井公明君） 古村君。

○5番（古村逸男君） それからですね、実施計画では非常に大型の事業でありますので、この工事について、町の建設業者のですね、雇用を守るために、是非、入札に関しては特殊な工事もあると思いますけれども、芦北町の建設業者の入札の参加について伺いいたします。

○議長（藤井公明君） 古村君。これはちょっと質問事項にはうたってありません。通告してありませんが、出来る範囲内で答弁させます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 地元企業をですね、優先で進めてまいりたいと思いますが、鉄道に関わってまいりますと、相当の制約を受ける場合もございますので、それは御承知おきをいただきたいと思います。と思っています。

○議長（藤井公明君） 古村君。

○5番（古村逸男君） それでは、第2の質問のPM2.5について伺いいたします。先ほど熊本県の観測所が26か所という、住民生活課長からお答えがありましたが、熊本市ではですね、6か所独自に設置しておりますとのことですので、我が町でもですね、小田浦に1か所ということですが、ほかに設置するお考えは持っていらっしゃるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（藤井公明君） 楠原住民生活課長。

○住民生活課長（楠原清照君） 県南地域では、6か所設置されております。その中の1か所が小田浦の観測所と。24時間観測されておるということで、現在のところ、小田浦の観測所の観測で十分であろうと考えております。

○議長（藤井公明君） 古村君。

○5番（古村逸男君） それから、町民に対して注意喚起情報は広報紙あるいは防災行政無線を通じて連絡するということですが、特に防災無線は室内であります。仕事中で屋外で仕事中あるいは作業中の人には、どういう広報をするのかお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（藤井公明君） これも質問通告にありませんので、答弁を用意してあるかどうか

か分かりませんが。楠原住民生活課長。

○住民生活課長（楠原清照君） ただいまのところですね、一応宅内据付の防災行政無線での広報を中心に行っておりますけれども、今御提案のお話につきましては、検討させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（藤井公明君） 古村君。

○5番（古村逸男君） それから、保育所、幼稚園、小・中学校に対してのことでお尋ねをいたします。園長、学校長の判断ということでお聞きをいたしましたが、屋外活動の取りやめ等処置を行うとのことですが、教育委員会で芦北町独自のですね、基準を設けて、そして保育所、それから小学校、中学校、一般の方へも一緒ですけれども、そういう基準を考えていらっしゃると思いますか、お尋ねをいたしたいと思います。

○議長（藤井公明君） 本山教育課長。

○教育課長（本山 昭君） お答え申し上げます。

現在、基準値は時間でいきますと85ですね、1日の平均が70ということでございますので、これは恐らく県・国ですね、設けた基準値でございますので、これを遵守していきたいというふうに考えております。

○議長（藤井公明君） 古村君。

○5番（古村逸男君） 最後に、町長にお尋ねをいたしたいと思います。先ほど申し上げました芦北射場線の改良工事は、平成13年度に認定されておりますが、先ほど申し上げました未着工に終わっておりますので、是非、今度の計画では、あと5年間でありますので、是非、完了するようにお願いをいたしたいと思いますが、要望としておきますので、町長の答弁をいただきたいと思います。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 冒頭に申し上げましたように、重要な路線でございますので、力を入れて、計画どおり進んでいきますように努めてまいりたいと思います。古村議員さんも地元でございますので、ひとつよろしく御協力方お願い申し上げます。

○議長（藤井公明君） 古村君。

○5番（古村逸男君） それから、PM2.5の対策については、全国各地で非常に大きな問題で取り上げられております。今のところではですね、万全ではないと私は思っておりますので、先ほども申し上げました、次代を担う子どもたちのため、あるいは町民の健康被害を守るために、是非、お願いをしたいと思います。

それから、芦北町は安心・安全のまちづくりを推進しているところでありますので、高い関心をもって取り組んでいただきたいと思いますので、要望をいたしておきたいと思います。

それから、今年の流行語の中にもありましたPM2.5、40ぐらいの流行語がありました。PM2.5はそこの中にも入っておりますので、この対策についてはまた要望をいたしておきたいと思っておりますので、最後に町長のお考えをお聞きしたいと思っております。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） このPM2.5は、我が国だけでなく、お隣の韓国、そしてまた発生源である中国もですね、重要な課題として取り組んでおるようでございますので、これは国際的な働きかけとか協議も必要となつてまいります。たいへん難しい問題であります。まあ我が町でできる対策はですね、今後ともより一層取つてまいりたいというふうに思っております。

○議長（藤井公明君） 古村君。

○5番（古村逸男君） 今まで申し上げました、これも大事な両方の問題でありますので、ぜひ完成するし、対策ができるようお願いを申し上げまして質問を終わりたいと思っております。

○議長（藤井公明君） これで古村君の質問が終わりました。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

-----○-----

○議長（藤井公明君） これで本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

-----○-----

散会 午後1時29分

平成25年第5回芦北町議会定例会議事日程（第3号）

平成25年12月20日

午前10時 開 会

於 議 場

1 議事日程

日程第1 発議第4号 青少年健全育成基本法の制定を求める意見書案について

日程第2 一般質問

（一括議題＝日程第3から日程第6まで）

日程第3 総務常任委員会の閉会中の継続調査（所管事務）の申出

日程第4 建設経済常任委員会の閉会中の継続調査（所管事務）の申出

日程第5 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査（所管事務）の申出

日程第6 議会運営委員会の閉会中の継続調査（所掌事務）の申出

（閉 会）

2 出席議員（16人）

1番 坂 本 登 君

3番 宮 内 道 則 君

5番 古 村 逸 男 君

7番 草 野 安 道 君

9番 元 山 秀 志 君

11番 平 松 洋 一 君

13番 水 口 宣 之 君

15番 寺 本 修 一 君

2番 林 田 耀 宏 君

4番 寺 本 順 一 君

6番 白 坂 康 浩 君

8番 前 田 徹 一 君

10番 宮 尾 秀 行 君

12番 川 尻 成 美 君

14番 岡 部 恵美子 君

16番 藤 井 公 明 君

3 欠席議員（0名）

4 説明のため出席した者の職氏名（18人）

町 長 竹 崎 一 成 君 副 町 長 藤 崎 正 司 君

教育委員長 澁 谷 百 鍊 君 教 育 長 竹 浦 裕 道 君

総 務 課 長 吉 田 茂 君 企画財政課長 寺 川 健 一 君

税 務 課 長 早 川 純 一 君 住民生活課長 楠 原 清 照 君

福 祉 課 長 宮 下 祐 一 君 農林水産課長 柳 田 豊 彦 君

商工観光課長 山 元 信 作 君 建 設 課 長 山 口 純 志 君

上下水道課長	江 上 繁 君	会計管理者兼 会 計 室 長	園 川 民 夫 君
田浦基幹支所長	野 口 博 司 君	教 育 課 長	本 山 昭 君
生涯学習課長	藤 井 哲 郎 君	農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	鶴 山 秀 生 君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長	下 田 研 君	次 長（主幹）	福 田 貴 司 君
--------	---------	---------	-----------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（藤井公明君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

お手元に配付の議事日程にしたがって会議を進めてまいります。

前田君から遅刻届が出ております。

-----○-----

日程第1 発議第4号 青少年健全育成基本法の制定を求める意見書案について

○議長（藤井公明君） 日程第1、発議第4号「青少年健全育成基本法の制定を求める意見書案について」を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。白坂君。

○6番（白坂康浩君） 皆さん、おはようございます。

発議第4号、青少年健全育成基本法の制定を求める意見書案につきまして提案理由を申し上げます。

明日の社会を担う青少年の健全育成は、国民すべての願いであります。

近年、相次ぐ青少年の凶悪事件等にみられるように、青少年を取り巻く環境は深刻な事態に直面しています。その要因として、頻発する幼児・児童虐待事件等に象徴される家庭の崩壊や倫理・道徳教育を排し、人格形成を果たしてこなかったことなどが指摘されています。とりわけ、地域社会においては、露骨な性描写や残虐シーンを扱った映像及び雑誌等をはじめ、インターネットや携帯電話等の情報通信の発達による新しい有害環境も指摘されています。

この社会現状をみると、我々大人が青少年を見守り支援し、時に戒めるという義務を果たさなかった結果と言わざるを得ません。

これらの問題に対して、各都道府県の「青少年健全育成条例」等により、一定の効果は上がっていますが、それも限界に来ていると思われます。今求められているのは、青少年健全育成に対する基本理念などを明確にし、有害環境から青少年を守るため、国、地方公共団体、事業者及び保護者等の責務を明らかにした一貫性のある法整備であります。

このことにより、「青少年健全育成基本法」の制定を求める意見書を提出するものです。

議員各位におかれましては、御審議の上、御賛同いただきますように、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから発議第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第2 一般質問

○議長（藤井公明君） 日程第2「一般質問」を行います。

通告書はお手元に配付しております。本日は、質問順5番から8番までを行います。質問時間は従来どおり、補助質問を含めて30分以内に制限いたします。

それから、一般質問は通告制でありますので、通告者の質問に関連して求める関連質問は許可されません。質問にあたっては、通告内容に基づいた質問をされるよう求めます。

なお、執行部の答弁も明快かつ簡潔に願いますが、先に行われました議会運営委員会において、質問要旨が重複する質問もあるので、後での質問者につきましては、極力重複を避けるよう答申がっておりますので、申し添えておきます。

それでは、順番に発言を許します。はじめに、平松君。

○11番（平松洋一君） おはようございます。一般質問をいたします。

多くの国民が地方のふるさとで生まれ、教育を受け、育ち、進学や就職を機に都会へ出て、そこで納税をする。その結果、都会の公共団体では税収を得るが、彼らを育てたふるさとの公共団体には税収はない。そこで、今は都会に住んでいても、自分を育ててくれたふるさとに、自分の意志でいくらでも納税できる制度があってもいいのではないかという問題提起から、平成20年にこのふるさと納税制度が導入されました。ただ、この制度のふる里の概念や定義が、ふるさととして自分が生まれ育った地域や教育を受けた地域、あるいは両親の出身地など、幼少期の自然体験の母体となった地域等ではありますが、今回のふるさととは特定せず、納税者の意志に委ねられております。芦北町でも、芦北町で生まれ、都会で生活している人が相当数おられ、また、芦北町の取組を応援したいと思っている人が相当数おられるんじゃないかと思います。そこで、今回はふるさと納税について質問いたします。

昨日も質問が行われましたので、できる限り重複質問は避けたいと思いますが、通告しておりましたこともあり、また芦北町を思う気持ちもあり、再確認の意味で答弁を求めたいと思います。

第1に、この制度の開始から早5年、このふるさと納税制度に対して、町長はどのような認識をもっているか、また対応してきたか。第2に、現在、ふるさと納税に対して、どのようなPRをしているか。第3に、開始からこれまでの実績はどうなっているか。第4に、全国自治体では様々な対応（特典等）がなされております。芦北町の地元産業の活性化にもつながるため、一定金額以上の寄附者に対しては、地場特産物のお返しなど、特典を設ける考えはないか。第5に、芦北町をふるさとに持った町外在住者へアピールも含め、各種団体が参画した検討委員会などを計画する考えはないか。以上、町長へお尋ねし、壇上での質問を終わります。

○議長（藤井公明君） これより答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 平松議員のお尋ねにお答えいたします。

再確認ということでございましたので、昨日の答弁と重複するところをございます。議長から明解・簡潔にということでございましたから、昨日答弁申し上げましたとおりですと申し上げたいところでありますが、再確認ということでございますので、お答え申し上げます。

ふるさと納税に対する認識についてであります。ふるさとの町、応援したい町に、自らの意志で納税先を選択できる制度であり、地方の町にとっては有り難い制度と認識しております。対応につきましては、御寄附をいただいた方々に対し御礼状の発送と、芦北町の現況を知っていただくために、広報「あしきた」を毎月発送しております。また、年1回、季節の便りとして本町の特産品をお届けしております。

以下、残余の質問につきましては、担当課長から答弁させます。以上であります。

○議長（藤井公明君） 寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） それでは、御質問の要旨の②番でございます。ふるさと納税につきましてはPRにつきましては、本町のホームページやふるさと寄附金県・市町村推進連絡会議による情報発信を行っております。

③の開始からこれまでの実績につきましては、平成20年度から現在までに43件、金額で885万5,000円の寄附をいただいております。なお、芦北町は平成24年度におきましては、熊本県の45市町村中15番目と上位にあります。

続きまして、御質問の④でございます。寄附者に対し、地場特産品のお返しなどの特典を設ける考えはないかということにつきましては、昨日も町長のほうからお答えをいたしましたとおり、特産品を送ることにつきましては、他の市町村では寄

附金の多寡により特産品を送っているところもございますが、寄附者はふるさとの町、応援したい町への、自らの意志で寄附をされております。これらの善意を大切にする意味からも、現在のところ、寄附者に対する見返りとしての特産品を送ることはしておりません。なお、ふるさと寄附金の方を含め、本町に縁のある県内外の方々に、年1回、季節の便りとして本町の特産品をお届けいたしているところでございます。

続きまして、要旨の⑤番でございます。町内外在住者へのアピールも含めて、検討委員会などを計画する考えはないかというような御質問でございます。これにつきましては、町内では既に郵便局あるいは商工会等によるふるさと芦北をアピールすべく様々なサービスを実施されております。また、芦北町の豊かな自然と特産品をいかした地域振興を図ることを目的に、ふるさと住民登録制度も制定されております。まずはこれらを活用するとともに、各種団体と連携を深めながら、町外在住者へのアピールを検討していきたいと考えております。したがって、現在のところ、新たな検討委員会設立の構想は持っておりません。以上でございます。

○議長（藤井公明君） 平松君。

○11番（平松洋一君） この件についてはですね、昨日も議論がそれぞれ出ておりましたので、答えはだいたい町長のお答えもですね、考えもお聞きしておりましたのであれなんですが、まず実はですね、今年の9月に総務省の自治税務局市町村税課、私も電話を一応いたしてみました、9月の13日にですね、このふるさと納税に関する調査結果というのが発表をされております。市町村区1,742団体ございまして、これによりますと、寄附金が増えた、あるいは住民以外の者の関心が高まった、こういうのがだいたい5、6割あっています。それから、地元としてですね、情報発信を活発に行うようになった。それから、地域の魅力を高める取組を積極的に行うようになったとの解答結果が、この中に出ております。これはインターネットでも見られますので、十分見ていただければと思いますが、非常にこのふるさと寄附金制度の評価がですね、各自治体高いというふうに判断をされております。

このふるさと納税にはですね、三つの大きな意義があると思います。一つはですね、冒頭、壇上でも言いましたが、納税者の選択ですよね。今まで税というのは、もう税法上、地元の例えば固定資産税から所得税、いろいろ税法上で決められておりましたので、これはもうある意味、寄附金でございますから、税法上という特典といえますか、寄附によって税が控除されるという制度でございますから、納税者の選択、その自治体に、自分が住んでいる自治体に強制的に調整されておりましたけれども、どこでもですね、全国自治体、頑張っているところに、自分がここを応援したいなというところに寄附ができますよというのが一つの特徴だと思います。

二つ目はですね、ふるさとを誰しもですね、思う気持ちはあるわけで、芦北に生まれて、都会に育っても、芦北は今どうしとるんだらうという関心はですね、少なからずここに生まれ育った人はあるというふうに思います。しかし、また一方ではですね、ボランティアで御世話になったとか、あるいは学校で御世話になったとか、いろいろな形で縁ができますから、そういう関係もあってですね、ふるさとを感謝し、あるいはふるさとというような定義が、先ほど言いましたことと若干違う形でもいいんじゃないかということで、ふるさとを大切に作る制度が二つ目になっております。

それから、三つ目はですね、これが大きな今回の目玉だと思いますが、自治意識が進化したと、この制度によって。何かをした、あるいは何もしないという自治体が、この5年間でですね、相当開きが出ているというのがいろんな新聞とかで出ておりますが、実はですね、情報提供の自治体間差が出ておりまして、ちょうど昨日テレビを見ておりましたら、テレビの民放の番組でですね、このふるさと納税制度というのが報道されておりました。これはちょっと紛らわしい報道ではございましたが、例えばどういう報道か、2,000円でですね、2,000円でこれだけのお肉をもらえとか、これだけのカニがいただけるとか、ちょっと視聴者からすると誤解を招くような表現もあったかもしれませんが、税ですから、還付できる。例えば3万円納付をしますと、2,000円分が、納付することになりますが、2万8,000円はですね、税の申告をすることによって返ってくる。ですから、2,000円だけが納税者の視点からすると、マイナスになるけど、その商品ゲットできるという、昨日番組でですね、2,000円でこれだけの商品がもらえますよという番組があっておりましたが、鳥取県の米子だとか、後ほど出てきますけど、これは後でもですね、ちょっと触れたいと思っておりましたが、そういう自治体の取組によって非常に違うと。今、町長は、もう冒頭、昨日の説明したとおりというこれだけで言われましたけれども、非常に有り難いと思っています。そして、御礼状や広報や、年1回季節の便りをやっているとおっしゃいましたけれども、昨日の答弁もですね、ちょっとメモっておりましたが、見返りとしてやってませんという表現、あるいは特産品のことはまた後でやりますが、どうもですね、私は考え方としては、寄附金控除の一種ですから、今は受け身からですね、攻めへ転ずる時期ではないかと思っています。もう一つ、町長はこの制度自体をですね、いかしきれないと思いますが、この制度に対しての認識不足もあるんじゃないか、あるいは町長がこの対応がですね、後手に回るとるんじゃないかというふうに、今、現在思っておりますが、町長の再度、御認識をお伺いしたいと思います。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 後手に回っという認識はございません。過熱気味の贈答品合戦には加わりたくありません。

○議長（藤井公明君） 平松君。

○11番（平松洋一君） 4番目の項目で出てきますけど、例えばですね、認識としてですよ、納税者ですよ、非常にもうこれは納税者も得する、地元もですね、寄附が集まる。そうすると、地場産の特産品もですね、そういうことで出ていく。三者、非常に得をすると、これをやらないで、何か損する人がおるわけでもないし、これ、どんどん実行することが地元の活性化にもつながるから、これについてはですね、特産品とは別にいろんな制度を利用してですね、PRとか兼ねて、そういう認識を持っとられればいいんじゃないかと思えますけれども、一つは例えばですね、町長がもうしないと言われれば、どんな優秀な職員でもですね、もう政策立案というのはしません。恐らく町長が「おい、ちょっと考えてみようか」ということになればですね、職員の中には立派な職員がたくさんおられますので、どんどん企画をしてやっていくと思います。あとは町長のそういう御判断が非常にあれですが、こういう企画力、職員の資質の向上にもつながりますけど、もうそこらへんについての町長のお考えはどうでしょう。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 言われなくても分かっております。

○議長（藤井公明君） 平松君。

○11番（平松洋一君） じゃあ1番目はですね、町長のお考えですので、これはもうこのへんに抑えたいと思います。

それからですね、2番目にPR関係でございます。これについてですね、非常に先ほど言いましたけれども、市町村課の調査結果というのの中でですね、非常に肯定的な意見が多いということで、先ほどお答えいただきましたが、ホームページに載せてですね、全国に発信されていると思いますが、ホームページ見てみましたが、こういうふうに乗ってました。だから、「芦北があなたの応援待っています」ということで、町の姿勢です、中身を見ますと。これはもう積極的にこれをですね、制度を利用する立場で、これはもう攻めにですね転じる、私は時期、まだ遅くはないと思いますし、このホームページだけでですね、寄附者が増えれば、本当に有り難いと思います。今、3番目のですね答えは、3番についての関連しますので、答えは求めません。43件の885万円という、先ほど、現在の寄附者の実績がありました。これも答えはもう求めませんが、これもですね、載っていましたので、ちょっと見させていただきましたが、この数がですね、多いとは思いません。寄附の金額は相当多い方がおられます。それから、数ですよ。寄附の金額50万円、

100万円ということよりも、1万円でもですね、2万円でもですね、町に、ふるさとに寄附しようという気持ちの方はですね、大切にどんどん範囲枠を広げるというのが大事だと思います。ですから、このホームページとかですね、いろんな形で宣伝、広報されているということでしたが、私は何とかですね、ここはまだ不足というふうに思います。

町長はですね、職員のやる気を起こさせる必要があると私は思っております。先ほどちょっと言いましたが、この芦北町をですね、何とかしたいという職員さんはたくさんおられると思いますが、もう貴重なやっぱり職員の方がですね、働きやすい環境を、町長は、是非、もうどんどんやってくれと、責任は私が取るからということで、このこういう発想もやっていかれるとどうでしょうか。PRもどんどんいいと思いますけど、町長、どうでしょう。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） ふるさと納税制度は、地域をおこすとか、町をPRする手段の一つではありますがですね、昨日も答弁しましたように、産業を興し、町を活性化し、財政をですね、健全化し、より強固なものにしていくというのは、すべてが関わり合っていくわけでありまして、これだけにシフトしていくわけにはいかない、これはもう自然体で臨む、ふるさとにこちらから呼びかけなくてもですね、ふるさとに対する愛着を自然にもっていただくという、そういう姿勢であります。町の姿勢とか、攻めじゃなくて、自然な対応をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（藤井公明君） 平松君。

○11番（平松洋一君） もう順番がいろいろこうしておりますが、PR関係についてはですね、今までのとおりですけど、ただ自然な形ではですね、このふるさと納税制度が非常に見直されたという出来事はやっぱりあります。これは東日本大震災が起きました。やはり東北三県の出身者というのが都会にほとんどおられますので、そういう方々はですね、我がふるさとを何とかしたいという思いでですね、寄附が相当集まりましたね。これもインターネット等出てきますけど、合計で2,375億円、宮城県気仙沼市が279億円、陸前高田市が180億円、こういう寄附が集まったというのは、このふるさと納税制度のおかげ、非常にこの制度の見直しが見直しされたということでもあります。しかしながらですね、これは何かをしたい、ある対応、復興したいとか、これはまた特別な出来事だと、私は思います。今このふるさと調査結果なんかにもですね、いろいろ出てきますけど、PRについてはですね、是非本当もっと研究されてですね、前向きに取り組まれる必要があると申し上げまして、答えはもう求めません。

それから、実績については、もうこれも求めません。

4 番目の特典のことで、これも昨日それぞれ出ておりましたがですね、これは全国の 1,742 団体で、寄附者との関係づくりについてという項目がありました。寄附者との関係づくりのための取組としては、御礼状、感謝状等の送付という解答、あるいは寄附者との関係づくりのため、特産品等を送付している地方団体は 5 割、だいたい半分以上はあります。そして、この特産品等ですね、送付についてですよ、この関係をいろいろ聞いてありますが、寄附者に特産品を送ることについてどのように考えているかという自治体の答えがですね、これはもう積極的に実施すべきと。そして特に問題はないと、この 2 つを合わせて 68%、約 7 割近くあります。ですから、問題あるから規制すべきという答えはですね、ゼロです。1 件もありませんでした。ちなみに、この特産品等もなぜ、この理由はなぜかと、なぜ積極的にしたほうがいいと思うかとか、あるいは問題ないと思うかとかの答えについてはですね、自治体の PR、あるいは地域経済への波及効果が期待できる。2 番目にはですね、寄附の促進が期待できる。3 番目にはですね、感謝の気持ちを伝えることができる。当然ですね。それから、特産品を送付することについて特に問題ないと回答した理由はですね、PR 効果メリットが非常に大きいと。もう常識の範囲内であればですね、感謝の意を込めるという意味で問題ないと。そして、自治体の裁量に委ねるべきという問題ではありますけれども、それぞれの自治体でですね、これは捉えていただければ、まあいいんじゃないかと思います。芦北町はもうやらないという町長のお考えみたいですけど、これは検討をですね、する余地が私はあるんじゃないかと思いますが、再度、このことについて町長に尋ねします。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） これまで申し上げたとおりであります。

○議長（藤井公明君） 平松君。

○11 番（平松洋一君） はい。じゃあもうこれもですね、この件についてはもう、町長のお考えがもうやらないということであればですね、これで一応終わりたいと思いますが、5 番目にですね、もう一つ、さっき答えがありました、これもやらないということですが、やはりふるさと納税が始まる以前から、寄附制度というのは当然あったわけで、大抵寄附者が希望する事業を行う部署に直接行って、寄附しますと言ったり、町へ直接申し出てですね、行うことができましたけれども、今回はまちづくりの展開とかですね、あるいは自治体の経営、まあ非常にですね、活性化にもつながる、この非常に重要なですね、制度だと私は思います、この制度は。ですから、各々の所管課でですね、対応すればいいという問題でもないんじゃないかなと思いますが、まあ多額の寄附やですね、事業費を集めるために、いかに

情報を発信するか、いかに寄附したいと思わせるか、そしてさらには寄附した人によろしく、満足してもらおうと。そして、そういうことを戦略的に考えて、効果的な行動をとらなければいけないというふうに思います。ですから、各種団体とは踏まなくてもですね、そういったその専門組織ですかね、部署内でもですね、そういう専門的なスタッフというのはできるんじゃないかと思いますけれども、再度、町長のお考えをお伺いします。

○議長（藤井公明君） 寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） ただいまの御質問につきましてはですね、現在、商工会でありますとか、JAあしきた、それから郵便局等ですね、特産品をですね、いろいろ発送されております。その際にですね、このふるさと納税のパフレット等を同封していただくとか、そういうようなことでですね、連携を図りながら、このふるさと納税についてのですね、啓発をやっていききたいと、町といたしましてはですね。そういうことで、今この町がもっております、ふるさと住民登録制度をですね、活用させていただいて、その中でそういった団体ともですね、連携を図りながら進めていきたいというふうに今考えているところでございます。そういうことからですね、委員会の設置については現在のところ構想は持っていないということでございます。以上でございます。

○議長（藤井公明君） 平松君。今、各種団体が参画した検討委員会を立ち上げる考えはないかという質問に対して、執行部側は検討していないと、いわゆる構想は持っていないということで、もうこれは答えが出てきておりますので、それ以上ですね、発言しますと、執行権介入に入ってきますから、発言を止めざるを得ませんよ。質問を変えてもらわんと困りますね。もうはっきり執行部側は、検討委員会の設立は考えていないということで、これはもう答えなんですね。だから、それをですね、それ以上。

○11番（平松洋一君） 再確認をしたわけです。

○議長（藤井公明君） なら、確認でいいわけですかね。

○11番（平松洋一君） 分かりました。

○議長（藤井公明君） じゃあ質問を変えてください。

○11番（平松洋一君） はい。それからですね、昨日も答弁であってりましたが、ふるさと、その点に関連してですね、最後に質問いたしますが、このふるさと納税でその寄附をされた方に季節の便りとして御礼をやると。御礼ではないと言われましたが、これに対する季節の便りというのは、多分やってあるとは思いますが、企画のほうと総務のほうとですね、所管がちょっと分かれておまして、総務課のほうでの対応に、これはなっていると。このふるさと納税については、企画のほうが

担当しているということで、町長の交際費という形で支出されているんじゃないかと、私は思います。ですから、ここらへんはですね、明確に寄附をされた方に対しての季節の便りでも言葉はいいんです、それはもうそれでいいんですが、お返しをする意味で御礼として、やはりふるさと納税の所管課である企画課でそういう予算措置をされて、収納は納税で、定款にちゃんと条例に定められておりますから、寄附者誰々です、記載しなければいけませんけれども、そういう支出についてですね、それに関連する町長交際費以外のほうが私はいいんじゃないかと思いますが、ここらへんについてはお考えは、総務課長でも結構ですけど、町長のお考え。

○議長（藤井公明君） 執行部に申し上げますが、町長、もう重複する答弁は、質問者もですが、執行部にももう求めないということで強く、議運からもそういう答申がっておりますので。答弁されますか。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 昨日申し上げたとおりでございます。

○議長（藤井公明君） 平松君。

○11番（平松洋一君） じゃあもう最後に、もう一問質問がありますけれども、私は本年6月にですね、少子高齢化対策の質問をいたしました、芦北町は若い世代の減少にですね、悩ませております。今後もですね、若い世代の減少に歯止めをかけるとするのは非常に難しいのかなと思われま。しかし、ふるさと納税はですね、芦北町には捉えようによっては追い風です。絶好のチャンスです。まだ遅くはありません。芦北町で育った多くの人たちが、芦北町以外に住んでいるためです。そしてまた、芦北町の取組を応援しようという人がたくさんいるはず。卒業生等もたくさんいるはず。直ちに財政に大きな影響を及ぼすことはないと思いますが、できることは何でもしていくことが大切であり、そのような積み重ねが大きな改革になると思います。これを機に、職員の意識改革などを大いに進め、さらなる芦北町の発展を期待しまして、質問を終わります。

○議長（藤井公明君） 平松君の質問が終わりました。

次に、川尻君。

○12番（川尻成美君） 皆さん、おはようございます。

本定例会は、一般質問者が8名ということで、2日目となっております。私の記憶によりますと、私が議会に出る前の2か月前ですかね、の平成7年6月定例会でですね、9名という質問者が出ておられます。その以降であろうかと思。今後の議会の活性化につながればなというふうに思っております。

さて、今年も余すところ、10日余りとなったわけですが、昨年の衆議院選挙によりまして、安倍総理の2度目の政権から1年が経過をしております。今年夏の参議院選により、ねじれ国会もなくなり、消費税8%の増税を前に、政治の大

きな転換期であるといえるでありましょう。法律改正や時限立法等々により、地方自治体におきましても、条例制定や一部改正をはじめ、事務手続きに今後追われると予測されます。職員の皆さまをはじめ、執行部におかれましては、こういう事態に備え、適正な執行がなされますよう望んでおります。

そこで、私は今定例会におきまして、通告しております2つの問題に対して質問します。1つは政府の教育行政改革に対する受け止めについて、2つに瀬戸石ダムの存続についてであります。

まず、第1の質問は、現在、文部科学省が進める教育行政改革が具体的に新聞等で報道されております。読売新聞による報道には、自治体における教育行政の最終責任を教育委員会から首長に移すことを盛り込んだ答申が今月中旬、13日だと思っておりましたが、文部科学省の諮問機関であります中央教育審議会でもまとめられております。

質問の1点は、自治体の首長を地方教育行政の最終的な執行決定権とする案に対して、本町教育委員会として、また町長として、どう受け止めているのか質問をします。

2点は、より具体的に政府の教育再生実行会議の提言によると、教育長を各自治体の教育行政の責任者として位置づけて、教育委員会はその諮問機関とする案が浮上しております。さらに、首長に教育長任命権を与える案が報道されております。このことに対して、本町教育委員会としてどう受け止めているのか、また町長としてどう受け止めているのか質問するものであります。

第2の問題は、瀬戸石ダムの存続についてであります。2014年3月末で瀬戸石ダムの水利権が切れることに伴い、瀬戸石ダム撤去を求める集会も活発化しています。去る12月3日に電源用のダムの水利権再審を電源開発が国土交通省九州地方整備局に申請をしました。国、県、球磨川流域12市町村による、ダムによらない治水を検討する場の第5回幹事会が11月21日に開催されたとのことであります。この幹事会に、本町藤崎副町長も当然出席され、意見も述べられたと思いますが、幹事会での協議内容も具体的に明らかにされたいのであります。

第2点は、瀬戸石ダムの存続に対して、本町として基本的な考えをどう示すか、今後どういう方針で進められるのか、町長に明らかにされたいのであります。

以上、2つの問題について、それぞれ質問いたしますので、明解かつ具体的な答弁を求めて、1回目の質問を終わります。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 川尻議員の御質問にお答えをいたします。

政府の教育行政改革案に対する受け止めについてであります。文科省が進めます

教育行政改革案につきましては、今後、本格的な議論が始まると思われますが、首長と教育長、そして教育委員会がよい距離感で、より地方の特色をいかした教育の推進が図れるような制度を望んでおります。

次に、瀬戸石ダムの存続についてであります。まず、その前のダムによらない治水を検討する場の第5回幹事会の内容につきましては、出席をいたしました副町長より答弁をさせます。

次に、電源開発から水利権更新の申請がされましたが、本町としての基本的考え方、方針はどうかということでございますけれども、本町といたしましては、国及び県がどのように対応されるのか動勢を慎重に見守りたいと考えております。以上であります。

○議長（藤井公明君） 湊谷教育委員長。

○教育委員長（湊谷百鍊君） お尋ねの教育行政改革案につきましては、制度上の御質問でございますので、教育長から答弁させます。

○議長（藤井公明君） 竹浦教育長。

○教育長（竹浦裕道君） まず、最初の御質問についてですが、本案の趣旨は責任ある教育が行われるよう、地方自治体の役割を明確にし、権限の見直しを行うというものだと理解しております。もとより地方教育行政と町行政は密接な関係にあります。首長が地方教育行政の最終的な執行決定権者となることにより、責任の所在が明らかになるとともに、行政と教育が一体となり、より地方の特色をいかした教育の推進が可能となると思われます。

2番目の御質問についてですが、本案は地方教育行政の権限と責任を明確にするための提言であると理解しております。現在、教育長は教育委員の互選により任命されますが、町長が直接任命した教育長が地方教育行政の責任者として教育事務を行うことになれば、現行よりもさらに行政と一体となった責任体制が整うものと思われます。なお、この提言には教育長の任免については議会の同意を得ることも附記されておりますので、議会による教育長の資質、能力チェック機能も担保されております。以上の体制が整備された場合、教育委員会の役割は大局的に地域の教育の方向性を示すとともに、教育事務の執行状況のチェックを行うことになります。

以上、御質問の2件に関しましては、教育委員会としましては、責任の所在を明確化するとともに、行政と一体となった地域の特色をいかした教育を推進するため、前向きに受け止めたいと考えております。以上でございます。

○議長（藤井公明君） 藤崎副町長。

○副町長（藤崎正司君） まず、ダムによらない治水を検討する場の幹事会について説明をさせていただきたいと思います。御存じのとおり、県知事が川辺川ダム建設の

白紙撤回を表明したことによりまして、ダムに代わる極限の治水対策を検討する目的で、九州地方整備局、熊本県、流域市町村長の副市町村長で構成をされております。その中で瀬戸石ダムの存続についてを協議されたのかという質問かと思いますが、治水計画では瀬戸石ダムにつきましては、既存の施設として位置づけ、河川の土砂掘削、堤築、宅地嵩上げ、水田を利用した遊水池等の対策が示されているところでございます。したがって、検討する場での瀬戸石ダムの撤去、存続云々については、協議がなされていないところでございます。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 議長に申し上げます。私は質問の相手に対しての質問要旨の中に、教育委員長、町長、②は教育委員長、町長、②の質問には副町長、町長という形で通告しておりますので、その順番で書いてもらわんと、私、答弁するのに書いておりましたので、紛らわしくなりますので、議長、それで壇上に答弁させていただくように今後お願いをしておきます。

○議長（藤井公明君） 川尻君。答弁は、執行部側ですね、やはり立場もありますので、答弁する内容はですね、まったく一緒でございますので、順番が違っててもですね、内容的には変わりませんので。

○12番（川尻成美君） いやいや、私は変わつとです。

○議長（藤井公明君） できたら、質問者のほうでそういうふうに変えていただきたいと思います。

○12番（川尻成美君） いいです。もう時間がありませんので、いいです。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） まず、教育行政のほうにいきますが、今後の地方教育行政の在り方についてという形ですね、中央教育審議会の中でですね、10月の11日付けで見ておられますすよね、報告書は。報告書ですね、見ておられますでしょう。熟読されたと思いますけれども、その中で現在のですね、在り方について、今現在の教育委員会の現状と課題ということで、意見等も出ております。教育委員会の意見、教育長の意見、首長の意見もちゃんと示されておりますので、理解されているというふうに思います。私がいつも常日頃、質問の相手方に教育委員長と書くのは御存じでしょう、なぜか。組織体系だから、私はそうあって、事務手続きにおいては、それはもう常勤であります教育長、教育課長が答弁されるのは当たり前でありますけれども、私は教育委員会という現状の組織では、教育委員長の中でやっておられるという形でそういう質問をされますので、皆さん方も御理解をいただいとらないといけないかなというふうに、ちゃんとそれは地教行政法に、教育行政法に、載っております。それが大きく今度変わってくると、法改正でですね、教育行

政の法改正で変わってくるということは、大きな変化なんですよね。これを早く受け止めて、執行部も教育委員会も受け止めてですね、組織改革の中で周知徹底しないと、通達が来たからやるとか、そういうことでは私はいけないというふうに思うわけで、早くからこういう質問をさせていただくわけであります。

私のこれについての私見としましては、今の現行の教育制度ですね、ここにも書いてありますように、教育長の任命に係る議会の同意を得られず、首長交代時に、あっ違います、違います。要するにですね、教育委員を選ぶときに、教育委員会で教育長を互選するわけですけども、それはもう町長が任命するときから、教育長になれるだろうという形で同意を得るような形だと私は思っております。いやいや、そうじゃなくても、そう書いてあるんです、首長は。そういう形で任命するのが現状であると、はっきり言って、書いてあるんです、これに。首長の意見として。いやと言わんでも、そうですよ、だいたい。それがどこでもそうですから、まあそれは今後それが明確にされるからいいじゃないですか、はっきり言って。別にですね。しかし、一番大事なことは、政治的にやはり教育行政が行われたらいけないというのが一番危惧される意見なんですよね。だから、今答弁にもありましたように、行政と一体化になるからいいというものであってもですね、危惧される問題がありますので、その点、教育委員長、どんな考えをお持ちですか。

○議長（藤井公明君） 澁谷教育委員長。

○教育委員長（澁谷百鍊君） 委員としての任命が最初あるわけです。これには首長の視点と、それからそれを行政を構成するたくさんの方々の意見の中で選ばれてくるわけでございます。その中での委員長の選任、教育長の選任ということになってまいりますので、これを尊重しながらですね、進んでいっていることはもちろんであります。ただ、委員長というのは事務の執行権者ではございませんので、大局的な大きな観点から物を言うことが多うございます。ですから、今後のこの行政改革においては、勧告権を云々というようなことが述べられておりますけれども、これはどのようにそれを執行していくかというのは非常に大きな問題があります。現在も委員会の公開というのは原則であります、マスコミへの公開とかそういうことも利用しながらですね、町長が最初に申されましたように、距離感を持ちながら進んでいくということになるのではないかなということを思っております。以上です。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 誠にですね、教育委員長、ここにだいたいおられる自体もですね、はっきり言って、議会におられるということは非常に権威のあることでありましてですね、私はそういう意味でもですね、今こうしておいでいただく、そして質問をいたしますのも、私は素晴らしいことじゃないかというふうに、言葉を頂

戴するのですね、素晴らしいことじゃないかなというふうに思っております。なかなか、しかしながら、非常勤でありますので、具体的なことまではですね、私見的な述べられるのはこういう意見の中にも出ておりますので、今後そういう組織が変わってきますとですね、少しは委員の皆さん方もですね、形骸化だけじゃなくしてですね、楽になるのかなと、集中して教育の中に、できるんじゃないかというふうな利点も望んでおりますけれども、要するにこういう制度でいろいろと変わっていきます。19年度にはですね、久しぶりに地方教育行政の組織及び運営に関する法律4条の4が付け加わりましたし、また27条には教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等というのも付け加えられております。そういう中で、今回の制度を強く安倍内閣もですね、経済再生の中の一つとして、教育制度改革も力を入れておられますが、やはり国を愛する、町長も一番好きな言葉のようでございますけれども、愛国心とか、そういうもろもろもですね、変わってこようと思えますけれども、制度だけが先走りして、中身がついて行かなければどうにもならない。やっぱり教育は百年の計というふうにありますように、しっかりと今、芦北町の教育の充実も図られておると思えますけれども、やはり私も危惧するのが、先ほど申しましたように、政治的中立性とか継続性とか、安定感の確保とか、こういうのが一番表記してあろうというふうに思いますので、それにはやっぱり教育者たる教員のですね、意識改革等も今後明確化しなければいけないというふうに考えておりますけれども、そういう中で、今後、首長としての権限、責任も重くなるわけですが、もう少し具体的に町長、こういう制度の改革の重みを受け止めて、今後の教育的ですね、考え等もお示しいただければと思います。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 私が認識しておりますのは、教育改革論議が特にこの教育長の在り方、教育委員会の在り方について論議が盛んになったのは、いじめとか、子どものいじめとか自殺の対応でですね、教育委員会と首長部局に大きな認識の差があったということでありまして、問題解決が遅々として進まないとか、あるいは被害に遭った方とか、保護者の方、国民の皆さん方のですね、やるせない思いとか、そういうことがついにこの教育改革に、教育改革は毎年ずっとですね、論議はされておりますが、事これに関しては、そのことが発端であったかというふうに思うわけでありまして、首長がその任命権、そしてまた議会でそれを同意いただくということで、一体性、一体感は出てまいりますし、いいわけでありましてけれども、一方ではですね、首長が変われば、教育行政そのものがまた変わってくるというですね、面もあらうかと思えます。

それと、教育の基本方針とか政策は、県の教育委員会がやるんですね。それと、

その上には文部科学省があるんです。ですから、なかなかですね、教育の大局的なところ、例えば郷土の教育をですね、もっと盛んにしたい。やっても、それは教科のカリキュラムの問題で、時間的な制約を受けてなかなかできない。あるいは、教職員の採用の問題も、町に責任が及ぶような、そのことになってみてもですね、県職の採用は県が行うとかですね、まあこういう一般の公務員の場合は町長が責任を持ってやっていきますけれども、一方では県が採用して、そして学校の運営経営ですね、いろんな問題が生じますと、首長も責任をとらなければいけないというんですね、不整合な面もありますので、やっぱり抜本的な改革をやる必要があるということではありますが、このことについては実は御存じと思いますが、与党内にもですね、議論がありましてですね、なかなかスムーズにいかないだろうと、紆余曲折が考えられるという見方もあるわけですが、いずれにしましてもですね、前向きに受け止めてはいきたいと思いますが、流れを静観してみたいと思います。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 町長が具体的に、この制度改革についての成り立ちというのが、大津市ですね、このいじめ問題からクローズアップされてきたというのはもう口に出したので、そのとおりでございますし、私、地区、国、県、地方自治体という形の縦割り社会というのは、今後も続いていこうというふうに思いますけれども、やはり権限等が首長執行機関になりますと、やはり私も危惧するのが、やっぱり交代、首長の交代等があると、また基本的な考えがまた変わってくるのじゃないかなというふうにもありますけれども、それはそれとして、やっぱり主体化した教育というのは、永遠にですね、続いていかなければいけないというふうに思いますが、そこは政府のほうも考えておられるというふうに思います。そういう中でですね、町長もそういう責任の中で答弁をなされましたのでですね、今後、時間、制度改革が立法されるまでは、まだ少々時間がかかると思いますので、教育委員会と執行機関、町長との素晴らしい教育論議を戦わせて、将来の子どもたちの教育のために汗をかいていただきたいというふうに思っております。

次に、瀬戸石ダムの存続についてでございます。副町長、通告しましてから、何度か議会事務局を通じまして、これは川辺川ダムの中でのダムによらない会議ですよということはもう分かっておりますけれども、流域ですので、川辺川とは書いてありませんでしたのでですね、多分、論議の中ではそういうこともあったろうというふうに、副町長も本議会で登壇の場があまりありませんので、ちょうどいい機会かなと思ひまして質疑の相手を差し上げた次第でありますけれども、そういう中でやはり私は、坂本議員が前回も今回も瀬戸石ダムのことで、ダム撤去のほうを推進されておるようでございますけれども、私はその前の、事前にですね、利水なのか

治水なのかというのが、瀬戸石ダムに対してはあるというふうに思いますので、利水は電源開発のものだけであって、あと付随するものは漁業権、漁業者の方々というふうに思いますけれども、治水においては電源開発も補償等で嵩上げとかやったというようなことも書いてありましたけれども、果たして新聞も運良く昨日も今朝の朝刊にも出ておりましたが、町長、もうちょっと詳しくですね、詳しくというか、具体的に、受益者等の意見も踏まえながらですね、町としてやはりどういう方向に、今後、工程的にですね、進めていかれるのか、それはやっぱり聞いておかななくてはいけないんじゃないかなと思います。どうするということは断言はまだできませんので、県、国の許可問題もありますので、しかし、私も下流にですね、今、土改連がしております用排頭首工という、管理事務所を工事しているんですよ。もう教育財産にもなっているような古い利水ですね、八代地域を潤すその利水の管理事務所を工事しております、よく意見も聞くんですけども、地元の人たちともですね、やはり八代地域一帯の災害ですね、大水の災害は非常に危惧するものがあるというようなことを、ダム撤去によってですね。それはもう当たり前のことであって、これが瀬戸石ダムまで無くなりますと、どうかなというふうなことも、はっきり言って聞いておるわけでありまして、そこには今、国土交通省のほうもですね、護岸の整備とかもいっぱいやられておるようでありますけれども、そういうことも踏まえながらですね、私も通って、1時間、ちょうど高田辺あたりをずっと見ますと、小さい車しか行けませんけれども、非常にやっぱり1時間ちょっとかかりますもんね。そういう通ってみて、まだ放流した水もしてみますと、まさに坂本議員が言われるようなことも懸念されますし、そういうことも踏まえた中でですね、今後検討されると思いますが、そういう中での町長の今後の具体的な答弁を求めます。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 幹事会での状況については、先ほど副町長が述べたとおりでありますけれども、この私どもが出席いたします首長参加の会議でもですね、同じことでありまして、ダムによらない治水対策、今、国も検討中でありまして、それで、やはり一流域住民が望むのは120点満点のですね、やはり回答をいただかないと、やっぱり安心して生活ができないということであります。芦北町が接する流域の集落につきましては、嵩上げ工事等がありまして、もうほとんど終わりました。これで、通常の降雨量であればですね、安心して生活できるわけでありまして、これがかつてのですね、記録的な洪水になりますと、今のままでもですね、堤防から超えるというですね、ことであります。これはなぜかといいますと、すべて今、ダムによらないその治水対策のですね、前の段階ですね。はですね、すべて川辺川ダムが出来た

ことを前提に、すべて護岸工事とか宅地宅防事業が行われておるわけであります。それをクリアするだけの今ですね、新しい提案はできておりません。それで、具体的な提案も出ておりますけれどもですね、例えば上流でですね、堤防を開けてですね、そして田んぼに広大な遊水池をつくるという提案もあるわけでありますが、それは理屈としては可能であります。ところがですね、一旦冠水した田んぼの地力回復、これはですね、もう相当年数かかるんですね。その間、耕作者の方々は生産意欲も失ってしまいます。その損失のほうはるかに大きいということで、田んぼの所有者の方々、畑の所有者の方々の果たして同意をどうやって取り付けていくのかと。いわゆる生活の手段をですね、奪ってくるわけであります。そういった問題がたくさんございます。

それと、球磨川ですね、特にカーブになっておるところは、上流から下流まで、土砂が堆積します。これをですね、排除するという案です。それはもうなるほど理屈じゃ、それでいいんです。ところがですね、じゃあ土砂を排せきするときに、汚濁が発生します。球磨川漁協との問題、環境汚染の問題ですね、不知火海まで及んでくるわけです。ここをどうまた対応していくかということ、これはですね、もうまったく手の付けられない議論になっております。今でのこのダムによらない治水対策についてはですね、非常に不足が、不満があるというのが流域の自治体の実態であります。

また、利水の問題につきましてもですね、ただいま申し述べたのと非常に密接に関連しておりまして、安心して耕作ができるように、かん水ができる、水が引けるといったようなこともですね、含めまして、そういうことに現在はなっておるところでございます。

それと、瀬戸石ダムを撤去した場合にですね、代替エネルギーをどうするかというですね、この案がまったく出ておりません。そしてまた、その瀬戸石ダムを撤去するためのですね、膨大な費用がかかると思うんですが、じゃあ誰が出すのということにもなります。それは電力料に跳ね返ってくるのか、税金が高くなってくるのか、よく分かりませんが、そういう論議がなされていないわけでありますので、したがって、私どもはこのことについては国・県の動向を見守らせていただくということにしておるところであります。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 動勢を見守るということでございますがですね、やはり芦北町という土地にあるわけでありますので、そういう形ですね、中でですね、大きな今後、責任ある町の対応も示されたからはですね、あろうかと思っておりますので、町民に十分理解ができるような形の方策をとっていただくことを強く提言をいたしま

して、私の質問を終わります。

○議長（藤井公明君） 川尻君の質問が終わりました。

ここで、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前 11 時 14 分

再開 午前 11 時 25 分

-----○-----

○議長（藤井公明君） 休憩前に続き会議を開きます。

次に、林田君。

○2 番（林田耀宏君） 議長の許可を得まして、一般質問をさせていただきます。

本日は、学校図書について、湯浦温泉センターの改築工事並びにヘルシーパークの温泉井戸掘削工事の3点について質問をさせていただきます。

まず、学校図書選定につきまして、本年、教育課の重点施策及び事業におきましては、効率的で効果的な授業を行うとして、液晶テレビ型デジタル黒板の導入や、安全・安心の教育環境整備のために、田浦、佐敷、湯浦中学校の3校に防犯カメラの設置、そして学力向上に向けた学力検査の導入など、素晴らしい取組がなされているところでございます。

一方、児童・生徒を取り巻く環境を見ますと、携帯電話やスマートフォンなど、通信機器などの発達により、その依存率が増え、本離れが進むのではないかと危惧しているところでございます。しかし、幸い、今年度は学校図書費におきましては、当初予算で小・中学校合わせて50万1,000円の増額となり、たいへん喜ばしいことだと思っております。そこで、図書選定はどのような基準で、どのように行っておられるのかお尋ねいたします。

次に、湯浦温泉センターにつきましては、現在、改築工事が行われ、外見も随分出来上がっており、歴史を思い出させる趣のある施設で、地域住民もたいへん楽しみにしているところです。また、同時にヘルシーパークの温泉井戸掘削工事も始められ、来春には両方とも完成を期待しているところでございます。

そこで、湯浦温泉センターの改築工事の進捗状況と、ヘルシーパークの温泉井戸掘削工事の進捗状況をお尋ねいたします。

後の質問は質問席からさせていただきます。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 林田議員の御質問にお答えいたします。

質問の主題1は、教育長となっております。

主題の2、湯浦温泉センター改築工事関係の御質問でございます。これも当工事

及びヘルシーパーク温泉井戸掘削工事の進捗状況につきましては、担当課長より答弁させます。

○議長（藤井公明君） 山元商工観光課長。

○商工観光課長（山元信作君） 湯浦温泉センター改築工事の進捗状況につきましては、建築・電気・機械工事を7月の3日に契約締結し、8月23日に地鎮祭、10月30日に上棟式が行われ、進捗率約70%でございます。今後は外構工事や建築工事の進捗状況に合わせて、建具、照明器具の取付け、貯湯タンク、給水・給湯設備の施工を行う予定でございます。

次に、ヘルシーパークの温泉井戸掘削工事の進捗状況につきましては、5月の2日に契約を締結いたしまして、計画の250mの掘削を完了し、工程の温度検査を行ったところ、32.9℃と低温であったことから、9月に増掘申請を行いまして、温泉審議会を経て、11月21日に許可を受け、掘り進めているところでございます。以上でございます。

○議長（藤井公明君） 竹浦教育長。

○教育長（竹浦裕道君） お答えいたします。

学校図書を選定につきましては、各小・中学校で行っております。学校によって、そのシステムに若干の違いはございますが、おおむね次のとおりでございます。まず、図書担当の職員が、教諭、児童・生徒に希望を聞き、さらに各学年の推薦図書、読書感想文などの指定図書などを勘案し、図書購入のリストを作り、最終的に学校長が決定しております。図書の選定にあたっては、原則といたしまして教師が児童・生徒に読ませたい本、児童・生徒が読みたい本を選んでおり、明確な基準は設けておらず、各学校長の裁量に委ねております。以上でございます。

○議長（藤井公明君） 林田君。

○2番（林田耀宏君） それではですね、まずは質問の順番どおりに、図書のほうからさせていただきますので、よろしくお願いします。学校図書につきましては、じゃあ図書担当者が希望を聞いて、リストを作って、校長が決定ということでございますけれども、その図書担当者は各学校に1人ずつ配置をされておられるわけですか。

○議長（藤井公明君） 竹浦教育長。

○教育長（竹浦裕道君） お答えいたします。

学校図書法におきまして、学校図書館への司書教諭の配置が義務づけられております。12クラス以上の学校には、必ず司書教諭がおります。本町におきましては、佐敷小学校がこれに該当いたします。それ以外の学校につきましては、校務分掌によりまして、校長が教員の中から指名した図書の担当教諭がおり、学校図書館の運営にあたっておるという状況でございます。

○議長（藤井公明君） 林田君。

○2番（林田燿宏君） では、その図書司書というのは、佐敷小学校に1名ということで、あとは図書担当というのが校長からということですね。その図書が選定されてですね、その図書のじゃあ古くなったりとか、期限が、期限というのがあるかどうか分かりませんが、見直しなんかというのは、それはあるわけでしょうか。そして、誰がされるんでしょうか。

○議長（藤井公明君） 竹浦教育長。

○教育長（竹浦裕道君） 図書の廃棄処分についてのお尋ねかと思います。老朽化した図書等につきましては、各学校において定期的に廃棄処分を行っております。また、平成23年度におきましては、学校図書館電算化システムの導入に伴いまして、熊本県教育庁の委託を受けた図書館づくりプランナーの指導のもと、大幅な図書の廃棄を行ってきた状況でございます。

○議長（藤井公明君） 林田君。

○2番（林田燿宏君） それは定期的に処分をされとるということで、当然古くなったのは処分されるということでございますけれども、それは図書館プランナーという方がされるということですね。

それでは、その図書選定につきましては、じゃあその明確な基準はないということで、推薦図書なんかから選ぶということでございますけれども、その図書担当者というのは、しかし校長先生と担当者が決められて、その後、転勤なんかがありますけれども、じゃあ教育委員会も重要な役割があると思いますけれども、教育委員会ではその学校、その図書に関しては、どのような関わりをされているんですか。

○議長（藤井公明君） 竹浦教育長。

○教育長（竹浦裕道君） 図書選定に関わります教育委員会とのことでございますが、学校図書館は学校の施設でございます、その運営は校長の管理のもとに行われております。教育委員会は年度当初に各学校に図書購入予算を割り振りまして、その後、各学校において図書の選定を行い、その購入リストが教育委員会のほうに上がってきておる状況であります。教育委員会では、図書と関わっていくことにつきましては、納入業者を決定し、各学校に図書を納めさせている事務を行っているという流れでございます。

○議長（藤井公明君） 林田君。マイクを向けてください。林田君。

○2番（林田燿宏君） それでは、予算を割り振って、購入リストが上がってきたのを納入をする事務手続きをするということでございますけれども、やはりこういう公費でですね、図書も購入されるわけですので、教育委員会としてもですね、内容は確認していただければと思っておりますけれども、そこで先日、松江市の教育委員

会がですね、学校図書につままして閉架措置という閲覧制限をされたところでございますけれども、そのへんのところはどうお考えでございますか。その松江市の教育委員会の措置につまましては。

○議長（藤井公明君） 竹浦教育長。

○教育長（竹浦裕道君） 御質問の松江市教育委員会の検討は、今年8月に話題となりました。教育委員会事務局の判断により、校長会において学校図書館の運営についての制限要請を行ったことだと思いますが、本町教育委員会といたしましては、このような重要な案件等につまましては、決して教育委員会事務局のみで判断するのではなくて、教育委員会会議におきまして慎重に協議し、教育委員の共同の理解のもと、教育行政を進めていく所存であります。どうぞ御理解をいただきたいと思えます。

○議長（藤井公明君） 林田君。

○2番（林田耀宏君） そうですね。その後、撤回をなされておりますので、いろいろなところでですね、報道がなされましたけれども、今後は教育委員会の担う役割もですね、たいへん大きくなってくると思えますので、日本の将来を担う子どもたちのためにもですね、是非、学校との連携をですね、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。温泉センターの改築工事にですね、関しまして、現在、進捗率70%ということで、予定どおりということで、完成を楽しみにしているところでございますけれども、ところで現在、素晴らしい外見ができつつ、形ができておましてですね、3号線からもよく見えます。地域のシンボリックな存在になるのではないかなと思って、楽しみにしているところでございまして、そして町外からも結構お客様もですね、増えるのではないかと思いますけれども、そこでその看板の設置とか、そのへんはですね、せっかく趣のある温泉施設が完成するわけですから、またそれにふさわしい名称とかですね、そういうものは考えておられないのかお尋ねいたします。

○議長（藤井公明君） 山元商工観光課長。

○商工観光課長（山元信作君） お答えいたします。

看板の設置につまましては、施設への看板は当然考えて設置いたしますが、3号線からの誘導看板の設置につまましては、今後、湯浦の温泉の街並みに合うものを、また設置場所等も含めて検討させていただきたいと思えます。

次に、施設の名称につまましては、利用者の皆さんがこれまでなじみ親しんでこられました湯浦温泉センターをそのまま引き続き使用したいと考えております。以上でございます。

○議長（藤井公明君） 林田君。

○2番（林田耀宏君） 看板の設置はですね、設置するということでございますね、その看板もまた趣のあるですね、看板をお願いしたいと思っております。そしてまた、できればですね、併せてその湯浦温泉の歴史が分かるような掲示板の、そういう宝亀年間から発見されたとか、そういう歴史のあるのも、掲示板なんかでもですね、同時に検討していただければ、また湯浦温泉などの宣伝にもなるかと思いますので、検討もしていただきたいと思います。

名称につきましてはですね、一応、今、温泉センターでなじみのあるということでございますけれども、今、入っておられるのは、ほとんど高齢者の方が多くて、なじみのあるのは昔使った緑泉荘というのが非常になじんで、私たちも緑泉荘、緑泉荘と、今でも言うております。そしてまた、今、ヘルシーパークに関してもですね、正式名は芦北観光温泉センターですね。そういうことで、愛称としましてですね、湯浦温泉センター何とか何とかとか、今、名前に合うような、名前を付けていただければ有り難いということで、それだけでもまた新しく生まれ変わったというイメージになるのではないかなと思いますので、それもまた検討をお願いできればと思います。

そして、次にヘルシーパークについてですが、既に250mの掘削が完了したということで、また新たに250mを掘削するということでですね、来春に期待しているところでございますけれども、ここはまた町内外からの利用客も多くて、日曜祭日も多いわけですが、この施設は湯浦地区におきまして、星野富弘美術館と併せて、交流人口が多い、期待している場所でございますけれども、しかしながら、現在ですね、施設は老朽化し、度々の修繕の箇所も増えております。また、これはレジオネラ菌の関係で仕方ありませんけれども、現在、うたせ湯とボディシャワーが止まっております。本当に温泉センターは今改築中ということでありますけれども、今後、湯量も増え、新しくなっていくしますので、以前、岡部議員が一般質問されました足湯なども今後検討されてましてですね、そろそろ改修時期に来ていると思っておりますけれども、これはこの件につきましてはどうでしょうか。

○議長（藤井公明君） 山元商工観光課長。

○商工観光課長（山元信作君） ヘルシーパークは、昭和60年に開設しておりまして、26年間を経過している施設でございます。御指摘のとおり、経年に伴う修繕箇所も増えておるところですが、現有施設機能の継続的な維持については、修繕や交換で賄っていると考えておりますので、今のところ、改修計画につきましては考えていないところでございます。

○議長（藤井公明君） 林田君。

○2番（林田耀宏君）　そうですね。現在、温泉センターも改築中ということで、予算の関係もありますけれども、今後はそのターゲットやセールスポイントなどもですね、やっぱりまたイベントなど、大切になってくると思います。ますます高齢化が進みですね、今、ダイエットやですね、健康志向に関心が高くなっておりますけれども、そこで健康の町を推進する芦北町としまして、隣接した温泉プールと連携した、そういう取組はできないのか、そういう考えはあるのかをちょっとお願いいたします。

○議長（藤井公明君）　山元商工観光課長。

○商工観光課長（山元信作君）　本年度は、温泉プールの駐車場におきまして、湯浦温泉神社まつりを地元の活性化協議会で開催されまして、にぎわったところでございます。今後もいろんなイベントを企画を期待したいところでございます。また、温泉プールとの連携につきましては、温泉プールとヘルシーパークの利用される方には、割安となる共有券がございますので、その周知を図ってまいりたいと思っております。以上です。

○議長（藤井公明君）　林田君。

○2番（林田耀宏君）　そうですね。そのプールとの共有券というのもですね、利用がどのくらいあるのかちょっと分かりませんが、推進をしていただきたいと、それも一つだと思いますけれども、やはり今後はですね、誰にどのようにですね、利用していただきたいかというようなですね、テーマやターゲットがやっぱり必要になってくるのではないかと思います。

そして、最後にですね、現在、芦北町に素晴らしい施設がたくさんありますので、そこをお互い連携して、有効利用するということも考えられます。そして、私たち住民も共にですね、アイデアを出し合っていかななくてはならないと今思っているところでございますけれども、湯浦の地域住民もその中心地であるということで、ヘルシーパークも何とかして地域活性化に結びつけないかと模索をしております。その中で先ほど答弁にもありましたようにですね、まだまだ最初で規模は小さかったですが、町の協力をいただきまして、温泉まつりが実施されました。そういうところで、ヘルシーパークをですね、訳をしましたら健康のための公園という意味じゃないかと思っておりますので、今後は美と健康のために、芦北町がそういう町でありますように祈念してですね、質問を終わります。

○議長（藤井公明君）　林田君の質問が終わりました。

ここで、昼食のため暫時休憩し、午後1時から開会します。

-----○-----

休憩　午前11時45分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（藤井公明君） 休憩前に続き会議を開きます。

最後に、寺本修一君。

○15番（寺本修一君） 議長の許可をいただきましたので、ただいまから町内の県道改良工事について一般質問を行います。

過去にほかの議員の皆さんから、この県道改良については一般質問がなされております。現代社会において、車無しでは生活できない、まさしく車社会の世の中があります。住民の生命と財産を守り、生活を支えるのは車が走り得る道路網の整備は最も重要事項であります。町内を見ても、以前に比べますと、国道、県道、そして町道の改良整備は、進んでいるというふうに思います。今回は、町内の県道の改良工事について、的を絞ってお伺いいたします。

熊本県の財政の厳しい状況下で、芦北地方への公共工事の予算配分が最高時に比べ半分以下になっていることも承知の上で質問をいたすわけですが、そういう中で、少しずつではありますが、予算が付き、改良工事が進んでおります。しかしながら、そのスピードが極めて遅いように思います。過去において、これらの路線では未改良・未整備により、火災発生時または救急救命出動時に、消防車両あるいは救急車の到着遅延で、火災被害の増大や救命に至らず、残念なことに貴い生命を落とされた事案もございます。遺族より町長に、早期改良を懇願する手紙が郵送されたこともあったと聞き及んでおります。あと10分、20分早ければという、遺族の心中を察すると誠に痛恨の極みであったろうというふうに思います。

そこで、県道60号芦北坂本線、県道244号二見田浦線、これにつきましては昨日、寺本順一議員のほうからも一般質問が行われましたけれども、重複しない範囲でお伺いしたいと思います。

それから、県道272号球磨田浦線の改良工事の現在までの進捗状況と、今後の見通しについて、町長並びに担当建設課長の答弁を伺います。

答弁終了後、個々の事案につきましては、質問席より順次伺いますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 寺本修一議員の御質問にお答えをいたします。

御質問にありました各県道の改良についてですが、いずれも本町にとって重要な幹線道路でありますので、一日も早い完成がなされますよう、今後もこれまで同様、県に対し要望を継続してまいります。

特に八代区域を要します二見田浦線並びに球磨田浦線につきましては、八代市長

とも連携しながら、事業の重要性を強く訴えていきたいと考えます。

なお、事業の進捗、今後の見通し等につきましては、担当課長から答弁させます。

○議長（藤井公明君） 山口建設課長。

○建設課長（山口純志君） それでは、各県道の進捗状況並びに今後の計画について御説明いたします。

まず、芦北坂本線につきましては、大型車両の通行が困難な矢樫坂の急カーブ箇所を解消を重点に工事が計画されておりまして、矢樫坂中央部の急カーブ区間75mについて、平成4年度に完了し、拡幅がなされております。現在、峠下の2工区間の300mについて、平成25年度から着手され、斜面の盛土等を行いながら、カーブカット、拡幅等の改良を行い、平成28年度を完成の計画として実施されていきます。

次に、球磨田浦線につきましては、横居木方面の改良済区間から先300mについて、拡幅及びカーブの解消を計画されており、本年度、用地買収がなされ、工事着手され、平成27年度完了予定とのことでございます。

なお、二見田浦線は、現在、埋立許可申請中で、許可が下り次第、芦北町側300mに着手し、3年間程度で完成予定とのことであります。

また、球磨田浦線、二見田浦線の残事業は、いずれも八代市管内が主となりますので、今後も引き続き、芦北地域振興局と連携し、県及び八代市等関係機関と協議調整等を行っていきたいと考えております。以上です。

○議長（藤井公明君） 寺本修一君。

○15番（寺本修一君） 県道の改良工事でございますので、今、竹崎町長と建設課長から答弁があったように、もうこの件につきましては、県に要望し、国の予算が付くように努力する以外にないわけですが、それぞれ3路線上げておりますので、若干ここにつきましてお伺いをいたします。

まず、芦北坂本線は、冒頭申し上げましたように、県道60号で2桁でございます。天月を通っております芦北球磨線は27号、2桁の数値は極めて重要県道だろうと思いますので、当初、この芦北坂本線につきましては、答弁でもありましたが、矢樫坂が御案内のとおり、急カーブが多発して狭うございますので、当初は抜本改良で、今、宮浦坂をまっすぐ来ております道を、そのまま山に上がって、まっすぐ行くような計画があったように聞いておりますが、それが現在2か所の局部改良が行われておりますが、抜本改良が見直され、今のその改良工事になった要因といえますか、原因は何かひとつ御答弁をお願いします。

○議長（藤井公明君） 山口建設課長。

○建設課長（山口純志君） お答えします。

確かに、この芦北坂本線の改良は、芦北球磨線からほ場整備された田んぼの中を
通って、矢樫坂まで直線で持っていくという計画でございました。ただし、この計
画につきましては、高低差が高くて、ループ橋あたりの建設が必要となるというこ
とで、国・県あたりも、その事業費が莫大な事業になるということで、一応路線の
変更をされております。平面部分で既設の県道に取り付いて、その既設県道に取り
付いた先は、県道を拡幅しながら、矢樫のほうに上っていくということで、今、先
線のほうの矢樫坂のほうの改良を行っている状況でございます。以上です。

○議長（藤井公明君） 寺本修一君。

○15番（寺本修一君） 多額の工事費が嵩むというようなことで、現在のような局部
改良のほうに見直されたということでございますが、確認をいたしますが、今まっ
すぐ水田を来ております、あの改良部分、あれを既存のその60号に直結をして、
そして矢樫坂部分は今2か所で工事がなされておりますが、急カーブを解消して拡
幅部分を造っていく局部改良で対処するということですね。そうしますと、先ほど
答弁にありましたように、平成28年までにその矢樫坂の工事が完了するというこ
とで理解してよろしゅうございますか。

○議長（藤井公明君） 山口建設課長。

○建設課長（山口純志君） 今、県にお聞きした限りではそうでございます。28年で
矢樫坂の改良を完成すると。その後、今の平面で取り付いた県道の部分を順次改良
していきたいという計画、まだ今、計画の段階でございますけれども、そういうと
ころでございます。

○議長（藤井公明君） 寺本修一君。

○15番（寺本修一君） 次に、県道272号の球磨田浦線についてお伺いいたします。
現場を通ってみますと、現在、八代側と芦北側でそれぞれ1か所ずつ改良工事がな
されております。この道路の一番のネックは、国道3号線から入ります四、五百m
の部分が一番ネックだろうと思いますが、もちろんこれは八代市でございますので、
町長の答弁でもありましたけれども、八代市と連携して、八代振興局なり、芦北振
興局、県に要望する以外にないわけですが、建設課長、この入り口部分はどのよう
な見通しなのか、分かっている範囲内で結構ですので説明願います。

○議長（藤井公明君） 山口建設課長。

○建設課長（山口純志君） お答えいたします。

この球磨田浦線につきましては、議員さんがおっしゃられるとおり、国道3号線
から芦北町側、これに約800m程度ありますけれども、一応今回の工事で八代側
150m、これは取り付けという形で150mほど八代側のほうも工事いたします。
300mのうちの150mは八代側でございます。残り約600ちょっとあります

けれども、この区間につきましては、もう前から県及び八代の振興局のほうにお願いしておりますけれども、現在のところ、改良の計画はしておりませんということでございますので、今後も引き続き要望等をしていかなければ、この事業の成立はなっていないんじゃないかなろうかと思っております。以上です。

○議長（藤井公明君） 寺本修一君。

○15番（寺本修一君） 3路線につきまして、最後にまとめて要望いたしますが、県道254号の二見田浦線につきましては、昨日の寺本順一議員の質問で、中村新市長が9月に誕生しておりますので、それに対して積極的な要望をしていただきたいとの質問に対して、町長の答弁で、もう既に何回も要望済みであるというような御答弁をいただきました。この路線につきまして、冒頭に言いましたように、救急車、消防自動車、芦北側も後300m残して改良されましたので解消したわけですが、八代のほうから入ってくる残りの1,300mが開通しますと、その消防車にしろ、救急車にしろ、極めて時間短縮につながると思います。芦北町側の井牟田1、2、波多島の皆さんが、芦北側の開通が供用開始がなされたとき、本年の3月25日に地元で開通式を地元主催でされました。それだけたいへん喜んでおられるということでございます。町長、思い出していただきたいと思います。藤井議長の代理だったと思いますが、水俣芦北振興計画の要望活動に町長が、この二見田浦線の、冒頭も言いました、車の通り得る道路網の整備、あえてそういう表現をしましたが、この路線は車が離合できない、軽車両しか通れない道路というようなことで、竹崎町長が現場の写真を持って国交省に行かれて、当時、工事費が1億円だったわけですが、それがその写真を基に国交省は、こういう県道がまだあるんですかということで、ちょうど道路特定財源の問題も絡んでおりましたけれども、大いにひとつこれを国交省として宣伝に使わせていただきたいということで、1億円が3億円に増えたというふうに記憶をいたしております。そういうことで、再度、芦北側が300m、八代側が1,300mですので、言いましたように、八代側をいかに改良するかがポイントだろうと思います。昨日も答弁されましたけれども、八代市、中村新市長への対しての今後の対応、働きかけを、決意をひとつお願いしたいと思います。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 熊本県に水俣芦北地域振興推進協議会というのがございます。座長は副知事であります。ここに年1回、水俣芦北地域の課題を持ち上げて、要望いたしておるところであります。我が町では県道の改良の要望が一番多いわけですので、ただし、1本に絞ってくださいとか、時間的な問題もあって言われますので、すべて重要であります。あえて言わせていただきますと、この二見田浦線であります。誤解のないようにしていただきたいと思いますが、すべて重要で

あるが、1本と言われますものですから、前回やったときも、この二見田浦線を持ち上げしました。私も現地を踏査しました。八代側に行きますとですね、もう平面部分が多いので、あとは用買がうまくいけばなという気がいたします。ただ、家屋もかかっておりますので、そのへんが難しいのかと思いますが、中村新市長とは友人の関係でもございますので、またしっかりとですね、そのへんを要望し、早期実現に向かって努力してまいりたいと思います。

○議長（藤井公明君） 寺本修一君。

○15番（寺本修一君） 力強い決意をいただきまして、力強く思ったところでございます。3路線とも、答弁でもありましたように、極めて重要な路線でございます。既にこの二見田浦線については、八代振興局のほうから、公有水面の埋立申請がなされているということで、かなり完成が早まるのかなというような期待を持っているわけですが、今、町長も答弁されましたように、中村新市長のですね、おばあさんは幸いなことに田浦出身でございます。そういうことで、市長も芦北町田浦についてはかなり興味を持っておられますので、今、町長の答弁のありましたように、是非ひとつ力強い働きかけをしていただきたいと思います。

それから、三つの路線ともですね、災害発生時には改良が進みますと、3号線なり、あるいは県道27号の迂回路になり得る路線だろうと思います。今のところ、その機能が果たされておられませんので、是非ひとつ早期な実現をしていただきたいと思います。

冒頭に言いましたように、県道でございますので、町道ならば町長の英断ですぐ改良完成ということもあると思いますが、県道でございますので、是非ひとつ八代市と連携を深めて、芦北振興局、八代振興局、県に、力強いひとつ要望活動していただきたいと思います。それが昨日、古村議員、町道の話をされましたけれども、安心・安全なまちづくりにつながると思いますし、町民の生活安定につながってくると思います。合併してちょうど、町長、10年でございます。節目の年に、是非ひとつ、この3路線をですね、早期改良が進みますように、町長の敏腕を振るっていただきたいと思います。

そういうことで、最後に町長の取組の決意をお伺いして、質問を終わりたいと思います。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） この件につきましてはですね、この、今、御指摘の一つでございます球磨田浦線、あるいは矢樞につきましては、水口議員からもですね、再三質問があっておるわけでございますが、またその時々環境によって随分変わってまいりますけれども、現在はいい環境が整いつつあるということでございますので、

決意を新たにして取り組んでいきたいと思います。

○議長（藤井公明君） 寺本修一君。

○15番（寺本修一君） ありがとうございます。力強い決意表明をいただきまして、
よろしくお願いいたしますと思います。

今、答弁でもありましたように、同僚議員の水口議員のほうからも、254号線の改良については、「俺が一番便利になっとやもんな」ということでございますので、それは横居木、大岩、吉尾の方々を代弁しての発言だろうと思いますので、ひとつよろしくお願いを申し上げて、これはもうお願いする以外にございませんので、早期改良工事が進みますよう要望いたしまして、一般質問を終わります。

○議長（藤井公明君） 寺本君の質問が終わりました。

以上で、一般質問を終わります。

-----○-----

日程第3 総務常任委員会の閉会中の継続調査（所管事務）の申出

日程第4 建設経済常任委員会の閉会中の継続調査（所管事務）の申出

日程第5 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査（所管事務）の申出

日程第6 議会運営委員会の閉会中の継続調査（所掌事務）の申出

○議長（藤井公明君） 日程第3から日程第6までの各委員会の閉会中の継続調査の申出を一括議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付の申出書のとおり提出されております。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（藤井公明君） これで本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

平成25年第5回芦北町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

-----○-----

閉会 午後1時21分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

芦北町議会議長

署名議員

署名議員